

平成19年第2回竜王町議会定例会（第3号）

平成19年6月14日

午後2時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- | | |
|--|--------|
| 1 今後の財政について …………… | 岡山富男議員 |
| 2-1 「若者定住」の推進について …………… | 山田義明議員 |
| 2-2 若者定住などの住宅施策について…………… | 寺島健一議員 |
| 3 竜王町のバランスシートについて …………… | 勝見幸弘議員 |
| 4 自主財源とは何か …………… | 勝見幸弘議員 |
| 5 平成18年度町一般会計等の決算見込みについて …………… | 川嶋哲也議員 |
| 6 主要地方道近江八幡竜王線竜王側の舗装復旧（補修）について… | 川嶋哲也議員 |
| 7 安心・安全のまちづくり対応のため、竜王町に交番の設置について
…………… | 川嶋哲也議員 |
| 8 自宅介護を支える充実した施策を …………… | 若井敏子議員 |
| 9 教育問題について …………… | 若井敏子議員 |
| 10 「自律推進」と「合併」と対立する取り組みで住民は混乱している
…………… | 若井敏子議員 |
| 11 竜王町農業に明るい展望を持とう 集落と生産を維持する集落営農に
…………… | 若井敏子議員 |
| 12 鏡山、山頂にある展望台について …………… | 竹山兵司議員 |
| 13 施設の指定管理の運営状況について …………… | 竹山兵司議員 |
| 14 町内の不法投棄について …………… | 岡山富男議員 |
| 15 地域産業活性化について …………… | 近藤重男議員 |
| 16-1 鳥獣害の防止対策について …………… | 山田義明議員 |
| 16-2 獣害問題と里山保全について …………… | 若井敏子議員 |
| 17 障がい児学童支援について …………… | 寺島健一議員 |
| 18 保健センターまでのアーケードを …………… | 勝見幸弘議員 |
| 19 松が丘及びさくら団地に、既存の路線バスの乗り入れはできないか
…………… | 川嶋哲也議員 |
| 20 地球温暖化対策について …………… | 村井幸夫議員 |
| 21 ダイハツ工業前、山中橋附近の交差点及び町道八重谷甲西線の道路
拡張等について…… | 竹山兵司議員 |

2 会議に出席した議員（11名）

1番	寺島健一	2番	川嶋哲也
3番	勝見幸弘	4番	村井幸夫
5番	近藤重男	6番	圖司重夫
7番	若井敏子	8番	竹山兵司
10番	岡山富男	12番	山田義明
13番	中島正己		

3 会議に欠席した議員（1名）

11番 西 隆

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	山口喜代治	副 町 長	勝見久男
教 育 長	岩井實成	会 計 管 理 者	青木進
総務政策主監	小西久次	住 民 福 祉 主 監	北川治郎
産業建設主監	宮本博昭	総 務 課 長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住 民 税 務 課 長	山添登代一
健康推進課長	竹山喜美枝	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	川部治夫
建設水道課長	田中秀樹	教 育 次 長	松浦つや子
学 務 課 長	木村公信		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 布施九蔵 書 記 古株三容子

開議 午後2時00分

○議長(中島正己) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって定足数に達していますので、これより平成19年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 一般質問

○議長(中島正己) 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に要旨のみ願います。

発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問願います。

それでは、10番、岡山富男議員。

○10番(岡山富男) 平成19年第2回定例会一般質問、私は2問の質問をさせていただきます。

まず最初に、今後の財政について質問させていただきます。平成19年度の一般会計の予算の歳入で、自主財源が37億7,737万7,000円、率は79.3%、そのうち町税が32億2,786万円、率は67.8%であり、昨年比べて7.8%の伸びがありました。また、竜王町は3年間連続不交付団体であり、今後の財政状況について伺います。

まず1つ目としまして、平成18年度の決算見込みによる自主財源と町税の率と、平成19年度予算に対して、平成20年度予定による歳入総額に占める自主財源と町税の率はどのようになるのか、伺います。

2点目、平成18年度・19年度法人税・固定資産税(土地)(家屋)(償却資産)の決算見込みをお聞きします。

3点目、企業の進出予定等による財政力指数はどのようになるのか、伺います。

4点目、平成18・平成19・平成20年度の経常収支比率・公債費比率の割合、町債のピークは、年度比率での割合をお伺います。

○議長(中島正己) 赤佐総務課長。

○総務課長(赤佐九彦) それでは、ただいまの岡山富男議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、平成18年度の決算見込みにおける自主財源と町税の比率でござ

ございますが、平成18年度歳入見込み額は約69億8,637万円で、うち自主財源は約40億90万円で、そのうち町税は約31億2,002万円と見込んでおります。また、歳入決算見込額に占める割合は自主財源が57.3%であり、町税については42.7%でございます。

平成18年度の自主財源比率が例年に比べ減少している原因としては、公債費の急激な増嵩を回避するために町債の借換えを行いましたことから、依存財源の構成比率が大幅に上がったことによるものでございます。

次に、平成19年度の見込みでございますが、歳入見込み額が47億6,200万円で、うち自主財源が約37億7,738万円で79.3%であり、そのうち町税につきましては32億2,786万円で67.8%でございます。

なお、平成19年度見込みと平成20年度見込みとの比較でございますが、町税等におきましては、企業等の業績により大きく変動するものでありますが、現状においては景気の動向の変化が見込まれないと思われまますので、一般会計において平成20年度に大型建設事業を実施しない限り、平成19年度とほぼ同様の率になるのではないかと考えられます。

次に、平成18年度および平成19年度の法人町民税および固定資産税の決算見込みでございますが、平成18年度の法人町民税は4億9,945万円であり、固定資産税の総額では17億8,411万円であり、この内訳として土地が2億5,969万円、家屋が5億5,953万円、償却資産が9億6,489万円になると考えられます。

次に、平成19年度の法人町民税および固定資産税の決算見込みでございますが、法人町民税につきましては、予算額で4億6,000万円を計上いたしております。これにつきましては、町内の大手企業の税収の推移や決算状況等を勘案する中で計上いたしておりますが、決算額につきましても大きな変動はないものと考えております。しかし、企業の収益の増減は景気の影響を大きく受けるものでありますし、設備投資や欠損金等の計上を決算時に行えば法人税割が変動することも考えられます。現時点では、4億6,000万円を決算見込みとするものです。

次に固定資産税ですが、平成19年度の賦課をいたしましたところでございますが、調定額から決算額を見込みますと、20億1,443万円程度になると考えられます。内訳といたしまして、土地が2億6,603万円、家屋が6億859万円、償却資産は11億3,980万円となる見込みでございます。

次に、企業進出等による財政力指数の推移でございますが、企業の業種や企業所有の固定資産等の規模により大きく変動いたしますことから、具体的な見込みの数値を提示することは非常に困難であります。平成17年度1.106、平成18年度1.244と、高い水準を推移しており、仮に企業進出により法人町民税・固定資産税が増収となりましたならば、指数はさらに上昇すると見込まれます。また、その具体的な数値につきましては、普通交付税算定を待つこととなります。

次に、平成18年度・19年度・20年度の経常収支比率・公債費比率の見込みでございますが、まず、経常収支比率とは財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が少ないほど自治体独自の施策に充当できる財源が大きく、財政構造が弾力的であると言えます。この比率の見込みとして、平成18年度75.4%、平成19年度79.9%、平成20年度は81.9%となる見込みでございます。

次に、公債費比率でございますが、この比率は地方債発行規模の妥当性を判断するための指標で、経常一般財源に占める公債費の一般財源所要額の比率を言うものであり、平成18年度が10.8%、平成19年度が15.3%、平成20年度が15.6%となる見込みでございます。なお、公債費のピークは平成20年度と見込んでおります。しかしながら、今、お答えいたしました数値については、非常に把握困難な今日の中で行いました試算でございますので、その点よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中島正己） 10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） ありがとうございます。特に、今、課長から言われております公債費比率ですが、15を超えると特に警戒推移という方向になってくると思っております。これ以上は上がらないという見込みだと言われておりますが、19年度・20年度とこの警戒推移の中に入ってくるということから、やはりさまざまところで公債費比率を考えていかなければいけないのではないかなと思っております。その辺の計画的なことはどのように考えておられるのかもお答えしていただきたいと思っておりますし、また、ひとつとしましては、これからの少子高齢化社会の影響による増加が見受けられるということで、今後の民生費扶助費なのですが、この一般会計に占める割合はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** それでは、改めてご質問をいただきました公債費の件、さらには扶助費の件ということでお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、公債比の比率が高くなっていくということは、非常に財政運営上も厳しい状況を迎えるところでございます。そうした中で、平成20年度にピークというようなお話もさせていただいたところでございます。何とかそうした数値を堅持しながら、柔軟な財政運営ができるように、いろいろと皆さんとともに歳費の削減等も図りながら進めをしてまいりたいと考えております。

それから、もう1つは扶助費のことでございますが、16年・17年の扶助費を見てみますと、16年が3億9,496万円程度でございますが、それで率にいたしますと6.4%、17年が同じく3億9,467万7,000円、7.8%、率の方は少し上がっておりますが、金額の方は28万7,000円減っていると。このあたり、減っている要因といたしましては、扶助費が年々増加しているということで、国の方で制度改革があったということで減少しているところでございますけれども、19年度・20年度を考えてみますと、児童手当法等々の改正によりまして、当然増えていくことが見込まれるわけでございます。

そうした中で、国もそうした削減に向けていろいろと施策の中で考えられましょし、私どもも行政推進の中で、それらの増嵩を抑えるべく努力してまいりたいと考えております。

**○議長（中島正己）** 次に、12番、山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 12番、山田義明。「若者定住」の推進について、お伺いします。

竜王町の課題を克服するテーマの3本柱のひとつとして、「まちづくり地域懇談会」では「若者定住」が検討され、ハード面においては、「既存の空家・空き地の情報収集と活用検討」、そして「地区計画などを活用した住宅の持続的な供給」、そして「モデルとなるコーポラティブハウスの建築」等の具体的な施策のイメージが提案されているが、町行政サイドでこれを具体的に実施され、定住にこぎつけた事例はどれだけあるのか。そして、それらの事例はノウハウとして蓄積され、その後の若者定住の施策に活かされているのか。

また、当町では大手企業さんはもとより各企業さんには若者が大勢おられるが、それらの人たちとの間に「若者定住」の情報のやり取りが行われているのか。そして、竜王町はこれからこの「若者定住」のテーマにどのようなスタンスで取り

組み、推進しようとしているのかを、ソフト面も含めてお伺いいたします。

○議長（中島正己） 次に、1番、寺島健一議員。

○1番（寺島健一） 1番、寺島健一。若者定住などの住宅施策について。

今年度は、いよいよたくましいまちづくりの戦略的な施策を推進するため、「生活拠点である都市核づくり」、「竜王インターチェンジ周辺整備による産業振興」、「若者定住などの住宅施策」などの3本柱の基本方針が打ち出されたところであります。

その中で特に、若者定住などの住宅施策についての今日までの取り組み経過、および今後の実施計画についてお伺いいたします。

○議長（中島正己） 次に、小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） ただいま、山田議員さん・寺島議員さんから、「若者定住・住宅施策」についてのご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

若者に魅力あるまちづくりの環境整備のひとつとして、公共サービスを含む様々な機能を備える生活拠点の整備については、住む人にとって、また新たに住んでもらう人にとっても魅力的な施設であり、少子高齢社会を支える環境整備として住民皆さんからの意見や要望も多く、今大変重要な懸案事項であると認識しております。

若者定住に向けて、若者のニーズに応えることは当然であります。単にハード面に止まらず、福祉や教育面、地域の協働などの面から、いろいろな世代が共存することで、よりよいコミュニティや子育て、人格形成などが図れることから、総合的なまちづくりの構築が必要であると考えております。

具体的なイメージとしては、若者が竜王町に住み続けたいと思えるような魅力あるまちであるために、様々な施策づくりが必要であり検討が必要であること。郷土愛や誇りを育む教育や、安心して子育てのできる環境や地域社会のシステムづくりの検討が必要であることであろうかと思っております。これらにつきましては、先の第五次国土利用計画の策定にあたって設置いたしました竜王町総合基本計画審議会の答申にも、意見としていただいております。

また、町内には大手企業を含む数十社が操業しておられますが、そのほとんどの企業から若い従業員が定住できる社員住宅を望まれており、幹部を含む方々と協議いたしており、今後においても情報交換を継続したいと考えております。

また、若者定住の促進にあたっての町のスタンスとして、住宅施策の推進に当

たっては、国土利用計画を基本に、今後具体化していくために、実施計画、都市計画マスタープランを作成し、中心核整備等を具体化したいと考えております。特に、住宅施策に関連します具体的な事業手法や土地利用方針につきましては、建設水道課長より回答させていただきます。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 山田議員さん・寺島議員さんからの「若者定住・住宅施策」のご質問に関わりましては、関連事項についてお答えいたします。

既に本年3月定例議会においても説明をさせていただいておりますが、示しております3本の戦略的施策を実現していくためには、大きく、町の土地利用計画とリンクし、その段階に応じ、法律・制度に基づく土地利用の方針を明らかにしていく必要があります。

このことから、既に、本年3月に基本構想に即した町土の基本事項を定める「竜王町国土利用計画」の改訂を行ってきたところでもあります。また、都市計画サイドからの基本方針である「竜王町都市計画マスタープラン」については、現在その素案に対し、県関係部局の事前審査をいただいているところであり、その要件整理を行い、町の都市計画審議会や議会議員さんのご意見をいただきながら、その策定を、7月下旬目標に進めているところでもあります。

この「都市計画マスタープラン」という計画は、地区計画制度の拡充などの都市計画法の改正を背景として、竜王町の重点的なまちづくりである「中心核」「住宅地形成」「インターチェンジ周辺の土地活用」を、より実現性の高い具体的な土地利用方針を示していくものであり、地区計画制度などの個別の都市計画（いわゆる開発行為手続き）を決定・変更する際の指針として定めるに必要なものがあります。

お尋ねの住宅施策につきましても、都市計画マスタープラン（案）において、特に、竜王町は市街化調整区域で戸建て住宅団地や農業集落が広がる状況の中で、本町にふさわしく若者等に魅力にある生活基盤整備や新たな戸建て住宅の建設などの適応できる地区をイメージしながら、それを導ける手法として、地区計画制度活用での誘導を位置づけております。

これが地区計画制度においては、滋賀県においてこの6月1日付けで、「市街化調整区域における地区計画の策定にかかる運用方針」が示されたところでもありますので、その方針に基づくところの「竜王町における地区計画の策定のガイドライン」の策定準備に取りかかっているところでもあります。

今後の展開につきましては、先ず、都市計画マスタープランや町のガイドラインの策定を進め、引き続いて、既存の制度も含めながら、若者世代に加えて団塊世代やUターン希望者など、町民の皆さんはもとより竜王町に興味を持たれている方々に対して、本町での住宅整備の可能性やその手法について広くPRを行うと共に、大きな住宅団地の形成に拘らず、今まで以上に、個々一人ひとりについてもニーズや条件に見合う親切な指導ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、建設水道課から、若者定住に関わってのハードを誘導するための計画手続きの状況を報告させていただき、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 今お答えいただいたところでございますが、今回の若者定住に関しましては、今のところ整備に対していろいろと検討されているという状態の話ばかりでございまして、具体的に何か進んでいるということがなかなか少ないように聞いているのですけれども、若者定住に関して、若い人たちに問い掛けて、若者がどんな条件を望んでいるとか、そういったものに対してこれを進めていくとかいう内容がありましたら教えていただきたいのと、それから、人口減少あるいは過疎化により、国内では定住促進等の事業を行っている自治体も非常に多いわけでございます。滋賀県下ではこのような事業を行っているようなところはどこがあるのかということもお尋ねしたいと思います。

なおまた、今後の話でございますけれども、空家・空き地の情報収集について、民間の力を活用するなどして、空家・空き地バンクのような促進母体をつくって、若者定住促進を図る考えはないかなということでございます。この3点につきましてお答えをお願いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 山田議員さんから3問の再質問がございましたけれども、1点目につきましてお答えさせていただきます。

若者定住につきまして、若者に問いかけて、何を望んでいるのかと、こういうふうな状況はどうかというご質問だと思います。このことにつきましては、平成16年から行いました「竜王町の地域財政を考えるまちづくり懇談会」なり等で、いろいろなご意見を伺ってきたところでございます。特に、竜王町の若者につきましては、今現在、若い方がいろいろな立場で竜王町に定住しながら近隣に勤めておられたかとか。そして、竜王町での就業をされておられる方がたくさ

んおられます。

そういう中で、特に竜王町の、ここは住みやすいというご意見等もかなりいただきました。特に、その中で、懇談会の中でもそうですけれども、また住民フォーラム、いわゆる地域の方へ回らせていただいて、若者の青年団の方との交流もさせていただいたところでございます。

特に、やはり住むところが今現在、いろいろな部分で住みたいけれどもなかなか住めない、いろいろな文化とか風習とかある、そんな中で住めない、そういうことについてもやはり考えていただきたいというご意見も伺ったところでございます。

そういうようなところから、先ほど申しましたように、やはり若者がこれからもずっと住みたいなということ、それから、いろいろな部分での声を参考にしながら、一定アンケート等もとらせていただきましたけれども、そういう声を重要視しながら、やはり若者に住んでいただくようなまちづくりをしていきたいという考え方をしております。

今後におきましても、いろいろ若い層がおられますので、特に、青年層・婦人層がおられますけれども、いろいろな立場でご意見等もお伺いしていきたいなという考え方をしております。

先ほど申しましたように、特に地域再生のまちづくり懇談会の中でも提言をいただいております。やはり若者定住促進のために、基本的な方針に立って、まとまった住宅開発だけではなくに、既存の集落においても、住みたい、住みたいけれども住めないというふうな状況のご意見も伺いました。そういうことも参考にしながら、今後そういうふうな若者定住促進に向けてやっていきたいという考え方をしております。

それから、2つ目の定住促進に向けて事業を行っておるまちがあるのかなということのご質問でございますけれども、今のところ私どもが把握している中では、県内ではそういう状況はお聞きしておりませんので、調査させていただきたいなという考え方をしております。

それから、今現在、竜王町にいわゆる空き家・空き地等があるというふうなこともご質問いただきました。当然、いろいろな部分でいきますと、今現在、住宅団地等もございます。また、集落の中等の空き地もございますし、空き家もございます。

具体的には調査をしておりますけれども、今後、ご質問がございましたよう

に、そういうようなバンクをつくってはどうかということでございますけれども、このことにつきましては、いろいろな部分での研究等もさせていただきたいなと思いますので、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 今のところ聞いていると、これからもいろいろと検討するという段階で、これからも段々と少子高齢化等も、町内にそういった問題も起きてきまして、過疎化する可能性も十分ありますので、やはり持続可能なまちづくりをしていただくためには、こういった若者が既存の集落、あるいは団地、あるいは新しくつくろうとする団地を積極的に紹介できるような体制をもっていて、これから若い人たちが、町民憲章でもうたわれているように「夢と希望のある」、そういったまちづくりに向けて、若者定住につきましても進めていただきたいなと思いますので、よろしくやっていただきたいなと思います。以上でございます。

**○議長（中島正己）** 寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** ただいまお答えをいただきました。3月の定例会の時に、新年度（19年度）においては、少し目途がついて、具体的な検討やステップアップができるかとありますが、その状況はどのようなものかと。

そして、もう1点は、住民からの素朴な質問でございますが、今、マスタープラン等でいろ塗りが、集落の周辺でございますが、色塗りがされているところでございます。いつでも家が建てられるのか。いろいろと話を聞いておりますと、4m道路がないとだめと、そんなことも聞いておるところでございますが、いろいろな条件、また各法律と言いますか、農地法とか建築関係の法律など、どのような許認可が必要かと。また、どのような条件と言いますか、条件が整っていないといけないのか。そのようなことについて、お伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** ただいま寺島議員さんからの再質問をいただきました。

その1つにおいて、3月議会において、19年度において具体的なステップアップをするというお答えだったがというご質問でございますけれども、先ほども建設水道課長が申しましたように、1つには、まちづくりのために地区計画制度の運用がしたいというところから、先ほど申しました国土利用計画を3月に策定させていただきました。それに基づきまして都市計画マスタープランを確定していく。その上におきまして、地区計画の手法をとってさせていただきたいというふ

うな考え方をしております。

それを19年度におきまして、やはり1つには、先ほどの回答の中にありましたように、いわゆる地区計画の策定のガイドラインの策定を現在やっておりますので、そういうふうなお答えをさせていただきたいと。

また、一方、具体的にはということをございましたけれども、若者定住の取り組みにつきまして、やはり以前からでございますけれども、若者定住促進のために何とか住宅建設ができないものかということ、以前から県の方に対してもいろいろお願いして進めてきておりますけれども、しかしながら、いろいろな用地提供につきましてのお話等が整っておりませんので、それについても伸展はしておりませんので、そういう部分につきましても今後進めていきたいなという考え方をしております。

あとの問題につきましては、具体的な問題でございますので、建設水道課長からお答えをさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 寺島議員さんから、特に集落周辺での開発において、実際どのような条件処理が必要かという細かなご質問をいただいております。

特に竜王町につきましては、集落周辺ほとんどが市街化調整区域であるということは皆さんご高承のとおりでございます。このことから、一般的に農家住宅以外の建築にはかなりの制限がございます。

しかしながら、この市街化調整区域においての開発行為のうち、自己用住宅に係る許可基準の緩和もされてきているという状況があります。ただし、開発許可をいただくことによって、住宅の建築が可能だということでもあります。この開発許可を得るには、先ほどもお問い合わせがありましたように、農地転用とか、その他いろいろな個々の許可を取るということで、個別要件がありまして、その個別要件を満たしていただくことがまず第一のポイントと思っております。

いずれにいたしましても、特に集落周辺の開発につきましては、申請者の状況、と言いますのは、申請者がまず町内に住んでいるか町外なのか。また申請地の所有者は誰なのか。親戚なのか、また他人さんなのか。また、開発をする前の道路は4mあるのか、町道なのか、県道なのか、上下水道がどうなのかとか、いろいろな現場状況によってケースバイケースでございます。

それで、特に今日まで窓口の中では、なるべく皆さんが開発できる、糸口が見い出せるようなということで指導もさせていただいておりますので、今この場で、

こういう条件と言うのはなかなか、本当にケースバイケースでございますので、申し上げることはできません。いろいろな要件を処理するというのが開発許可でありますので、なるべくそれが通るようというところで、窓口でもいろいろな教えとか相談にも載っておりますので、何かそういうお問い合わせがありましたら、どしどし窓口に来ていただきましたら、できる範囲でご協力していくというようなスタンスをとっておりますので、その点をご理解いただきまして、よろしくお願い申し上げます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 寺島健一議員。

○1番（寺島健一） ありがとうございます。

一般的にわかりやすいと言いますか、わかりやすいように、また緩和策もお願いもしたいし、それから時間でございますけれども、申請と言いますのか、要望されて1年も2年も経ってはいは、そういうことはまたいかがかかなと思いますので、この点につきましては、先ほども申し上げましたように、緩和策、いろいろまた法が変わってくるかと思っておりますけれども、についてはまたよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（中島正己） 次に、3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 平成19年第2回定例会一般質問。3番、勝見幸弘。竜王町のバランスシートについて、質問させていただきます。

本年3月に、『平成17年度竜王町バランスシートを活用した財政の分析』という資料を配付いただきました。その後、この資料を使っての勉強会か説明会が開かれるものと思っておりましたが、今日までそのような機会に恵まれませんでしたので、勉強させていただく意味で質問をいたします。

まず第1点目、バランスシート左側の欄にございます資産合計額は、竜王町で200億円で、有形固定資産が182億円、構成比91%の数字が示す意味。一人当たりのシートでの近隣市町との比較。

2つ目、資産から負債を差し引いた正味資産121億円の意味。一人当たりのシートでの近隣市町との比較。

3つ目、債務負担行為が表ではゼロになっていて、表外に情報として載せられているのはなぜか。

4つ目、下水道等と特別会計の債務を連結決算としてあらわすことをしていないのはなぜか。

5つ目、社会資本形成の世代間負担比率を考察すると、竜王町としては、将来

世代の負担が大きいのか。近隣市町との比較はどうか。

6つ目、予算額対資産比率は3.8と出ておりますが、この数字は社会資本整備が進んでいると言えるのか。近隣市町との比較はどうか。

7つ目、その他、竜王町のバランスシートで特徴的なことは何か。

以上、よろしく、わかりやすくお教えいただきますようお願いいたします。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） 勝見議員さんから、竜王町のバランスシートについてのご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

地方行政改革をさらに推進していくという観点から、去る5月に総務省の自治財政局が、各市町村長に対しまして説明会を開催したところでございますが、その資料の中に、地方行政改革新指針における地方公会計改革および資産、債務管理改革という項目で、発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図り、基準モデルまたは総務省方式改定モデルを活用し、地方公共団体・単体および関連団体等も含む連結ベースで、公会計の整備を推進するとされております。

さらにこの公会計の整備推進は、貸借対照表をはじめとする4表の整備を標準化し、人口3万人以上の都市は3年後までに、人口3万人未満の都市は5年後までに整備を完了し、公表していきたいと結ばれております。

このことから、平成16年度から竜王町が作成いたしましたバランスシートを活用した財政の分析においては、平成12年3月に自治省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」が示しました普通会計の作成マニュアルから先進的な団体が取組みされたバランスシートをもとに作成しているものであります。

については、その前提となります考え方、数値の補足の仕方等につきまして、一般の私企業のバランスシートとは大きく乖離したものとなっていることをご理解いただきますとともに、今後国においてそれらの数値について補正がされると見込まれるものでございます。

さて、ご質問の1つ目の資産合計200億円という数値ならびに有形固定資産の182億という数値は、昭和44年に決算統計の数値が国において電算化されておまして、その後の決算統計で言いますところの建設投資にあたる経費を毎年積み上げているものでございます。

また、91%という比率は、資産の中に占める有形固定資産の割合であります。有形固定資産は、それを使用することにより住民サービスを生み出すもので

ございます。単純に考えますと、流動資産つまりお金を持っているだけでは住民サービスになりませんので、住民ニーズに合った行政投資が重要であると言えます。

しかしながら、有形固定資産も多額に保有いたしますと、管理費用または将来への積み立て等、固定的な財源確保も必要となり、財政の硬直化を生む恐れがあります。こうしたことから、いかに少額で効果的な投資を行うかが肝要であると考えるところであります。

次に、正味資産121億円についてであります。一般的に貸借対照表を見る場合に、資産は、負債+資本であります。この場合、資産合計200億円から負債合計79億円を引いて121億円、その資本にあたるものが、国庫支出金・県支出金・一般財源となっております。これを言い換えますと、これまで国民の税金でこれを構成してきたと言えると思われれます。また、この121億円は前年と比べて9億円の減少となっておりますが、このことは一定の社会資本整備が完了し償却が進み、あわせて地方行財政改革が推進されたこと等により減少してきているものと推察されるものでございます。

次に、債務負担行為がゼロカウントになっていること、連結決算をしていないということでございます。まず初めに、「債務負担行為」という単語に「債務」という文字がついているために、よく「債務負担行為」を企業会計の「債務」と勘違いされることがございます。ご承知のとおり、「債務負担行為」は将来の支出を伴う行為であり、予算の会計年度独立の原則に対する例外措置でございます。これに対して「債務」とは、団体の外部に対して金銭の給付をしなくてはならない確定した義務ということでございます。そのため国の作成マニュアルでは、PFI等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っているが、既に物件の引き渡しを受けたものについては、今後の支払額をもって資産計上し、見返り財源として「債務負担行為」を債務科目に計上するというところになっておるところでございます。

次に、連結に関してであります。このバランスシートの作成マニュアルでは、基本的な前提といたしまして、1つ、普通会計を対象とする、2つ目、取得原価主義を採用する、3つ、決算統計データを基礎数値として用いるなど基本的なスタンスがでございます。

言うまでもなく、普通会計は決算統計作成上の概念的な会計であり、一般会計にいくつかの特別会計を加えたものでございます。法適用の公営企業会計は既に

バランスシートがありますから、対象とされません。また、国民健康保険特別会計・老人医療保健特別会計・下水道特別会計などは、対象からはずれます。加えて、外郭団体や一部事務組合も対象からはずれることとなります。ここにも前段で申しあげましたとおり、作成上の課題があることはご理解いただきたいと存じます。

次に、社会資本形成にかかる部分ではありますが、このバランスシートが作成されたのが平成16年度からでありまして、17年度との比較はありますが、今後も継続して5年・10年というスパンで数値比較をしながら考察していかないと、答えが見えてこないと考えるものでございます。現段階では、地方債の比率においてもそうした様子は伺えるものであると考えております。

また、社会資本整備の指標数値として、資産合計を当該年度の歳入総額で除して、3.8という計数を得ておりますが、相対的には記述のとおり、この比率が高いほど社会資本の整備が進んでいると解さるところでございます。ただし、どのような社会資本に投資したのか、その効果がどのようなものであるのかが、行政運営の重要な要素であるとも言えると思います。

最後に竜王町のバランスシートの特徴ではありますが、類似規模の市町村に比べて、社会資本への投資は数値上も上位にあるのではないかと考えているところでございます。このことは、地方交付税が不交付となっていること、道路や農用地整備にも積極的に行政投資を行ってきたところでございますし、近年では遅れておりました箱物整備を加速的に行ってまいりました経過からも検証ができるのではないかと考えるところでございます。

次に、他の町との比較ということでございますが、公表することが義務付けられておりませんので、近隣の日野町・安土町においては、ホームページ上では平成17年度分の公表がまだされておられません。近江八幡市・東近江市については公表がされておりますが、市と町の違い、行政の運営手法の違い等もあり、今後それ相応の近隣のデータが出揃いました時点で比較検討していきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

なお、冒頭ご質問の中で、バランスシートを使つての勉強会が、平成17年度分については開催されていなかったという経緯もありまして、ご質問をいただいたところでございます。今回、ピンポイントでお答えをさせていただきましたが、十分なお答えができたとは考えておりませんので、今後、皆様とともに情報を共有し、議論を重ね、住民自治の伸展につながるように、しかるべき対応をしてま

いりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） ありがとうございます。非常に難しい問題で、私もあまりよく理解できていないのに質問させていただいておる次第でございますが、私が今手元に持っておりますのが、平成17年度の竜王町バランスシートを活用した財政の分析（普通会計）というものの、19年3月の日付けになっておりますが、3月議会の最中でしたか、レターケースの中に入れていただきました。本来ですと、これを見ながらもう少しこのことについて議論をしていくのがいいのかもわかりませんが、何も無い状態で皆さん方には「何を言っているのか」というふうに聞いていただいているかも知れませんが、私なりに勉強した、勉強したと言うか、見た感じのことで、その感じた部分を発言させていただきますので、そういう見方・考え方でいいのかどうかということについて、ご指摘をいただけたらありがたいと思っております。

まず、なぜこのバランスシートの活用をした財政分析のこの資料を今回の質問に取り上げたかと申しますと、この間、議会が初めて各集落を、ブロック別ですけども回りまして、議会報告会をさせていただきました。その時に住民の皆さんから出てきた話が、この単年度会計の決算・予算だけではなくて、企業会計のバランスシートも活用した検討をすべきだという意見がありましたし、なおかつ合併の話の中では、もっとわかりやすい資料の提示をしろと、そういう資料の提示をしていただかないと、なかなか判断ができないのだというふうな住民さんからの話がありました。

ですから、竜王町も16年度からこのバランスシートをつくっているのだということと、それから、その中身はどうなっているのかということ、少しでもかじっておくべきだと考えましたから、取り上げた次第でございます。

まず、私が7つほどの項目に分けてご質問しましたけれども、簡単に資産合計の200億円というのについては、今ご回答いただきましたように、積み上げてきたものの総額だということでございます。

その中に、有形固定資産が182億円ということになっておりますが、資産の総額の中には、有形固定資産と投資等、いわゆる出資金だとか基金だという投資等という合計と、それから流動資産という、いわゆる現物・現金の部分と、この3つの大まかな項目にあつて、そのうちの有形固定資産というものの総額が182億円で、構成比が91%になっておるという内容です。これは、当然、竜王町

はたくさんものをつくってきた、皆さんの税金も使って建ててきたということの結果だから、数値が大きいのは当たり前だと考えます。

他町との比較ということについては、結果的にしていただけなかったのですけれども、私で知り得る限りで、たまたま近江八幡市のバランスシートがホームページ上に載っておりましたので、その数値を見て、人口規模とか手法が違うというふうに言われればそうなのですからけれども、比較をしてみました。

そうすると、一人当たりの数値にいけますと、試算の合計は、竜王は154万円になりました。近江八幡市の場合は141万円という数値が出ておりました。これも、この資料の中に出てくる数字でございますので、間違いではございません。近江八幡市もそのように数字が出ておりました。近江八幡市の比率は83.3%でした。つまり、やはり竜王町の方が有形固定資産の割合が多いのだということが、この数字で言えると思うのです。そういったことを近江八幡市だけではなくて、ほかのところと比較できるような資料というのが必要なのではないかと、私を私は申し上げたいわけです。

2番目の正味資産の部分ですけれども、これは竜王町の場合は121億円になっています。つまり、200億円から負債であります借金の部分の79億円を引いたら121億円という数字が残るから、これが正味資産だという考え方です。

近江八幡市の場合には、725億円でございます。これを一人当たりになりますと、竜王町の場合が94万円、近江八幡市は105万円ということになります。つまり、正味資産は近江八幡市の方が多くなるということです。

これはなぜかと言いますと、どうもやはり近江八幡市は負債が少ないから、正味資産が多くなっている。ということは、赤佐課長の説明の中にもありましたように、小さなお金で結構たくさん資産をつくってこられたということが言えるのかなというふうな気もいたします。

3番・4番をあとに回しまして、5番目の社会資本経済の世代間負担比率というものですけれども、この比率というのはいかと言いますと、有形固定資産を分母にして、そして正味試算を分子にする。つまり、有形固定資産の中に占める正味資産の割合というもので、それが竜王町の場合は66.9%でした。近江八幡市は84.5%になります。つまり、これも同じことで、近江八幡市の場合、負債が少ないのでそのような結果になるというふうなことなのかなと思います。

それから、もう1つ、有形固定資産残高に対する地方債残高の割合、これは地方債比率と言うそうですけれども、いわゆる有形固定資産を分母にして、地方債

を分子にする。そうすると、竜王町が40.2%という数字がこの資料の中にも出てきます。近江八幡市が28.8%になっておりました。これを見てみますと、竜王町の方が今までつくってきた資産に対して、将来の方が返していかなければいけない割合が大きいというふうなことなのかなと考えたのです。それでいいのかどうか、またご回答ください。

続きまして、予算額対試算比率というものですけれども、今私がいろいろ申し出ておりますのは、このバランスシートを活用した財政の分析の最初の方のページに、それぞれそういう考え方みたいなものが載っておりますので、また見ていただけたらと思うのですけれども、ここには、竜王町としての考察が書いてあるのですけれども、なかなか結果的によいか悪いのか、よそと比較して多いのか少ないのかがわからないものですから、私は今改めて質問しておるということでございます。

話を元に戻しまして、この予算額対試算比率というのは、資産の合計が毎年の歳入の合計の何年分に相当するのということを示すものだそうです。竜王町の場合は3.8という数字が出ておりますけれども、これは3.8年分の資産ができているのだということだと思います。近江八幡市は、4.6年になっております。つまり、竜王町より近江八幡市の方が社会資本整備が進んでいるということになるのかなと思いました。ただ、これは総額だけの話でありまして、赤佐課長の話の中にもありましたように、何に投資をしてきたのかという中身が肝心なのでございます。

7番目で、その他竜王町の特徴というのはどんなことがあるのだということで、有形固定資産の行政目的別割合という表がございました。これを見てみますと、竜王町と近江八幡市と比較して初めてわかったのですけれども、竜王町の場合には、農林水産事業の部分にかかっている割合というのが16.6%ございました。この数字が多いのか少ないのか、これだけを見ていたのではわからなかったのですが、近江八幡市を見てみますと3.9%でした。これでやっぱり竜王町は農業にお金をかけてきたのだなということがわかりました。

次に、土木費でございます。竜王町は32.2%でした。近江八幡市は53.1%です。そうすると、近江八幡市は道路とか河川とか、こういったものに結構お金をかけてきたのだなということが言えるのではないかと思います。

衛生費、竜王町は1.4%でした。近江八幡市は9.1%でした。これは、近江八幡市のホームページにも説明が載っておりました。新たにつくられた火葬場の

資産があがっているのかなと思いました。

総務費で竜王町が19.7%、近江八幡市が4.7%、これについては、なぜこうなっているのかということが、私のレベルではちょっとわかりませんでした。また教えていただけたらありがたいです。

それから、さらに有形固定資産の明細表では、竜王町は住宅はゼロでした。近江八幡市は224億円ございました。有形固定資産858億円のうち4分の1以上を住宅という部分が占めています。これは市営住宅であるとか、その土地であるとか、そういった部分も含まれているのかなと思いました。

続きまして、3番と4番のことをごさいますけれども、3番の債務負担行為のことについては、表外になっているということについて、なぜかということですが、要するに回答では、町に引き渡しを受けていないから債務負担ではないのだと、債務負担という項目にはあげられないのだという話でした。

ところが、竜王町の場合には、万葉の里の整備事業、老人保健施設、有線放送情報システム等、債務負担行為で17年度で27億円ほどあるわけです。ちなみに近江八幡市は37億円ございました。さらに、日野清掃センターや消防の一部事務組合の債務も、いわゆる負担金の名目で必ず支出の中に含まれてくる、計上されてくるものがございます。これらは借金であるにも関わらず、バランスシートには負債としてあがってこないという問題がございます。

4番目の下水道特別会計の部分についても同様でございます、近江八幡市の場合には、病院会計が企業会計で別個にやられております。

こういったことを考えますと、バランスシートそのものを比較しても、結局十分な比較ができないのかな。また、その根拠も非常に曖昧な部分と言いますか、統一をされていないものですから、なかなか住民さんに示す資料としては、これでいいのかなということを思っております。

ですから、住民さんに示す資料として作り直す必要があるのではないかと、いうことを私が言いたいのと、それから、このバランスシートについても、もう少し、今出ている状態の中で勉強をしていく必要があるのではないかと、思っているわけですが、ご回答をいただけたらと思います。長くなりまして申しわけございません。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） ただいま再質問をいただきました件でございますが、各項にわたってよく勉強をいただいて、個々についてご質問をいただいている部分で

ございます。

冒頭にも先ほどお答えさせていただきましたように、国においても、今までの手法では、やはり見方についてわかりにくいところ、甘さがある、解析の仕方、数字の置き方にも、その取り方に違いがあるのではないかということで、それを将来公表していけるようなものに統一してやっていこうという考え方があるということをお話したとおりでございます。

ですから、今日いろいろご質問いただきましたことを踏まえながら、竜王町においても近い日、5年後には公表というようなお話もさせていただきました。そうしたことに向けて勉強もさせていただきながら、またこうしたことは財政上のことでございますので、まちづくりの基本になることでございますので、非常に大事なことでございますので、機会があるごとに、共々に勉強してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

特に、わかりやすい資料をつくっていくということは非常に大事なことであると考えております。以上でございます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） もう1点、わかりやすい資料をつくっていくということ、それから公表していくということについてはご回答をいただきましたが、議会でできたら、もう1回ぐらい勉強会の機会を持っていただきたいと思います。そのお考えはどうでございますでしょうか、よろしく願いします。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） 改めて勉強会のご要請もいただいたところでございます。私自身もまだ替わりまして間もなく、勉強も不十分でございますので、共々にさせていただけるような場が持てたらなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中島正己） 次の質問に移ってください。3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 次の質問に移ります。自主財源とは何か。

町の広報6月号に、「第3回竜王町市町合併推進検討会議」の様子が掲載されておりました。その中で、アドバイザーの「谷口滋賀文化短期大学教授の発言」として、「自主財源の比率が高いが、企業からの税収は依存財源との見方もできるのではないかと。全体のバランスを良くするひとつの方法として合併もあるのではないか」との表現が紹介されておりました。まとめられた方の主観も入っているのか、発言された谷口先生の意図が文面どおりなのかはわかりませんが、受け取り方に

よっては誤解を招きかねないように思います。「企業からの税収を依存財源との見方ができるのか」、「それならば自主財源とは何を指すのか」、「市町合併は自治体の財源バランスを良くするための手段なのか」、お尋ねいたします。

先人がまちづくりの手段として企業誘致をして、その企業が町税として納税される「法人町民税や固定資産税」を依存財源との見方をすれば、「町が自主的に収入することができる財源」はほかに何かあるのでしょうか。企業からの税収を依存財源とすれば、極端に悪くなった竜王町の自主財源比率は、合併することによって良くなるのでしょうか。誤解されることを恐れず、この会議のまとめであるかのごとく最後に掲載された意図をお尋ねいたします。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） ただいまの勝見議員からの「自主財源とは」のご質問につきまして、お答えさせていただきます。

竜王町におきましては、将来の市町合併を見据えたまちづくりのあり方について住民みなさんとの話し合いを広げていくために、本年1月23日に、町内の各界・各層の皆さんで構成する「竜王町市町合併推進検討会議」を設置しました。現在、検討会議におきましては、今後における議論を広げていくために、より知識を深める時期と位置づけ、精力的に研修会を開催いただく中で、委員の皆様とともに議会議員の皆様、町職員につきましても参加をしてくれているところでございます。

また、行政としましては、市町合併に関する情報を広く町民の皆様を提供することが大切であると考えておりますことから、今日の合併を取り巻く状況や竜王町市町合併推進検討会議での議論、まちづくり研修会の様子につきましても、町広報にてシリーズ化し、広くお知らせしているところでございます。

今回ご質問の広報6月号では、去る4月24日開催の第3回竜王町市町合併推進検討会議の議論について記載しておりますが、この会議におきましては、前段、事務局から市町合併を取り巻く状況として、合併新法の制度、竜王町の財政状況、隣接市町概要の比較について説明し、その後、意見交換が行われました。また、その中で滋賀文化短期大学の谷口先生からもご発言をいただいております。広報へは、発言いただいた内容そのままに掲載させていただきました。

「企業からの税収を依存財源との見方ができるのか」との質問でございますが、全国の自治体においては、企業の他市町や海外への流出、また、規模の縮小等によります工場の閉鎖等が問題となっております。特に大規模な企業からの税収に

頼った財政運営を行っている自治体にとって、その影響は多大なものがございます。町は立地する企業から法人町民税や固定資産税を収入として得ることとなりますが、企業展開はあくまで企業の考え方によるものですので、現況の税収が未来永劫保証されるものでないとのことから、竜王町におきましても、先人の築いてこられました企業の誘導策による税収を当然として考えることなく、緊張感を持った財政運営を行う中で、町として権能に基づかない収入であるとの見方も必要であると示唆されたものと判断しております。

財政分類上では、あくまで企業からの税金についても自主財源でありますので、広報紙面で住民皆さんが誤解されるような補足説明が欠落していたものと考えます。

次に、「自主財源とは何を示すのか」との質問でございますが、分類上の自主財源といたしましては、まちの収入をその調達が自己の権能に基づいてなされるか否かという「調達の拘束性」を基準とした分類であり、まちの財政構造分析で用いられています。自主財源には、地方税、分担金、負担金、使用料、手数料、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入があり、これに対して依存財源には、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債がございます。また、自主財源が歳入総額に占める割合を自主財源比率といたしますが、これが高いほど、まちの自主性と安定性が確保され、財政運営上、常にその水準維持に努めるべきとされています。先に述べました、企業から、また住民の皆様から納付いただきます町税についてはすべて自主財源として分類をいたします。

なお、竜王町の平成19年度当初予算におきます自主財源比率は79.3%で、平成18年度当初予算と比べますと2.2%の増となっております。また、平成19年度当初予算におきます町税の割合は歳入の67.8%を占め、うち法人町民税と法人分の固定資産税を合わせた60.2%が、法人からの主な収入であると考えております。

次に、「市町合併は自治体の財政バランスを良くするための手段なのか」との質問につきまして、谷口先生は「全体のバランス」との表現をされていますが、財政として見た時には、市町合併により自主財源比率は下がることとなる場合もあると考えられますが、行政区域が広がることにより、多業種の法人が立地することとなり、景気や経済の影響を分散することができると共に、人口と面積が広がることから、安定した収入である住民の皆様からの住民税・固定資産税の比率が高まるものと考えられます。

今後におきましても、合併推進検討会議の議論や議会でご答弁をさせていただきました内容につきましては、町広報等によりまして広く住民の皆様への公表をさせていただき考えでございます。住民の皆様へよりわかりやすい情報を提供できるよう鋭意努力してまいりますので、議員皆様方の絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島正己） 3番、勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） ご回答いただきましたように、竜王町の町税の多くの部分を大きな企業が占めているということについては、間違いのない事実でございますし、そのことに安心をしていたのではだめだよというふうなことについては、誰しもおっしゃることでございますので、そのとおりだと思いますが、だからといってそのことを、「大きな企業に依存している」という言葉イコール「依存財源」との見方ができるという表現に置き換えてしまうということについては、これは非常に誤解を与える部分かなということが思われます。

大きな企業が税金を納めてくれるから安心なのだ、まちづくりの今までの手法で、今が安心なのだというふうなこと、そんなことを思っていたのではだめだよというふうなことが言いたいということについてはよくわかるのですけれども、ことさら言葉で誤解を与えるような表現はまずいのかなと思いました。

それと、よく工場は一企業のことだから、明日はどうなるかもわからないというふうな意味の表現があるわけですが、よくそのことと比較されまして、日産の座間工場の閉鎖のお話がよく取り上げられておりますけれども、私は日産の部分については業績が悪くなって、その対策のための手法で工場を閉鎖されたのだというふうに見ておったのですけれども、そのことがダイハツや、バックにあるトヨタの業績が悪くなったから、竜王の工場がどこかへ行くかもわからないというふうな、そのようには聞いておりませんし、いかに不安部分があったとしても、以前議会で勉強会をした時に、講師の先生がおっしゃっておられた言葉を思い出します。「ダイハツの税収より地方交付税の方がよっぽどあてにならない」ということを言われた言葉を思い出します。まさしく、これからの制度のこの方が問題なのかなというふうな気がいたします。

あまり現実的でない事柄で不安をあおるよりも、みんなが議論することによって納得した結論を出すこと、これは合併の話ですけど、納得した結論を出すことが大事だと思います。そして、合併はまちづくりの手段なのだから、みんなが議論できる場とか、資料を提供することが行政に課せられた使命だと思います。

れども、いかがお考えですか。

合併推進検討会議の結論を待って、住民さんにまた意見をお伺いするというのではなく、並行して進める必要があるのではないかと。タウンミーティングも積極的に並行してやっていただきたいと思うのですけれども、いかがお考えでございますか。よろしくお願いいたします。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 勝見議員さんの再問にお答えしたいと思います。

一企業に頼っていてはということで、企業に依存している財源ということで、考え方によっては依存財源という見方もできるのではないかと。いうふうなことも言われたものでございまして、特に自主財源・依存財源という言葉限定して説明したわけではなく、町民の皆さんの自主的な努力で改善できないことについて、依存してはならないという意味で説明されたというふうなことを考えております。

今も申されましたように、議論できる場、それから資料を提示せよというふうなご質問でございますけれども、以前から申しておりますように、住民の皆様がいち早く資料も提示させていただきまして、今後におきましてやはり議論できる場を、特に合併問題につきましてもつくっていきたいという考え方をしております。

また、今後におきまして、ご質問の中にタウンミーティングを何回もやれというご指摘ございましたけれども、特に合併推進検討会議でも、この運営につきましても議論をしていただいておりますし、当然、執行部として今後におきまして住民の皆さんにやはりご説明をさせていただきたいという考え方をしておりますので、よろしくご理解をしていただきたいと思います。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで、午後3時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時40分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 平成19年第2回定例会一般質問、4点の質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、平成18年度町一般会計等の決算見込みについて伺いたいと思います。なお、先に岡山議員の質問にありました関係につきましては、回答・答弁を省略していただいても結構でございますので、よろしくお願い申し上げます。

平成18年度の竜王町一般会計予算は67億582万8,000円、これは補正予算第4号まででございますが、歳入の主なものは、町税・国県支出金・町債および地方譲与税等でございます。歳出の主なものは、人件費・建設事業費・扶助費・物件費・公債費・繰出金等でございます。

つきましては、平成18年度の一般会計・特別会計決算見込み等、次のことについて伺いたいと思います。

1点目といたしましては、歳入歳出の決算見込額と実質収支見込額・歳出の予算現額に対する不用額はどれぐらいあるのか。

2点目といたしましては、町税等の収入状況と収入未済額および不納欠損額について伺いたします。

3点目といたしましては、平成18年度の主な事業内容と事業費および成果について伺いたします。

4点目といたしまして、平成18年度末の国・県および町の起債残高について伺いたします。

5点目に財政力指数、先ほども岡山議員から出ておりますが、経常収支比率および公債費比率について伺いたします。

以上5点について、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 赤佐総務課長。

**○総務課長（赤佐九彦）** それでは、川嶋哲也議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、一般会計および水道事業会計を除く7特別会計の決算見込額についてお答えさせていただきます。一般会計につきましては、歳入総額が69億8,637万1,041円、歳出総額が67億1,460万2,040円、歳入歳出差引額が2億7,176万9,001円、翌年度へ繰り越すべき財源が823万3千円でございますので、実質収支額は、2億6,353万6,001円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、1億3,073万7,960円です。

次に、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）につきましては、歳入総額が8

億532万9,296円、歳出総額が7億6,627万9,670円、歳入歳出差引額が3,904万9,626円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、3,904万9,626円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、2,880万8,330円でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）につきましては、歳入総額は医科が9,003万1,820円、歯科が5,973万4,301円、歳出総額は、医科が8,305万5,902円、歯科が5,548万3,585円、歳入歳出差引額は医科が697万5,918円、歯科が425万716円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は医科が697万5,918円、歯科が425万716円のそれぞれ黒字でございます。なお、歳出予算現額に対する不用額は、医科が334万4,098円、歯科が492万1,415円でございます。

次に、老人保健医療事業特別会計につきましては、歳入総額が9億5,280万1,736円、歳出総額が9億5,346万1,148円、歳入歳出差引不足額が65万9,412円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、65万9,412円の赤字となっております。このため、翌年度歳入繰上充用金65万9,412円でもって歳入不足を補てんいたしました。なお、歳出予算現額に対する不用額は3,761万6,852円でございます。

次に、学校給食事業特別会計につきましては、歳入総額が5,913万8,291円、歳出総額が5,856万7,329円、歳入歳出差引額が57万962円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、57万962円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、43万1,671円でございます。

次に、下水道事業特別会計につきましては、歳入総額が7億6,214万1,833円、歳出総額が7億2,617万4,542円、歳入歳出差引額が3,596万7,291円、翌年度へ繰り越すべき財源が2,550万円でございますので、差引実質収支額は、1,046万7,291円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、1億4,693万8,458円でございます。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入総額が4億9,638万3,614円、歳出総額が4億6,591万9,073円、歳入歳出差引額が3,046万4,541円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、3,046万4,541円の黒字となっております。なお、歳出予算現額に対する不用額は、3,287万4,927円でございます。

次に、日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計につきましては、歳入総額が199万5,174円、歳出総額が199万5,174円、歳入歳出差引額は0円となっています。これは、日野町、竜王町および安土町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計につきまして平成19年3月31日をもって廃止いたしましたので、翌年度への繰越はございません。なお、歳出予算現額に対する不用額は、1,826円でございます。

以上が、一般会計ならびに7特別会計の決算見込み額の状況でございます。

次に、2点目の町税の収入状況と収入未済額および不納欠損額につきまして回答させていただきたいと思っております。収入状況は町民税が9億8,536万3,051円、固定資産税が17億8,498万7,481円、軽自動車税が3,102万8,200円、町たばこ税が3億1,863万6,467円の収入済額でございます。

収入未済額につきましては、町民税が2,639万6,284円、固定資産税が6,207万9,019円、軽自動車税が239万1,100円でございます。

不納欠損額につきましては、町民税が52万9,769円、固定資産税が63万8,200円、軽自動車税が2万6,600円でございます。

また、国民健康保険税につきましては、それぞれ2億8,513万8,876円の収入済額、5,307万6,362円の未収入額、68万6,600円の不納欠損額でございます。

次に、3点目の平成18年度の主な事業につきましては、山之上新地区における配水管の新設に伴う消火栓の設置に297万450円、滋賀県土砂災害情報相互通報システムの整備に1,353万3,139円、自ら考え自ら行うまちづくり事業が1,047万7,230円で25自治区が地域生活環境整備等に取り組みいただきました。生活交通路線維持費補助金やコミュニティーバス運営委託補助金などの公共交通対策費として651万6,123円を補助し、路線バスやコミュニティーバスの運行維持に努めてまいったところでございます。墓地緑化等環境整備モデル事業に1,918万3,337円で、鵜川地区等における墓地の整備に支援いたしましたものでございます。また、農道整備や防火水槽整備などの農村総合整備事業に5,798万6,250円、中学校の大規模改造に1億3,134万2,400円、竜王小学校プール改修工事に819万円、戸籍総合システム整備事業に1,699万1,512円などがございます。

次に、4点目の平成18年度末の国債・県債および町債の残高でございますが、

平成18年12月末の国債残高は、676兆2,919億円の見込みでございます。平成18年度末県債残高は、8,929億円の見込みでございます。

また、町債でございますが、町債の残高は72億6,944万8,000円の見込みでございます。

次に、5点目の財政力指数につきましては、平成16年度から平成18年度までの3カ年平均で1.244であります。また、平成18年度最終予算時点によりますが、経常収支比率につきましては75.4%、公債費比率については10.8%でございます。

以上、川嶋議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** いろいろありがとうございました。特に、町税等の未収でございますけれども、昨年も同じようなことを質問させていただいておるのですけれども、16年から17年まで比較すると、1,600万円から増えておったというようになっておるのですけれども、例えば町税、さらに国保税を皆全部含めまして、17年度から18年度にかけましてどれだけ増加しておるのかという問題について、万円単位で結構でございますので、お聞きいたしたいと思います。

さらに、これの回収等につきましても、先般の委員会等でもいろいろお話を聞いておるわけでございますが、先ほどのお話の中にもございましたように、『広報りゅうおう6月号』の中にも、所得税が住民税に変わってくるということで、さらに住民税が増えてくるということになれば、それに伴いまして税収そのものも増えてきますので、未収が増えてくるのではないかという懸念もあるわけでございますが、たちまち今までの未収金についてどのように回収を考えておられるのかということと、今後の考え方もお聞きいたしたいと思います。

それから、医療費の未納はないというようにも聞いております。しかしながら、給食費が若干、今年から未収が出てきておると、こういうようなことも聞かせてもらっておるわけでございますが、この点も含めまして、未収の分をどのような対応をされていくのかということについて、お聞きいたしたいと思います。

それから、小さな問題でございますが、18年度で実施されました小学校のプールでございますが、これにつきまして何か、何が悪いのかわかりませんが、プール開きができていないというようなこともチラッと聞いたのですけれども、そういうことではないのか。西小学校はやっておられるけれども、竜王小学校はプールが実施されておられないということもチラッと聞いておるのですけれど

ども、その原因につきましてお聞きいたしたいと思います。以上、よろしくお願  
いします。

○議長（中島正己） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいま川嶋議員さんから再質問をいただきました  
ので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の町税の未収金でございます。町民税・固定資産税・軽自動車  
税および特別会計でございます。国民健康保険税を含めまして、17年から18  
年で決算を打ちました中で、約2,427万円増加をしておるところございま  
す。

2点目のこの未収金についての取り扱いと、今後どのような滞納整理を行って  
いくのかというご質問でございますが、この収入未済額につきましては、平成1  
6年度におきましては、町内の大手企業の倒産の確定がございました時点で、例  
年がない不納欠損をさせていただきまして、収入未済額が大きく減少したところ  
でございますが、その後、個々の細かい未納が年々増加いたしておりまして、今  
のような未納が増えつつあるところでございます。

議員仰せのとおり、平成19年度からは税源移譲ということで、国税の方から  
町県民税の方に税源が移譲してまいります。このことにつきましても、滞納の大  
幅な増加が避けられないような状況が予想されるところでございます。

このことにつきましては、滋賀県におきましても徴収強化対策の一環といたし  
まして、県と町が共同して滞納整理を促進し、併せて税務職員の徴収技術の向上  
を資するというを目的に、県の職員の市・町への派遣がございまして、このこ  
とによりまして、個人の住民税を中心といたしまして、共同徴収事務を平成19  
年度から実施されているところでございます。

このような徴収事業につきまして、職員の派遣の要望もお願いする方向で検討  
をしてみたいと考えておるところでございます。本年度につきましては、上  
半期に向けまして、徴収臨時職員をお願いしながら、滞納整理に努めてまいりた  
いと思っております。また、県の税務協議会がございまして、県下一斉の滞納整  
理の強調月間も定められておりますこともございまして、町も合わせまして随時対  
応をしてみたいと思います。

以上、簡単でございますが、再質問の回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 松浦教育次長。

○松浦教育次長（松浦つや子） 川嶋議員さんの質問の中で、給食費の未収の対応と

いうことのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

今現在、小学校と中学校で9万2,000円の未収が18年度末で出ております。現在、訪宅と面談を重ねながら少しずつ回収しているわけでございます。既にいくらかは入っているわけでございますが、今後も訪宅と、それから面談を重ねながら、少しずつ入れていただくような形をとってまいりたいと思います。

それから、もう1つ、竜王小学校のプール開きが遅れているということでございました。再度、このことについては、休憩を挟んでいただいて、その後お答えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 未収金の問題は大変だろうと思います。それぞれ職員さんは日頃の仕事をやって、徴収等に行っていたらいておるわけでございますが、例えば、これを外部に委託するとか、そういう考え方があるのかないのか。その点について、お聞きいたしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 勝見副町長。

**○副町長（勝見久男）** 未収金の徴収対策につきまして再質問をいただきましたので、私からお答えさせていただきたいと思います。

未収金の徴収につきましては、今もお話がありましたとおり、税源移譲によりまして町の税額そのものが増えてくるということから、当然、その未収金も増えるのではないかと懸念がされるわけでございますが、その対策といたしまして、やはり町としまして、その体制づくりというのはしていかなければならないと思っているところでございまして、本年当初予算にも、徴収のそういった臨時の嘱託徴収員といった形で雇用いたしましての体制づくりをしていこうということで、予算もお認めいただいたところでございますが、これだけでは十分ではありませんので、当然、職員の体制整備といったものもしていかなければならないと思っておりますし、さらにまた、先ほど回答で申し上げましたとおり、県と町が共同して徴収体制をつくるという制度を県がつくってくれておりますので、今回上期につきましては、県からの派遣をいただくということでの体制をつくるということになっておりますので、上半期につきましては、今、日野町でそういった形でされております。

またこれから下半期に入るわけですが、そういったところ、また来年度もあるのですが、そういう形で竜王町としましても起用させていただきまして、できるだけそういう体制をとっていただくように進めてまいりたいと思っておるとこ

ろでございます。

それから、今ご質問いただきました民間への委託は考えておらないのかということでございますが、これも他の市町村のいろいろなケースを調べさせていただきますと、督促と言いましても、書面である場合、あるいは電話である場合、いろいろあるわけでございますが、そうしたところでいろいろ工夫をされて民間に委託をされているところがあるように伺っております。

そういうことにつきましても、現時点で今、即そういった段取りはいたしておりませんが、これから未収金の徴収を総合的に考えていかなければならないというところから、今ご提案にありましたそういったことも含めて検討していきたい。そしてまた町全体としましても、未収金の徴収体制、そういった組織づけ・チームづけもいたしまして、積極的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 2点目の質問に移らせていただきます。主要地方道近江八幡竜王線竜王側の舗装復旧（補修）について、お伺いいたしたいと思えます。

主要地方道近江八幡竜王線は、国道8号と国道1号とを結ぶ重要路線で、大型交通車両の通行が多く、特に昨年、地元周辺地域の長年の懸案でありました一級河川日野川弓削地先に架かる安吉橋の新設改修工事および近江八幡と竜王側の取り付け道路が完成いたしました。供用開始をしていただき、感謝に堪えないところでございますが、反面、交通車両がますます増加しております。

つきましては、この路線の竜王側（弓削・庄・林・川守・岩井地先）におきましては、舗装路面に多くの亀裂が生じております。沿線住民は振動に悩まされており、早急に全線舗装補修復旧について、沿線自治会より再三にわたりまして要望がなされておるわけでございます。県の舗装復旧の対応、町の考え方につきまして、お伺いいたしたいと思えます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま川嶋議員さんから、主要地方道近江八幡竜王線の竜王地先における舗装補修についての対応についてご質問をいただいておりますので、お答えいたします。

当該路線の通過交通による振動で沿線住民の皆様にご迷惑をお掛けしていることは、ご高承のとおりであります。このことは、永年、要望を続けてまいりました主要地方道近江八幡竜王線の日野川に架かる「安吉橋」の架け替え工事が、

平成18年4月24日に完成し、同5月から供用開始されたことに伴い、大型車輛の通行が容易となったことなどから影響が顕著に表れたことと認識しております。

本町におきましても、常に道路の安全状況等に注意を払いながら、道路管理者である東近江地域振興局建設管理部と協議を重ね、早期の舗装補修について強く働き掛けをしておりますが、県の財政事情と併せて東近江管内の道路事情から、要望をいただいた個所をすべて対応できる予算もなく、損傷の著しい箇所から優先順位を付けて補修を行っている状況とのことであります。

このような状況の中で、当該路線の舗装補修については、現段階では来年度から順次工事着手する方向で協議を詰めており、工事施工個所については、単年度で全集落内の補修はできない状況から、今後、関係5自治会との打合せの中で、施工の年度計画を立て、事業着手していく段取りをいたしております。生活圏域である沿線住民さんの切実な願いを受け止め、引続き早期の全線補修を強く要望してまいりたいと思います。

以上、誠に簡単ですが、ご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございます。

特に、通行量の調査等されておるとは思いますが、その結果についてわかれば教えていただきたい。

それから、さらに振動でございますが、それぞれ道の近くに住んでおります者は慣れてきたような状況でございますけれども、時たま夜中に目を覚ますような事態もあるわけでございます。そういうようなことも含めまして、振動等の調査は考えておられるのかどうか。その辺についてもお聞きいたしたいと思っております。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま川嶋議員さんから再度のご質問の中で、特に通行量が増えたということで、その調査はどうかということが1点ございます。これにつきましては、調査はできておりません。ただ、県の方ではあるかということで、確認はしていきたいとは思っております。

また、振動につきましても、今、私たちの方では調査をしておりません。これらにつきましては、県の方に確認をしていきたいとは思っております。以上です。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 早期に舗装復旧を、優先順位をつけながらということでござい

ますので、できることなら、振動調査等をやっていた中での優先順位とか、そういうふうな方法を考えていただければありがたいと思いますので、その点だけご検討をいただきたいと思います。以上、質問を終わります。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 3点目の質問をさせていただきます。安心・安全のまちづくり対応のため、竜王町に交番の設置について、お伺いいたしたいと思います。

近江八幡署竜王警察官駐在所は、現在2名勤務体制で行っておられ、昼間はほとんど無人に近い状況、夜間（午後5時以降から明朝8時頃）につきましては、近江八幡署勤務ということで不在であるということでございます。住民の皆さんが電話などをされても、ほとんど不在で、近江八幡署へ直接電話しなければならないということでございます。

最近、小さなまちでも凶悪犯罪等が多発しており、いつ町内で発生するかわからない状況であります。町の行政執行方針の1番に、町民の安全が優先されることから、「安心・安全のまちづくり」を掲げ、いろいろな取り組みをされておられます。このことから、少なくとも警察官の24時間に近い勤務体制と、竜王町警察官駐在所の交番への昇格がぜひ必要と考えますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** ただいまご質問いただきました川嶋議員さんの「安心・安全のまちづくり対応のため、竜王町に交番の設置について」のご質問にお答えいたします。

ご高承のとおり、本町では、平成10年3月に「竜王町安全なまちづくりに関する条例」を制定し、安全なまちを築き、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けまして、関係機関等のご支援をいただきながら、町・事業者・町民がそれぞれの役割を担う中で、様々な地域安全活動に取り組んでまいりました。

最近では「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、各地域でも自主的な活動を進めていただいております。おかげをもちまして、本町では刑法犯の認知件数や交通事故の発生件数も昨年は減少し、凶悪な犯罪や大きな災害もなく過ごさせていただいております。しかしながら、地域社会を取り巻く環境の変化とも相まって、全国各地で様々な事件・事故が起きております。本町では、車上狙い・自販機荒らし・忍び込みや不審者の出没等、依然として発生しており、住民皆様の日常生活の中での不安感が高まっていることと存じております。

このような状況の中で、本町には一駐在所に2名の警察官が配属され、町全域を管轄し対処していただいておりますが、事件や事故の発生件数・発生時間帯を考えた時、24時間地域住民の要請に対応いただける体制がより望ましいと認識しておりまして、これまでも近江八幡警察署長に対しまして、駐在所体制の充実ならびに「交番」の設置要望をいたしております。

今後とも引き続き駐在所体制の充実ならびに「交番」の設置に向けての要望要請活動を継続してまいりたいと考えておりますので、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご質問の「安全・安心のまちづくり対応のため、竜王町に交番の設置について」のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 直接、既に県等に要請をしていただいておりますことは聞いておるわけですが、交番をつくるということになれば何か条件とか、そういうものがあるのかないのか、その点について、もしわかれば教えていただきたいと思うわけでございます。

JR沿線であると、全部交番になっておるように聞いております。町でいいますと、竜王町ぐらいではないかなと思うのですけれども、その点もわかれば教えていただきたいと思います。

住民の皆さんは、「電話をかけてもいつも出てくれない」という声が多いわけでございます。それは町の方へ電話して、また役場の方から近江八幡署に連絡が入れられるようにはなっておるように聞いておりますけれども、そうはなかなかいかないというのか、個人さんたちは「それでは困る」というようなご意見も聞いておりますので、再三要請をしていただいておりますわけですが、何か条件が整えばということがあるのであれば、その点についてもお聞きいたしたいと思っております。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 川嶋議員さんより再質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

要望等につきましては、過去、平成10年から15年にわたりまして、それぞれ署長宛てに要望させていただいております、口頭ではございますけれども、その考え方もお聞きしております。

また、近江八幡警察署の吉井地域課長さんとの話によりますと、先ほど川嶋議員さんが申されました駐在所の増設なり、あるいは交番所の昇格についての条件

はあるのかという問い合わせもさせていただきました。お答えにつきましては、明確な基準はないということでした。

今現在、竜王町の状況を見ますと、人口につきましては、状況としてはほぼ横ばい、それから、窃盗犯の発生につきましては減少しております。人身・物損事故発生、これにつきましても減少・横ばいということで、駐在所の充実、あるいは交番の昇格における状況については、本来このような状況は喜ばしい状況でございますけれども、昇格についての条件からするとマイナス要因になっているというような状況でございます。しかしながら、このことが決して私どもも満足しておるわけではございませんので、引き続き要望等をさせていただきたいと思っております。

それから、近江八幡警察署につきましては、県下の警察署がでございますけれども、警察官一人当たりの事案の取り扱い件数が、県下の方でもトップクラスの警察署と聞いております。そこで、課長さんの方からも、近江八幡署としても県警本部の方に署員の増員をお願いしているという状況もお聞きさせていただきました。

なおまた、1番の駐在所の体制の充実、ならびに交番の昇格の要因といたしましては、今現在、インターチェンジ周辺の開発ということで計画されております。この開発に伴います人口の動態、それから、社会経済環境の変化が竜王町のそういうご要望にお応えする要因ということは認識しているということですので、インター周辺の開発が具現化されてくるような状況になれば、より現実味のあるステップが増えるのではないかなと考えておりますので、お答えとさせていただきます。以上でございます。

**○議長（中島正己）** 次に、7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 今期は、この第2回定例会と第3回の定例会で、議員としての任期を終えることとなります。4期16年の議員活動のまとめとして、これからの竜王町のあり方についての私案を展開しながら、町民皆さんや当局の皆さん、議員さん共々、楽しいまちづくりの議論を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、介護保険の「自宅介護を支える充実した施策を」ということで、質問させていただきます。

町内のあるご家庭では、介護の必要なお年寄りを自宅で介護するために、奥さんが仕事を辞めて介護に当たられました。ところが、奥さん一人で自宅介護する

には負担が大きいことがわかりまして、このおばあちゃんは小柄な方なんですけれども、おむつを替えて、体を拭いて、シーツを取り替える。この作業、大変力が要ります。食事の用意をして、介助しながら食べて貰う。話題を探して声をかけて、身内だからこそ気遣わないことと、逆にまた気を遣うことと、介護の大変さを思い知ったと話されます。

国の介護保険制度は在宅介護を奨励しておりまして、もちろん私が介護される身になったとしても、介護する身になったとしても、在宅は望むところです。竜王町では在宅介護を支援する施策を町単独でも取り組んでいただいています。具体的な在宅介護の事例をお示しいただき、介護者の実状についての考察もいただいて、自宅介護の充実についてのご所見をお伺いしたいと思います。

私は、「竜王町では自宅介護が充実しているまちです」と言えるような、そんなまちにしていきたいと望んでいます。それは多くの介護者の願いだと思います。先の奥さんは、今、新しくできた施設にお母さんを預けて、自分もその施設でパートとして働いておられます。在宅で施設利用というのは、ごまかしではないかと私は考えていましたけれども、在宅介護を支援する施設として、竜王町にはこの施設があるわけですから、大いに活用されることが望まれます。町内にある4つの施設の利用状況も含めて、今後の在宅介護の充実についてのお考えをお伺いします。

要介護者の障害者控除対象者にその認定書を交付していただいて、申告をする時に控除が受けられるよう、今から準備していただきたいと思うところですが、これについてのご所見もお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 北川住民福祉主監。

**○住民福祉主監（北川治郎）** 若井敏子議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

超高齢化社会の到来を目前に控え、深刻化を増す高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が平成12年4月から実施されて以来7年が経過いたしました。この間、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度の利用者数が大幅に増加し、介護費用も急増してきました。また、認知症やひとり暮らしの高齢者の増加などの課題に対する対応も必要になってきたところであります。

これを受けまして、平成18年4月より介護保険法の改正が行われ、介護保険の制度本来の理念であります「介護予防」「自立支援」を強化する形で、軽度の要介護の方に対しては、介護予防サービスがスタートしました。認知症状が現れた

り要介護状態になっても、住み慣れた地域での自立した生活を営むことができるよう地域密着型サービスが創設され、慣れ親しんだ地域で暮らし続けられるよう在宅支援が強化されました。

本町におきましても、介護予防事業の取り組みとしまして、「活動的な85歳」を目指して各地区ごとにおたっしや教室の運営をお願いしているところであります。また、認知症対応型デイサービスセンター、認知症高齢者対応型グループホーム、一般型のデイサービスセンター、介護予防デイサービスセンターなどの施設整備を図り、たとえ支援や介護が必要となっても、身近なところでご本人に合った介護保険によるサービスの利用ができるよう努めています。

まず、1点目の「町単独の支援策の事例および在宅介護の充実について」でございますが、本町では、介護保険によるサービスの提供のほかに一般施策としてのサービスの提供も行っており、在宅での介護の支援を行っております。主なものとしては、常時紙おむつを必要とする要介護者の介護者に対して、紙おむつ購入費の助成を行う在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業、訪問介護および訪問入浴介護を利用する低所得者世帯に属する方に対して利用促進と利用者負担の軽減を図る介護保険居宅サービス利用促進事業などを実施しております。

また、ご家族による介護の実情につきましては、議員仰せのとおり大変な肉体的・精神的な御負担が必要のように推察いたしております。介護保険の趣旨は、要介護状態になった方がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することであり、本人に合った効果的なケアプランの樹立とサービス利用が第一義であり、ひいては介護いただくご家族の負担を軽減する事と考えます。

地域包括支援センターでは、こういった家族介護者の悩みや相談に応じるとともに、同じ立場にある方や介護を経験した方々でつくる介護家族の会「ふきのとう」を結成し、悩みを分かち合い励まし合いながら、要介護者の尊厳が守られた在宅介護が続けられるよう支援しています。

次に、2点目の「施設整備計画について」でございますが、冒頭述べましたように、これまで町の介護保険の中心的な役割を果たしてきていただいている万葉の里に加え、昨年度は介護保険第3期計画に基づき竜王小学校区圏域において、地域密着型サービスの整備が行われました。

その施設ごとの利用状況につきましては、万葉の里全体で174人、ケアセン

ター蒲生野で60人、木のおうちいっぷく家で20人、グループホーム希望の家・綾戸で7人、デイサービスセンター遊夢で3人、町社協の介護予防デイサービスセンターで8人でございます。これら施設全体で約270人の方がご利用をいただいております。本町の要介護認定者、4月段階で343人おられるわけですが、その約8割の方が利用されているということでございます。2割の方につきましては、町外施設の利用等が考えられます。

今後、竜王町の65歳以上の高齢者数につきましては、西小学校区の圏域を中心に増加が見込まれるところであり、その対応が望まれるところでもあります。引き続き計画付けされております西小学校区圏域においても、今年度より認知症対応型デイサービスセンター、小規模多機能型居宅介護拠点の整備に向け取り組みを進めてまいります。

次に、3点目の「確定申告時における要介護者の障害者控除の取扱いについて」でございますが、国の通知に基づき「竜王町における65歳以上の者への障害者控除対象者認定書の交付に関する要綱」を定め、申請に基づき該当者に認定書の交付を行っているところであります。

ご質問の趣旨につきましては、制度の活用についてかと存じますが、申告時期にはケアマネジャーへの周知をいたしております。しかし、平成17年度申告につきましては5件、平成18年度申告につきましては0件と、申請も少数であります。このことは制度の周知が不十分なことも一因と考えられます。平成19年度申告につきましては、ケアマネジャーへの周知に加え、申告時期にあたり町広報掲載等による制度の周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、若井議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 再質問をしたいのですが、在宅介護を充実していくというより、施設の整備という形でお話をいただきましたけれども、在宅介護を充実させるために、西小学校区で地域密着型の施設も含めた対応を考えていくというお話もいただきましたので、それは大変望ましいことだと思っています。

私どもがいろいろな町から出してもらっている資料で見ますと、いきいき竜王長寿プランの中に地域支援事業ということで、町単独の事業が12項目あるのですね。先ほど、町単独事業というのは2つほどご紹介いただいたところですが、この中に、家族介護者ヘルパー受講支援事業というのがあって、家族介護をしている人たちがヘルパーの研修を受けて、それを受講したら、その経費

の一部を助成するという制度がありますよね。私は前にも議会でお話をしたと思うのですけれども、長野県栄村というところは大変雪の多いところで、ゲタ履きヘルパーと言われているのですけれども、雪が多い時でもヘルパーさんが隣のおうちから駆けつけてくれるという体制があるということで、非常に優れた経験だということで全国にも非常に評判の高い事業なのですけれども、何も雪がなくても、近くでヘルパーさんがおられたら、この頃は移動時間まで計算されるようになりましたから、身近なところにヘルパーさんがおられるという体制を、やはり竜王でももう一度考え直したらどうだろうかということを思っています。

栄村は、確か1,000人以上のヘルパーさんがおられたと思うのです。町自体は5,000人ぐらいの町だったと思うのですけれども、大変たくさんのヘルパーさんがおられて、意識してその養成をされたということを聞いています。

これは、質問の冒頭にも言いましたように、竜王町のまちづくりの中で、お互いに隣近所が介護し合う、支え合う、そういう体制をつくる上で、ヘルパーさんをたくさん養成するということはとても大事なことではないのかなということをおっしゃって、施設の利用ですとか、地域密着型のそういう施設を利用することも大変いいわけですが、本当に困った時に隣の人が助けてくれるという体制は、とても大事ではないのかなという思いがありますので、その辺についてのご所見を改めてお伺いしたいと思います。

ただいまお話ししましたこの12の町単独事業ですが、この利用の状況はどうなのかも、併せてお伺いしたいと思います。

それから、同じもののダイジェスト版というのをもらっています。ダイジェスト版というものをもらっているところで、「住み慣れた地域での介護サービスの充実」ということが書かれていまして、これはこの中に、先ほども少し話をしましたけれども、「介護サービスを中核としたさまざまな支援が、継続的かつ包括的に提供される仕組みづくり」という書き方がしてあるのですね。これは、具体的にイメージとしてはどんなものをイメージしながらここに書かれているのかということについて、お伺いしたいと思います。この書き方が、言わばその地域で介護を進めていく上での1つのキーワードになるのかなと。ところが、具体的な状況が頭に浮かんでこないものですから、これを作成された時にはどういうものを想定してつくられているのかについて、お伺いしたいと思います。

もう1つお伺いしたいのは、今テレビで大変賑わっていますコムスのことですが、近江八幡市にも事業所があって、県内の閉鎖事業所の中に近江八幡市は入

っていなかったと思っています。特に、24時間対応の訪問介護を取り扱っている事業所が少ない中で、コムスンはその事業を取り扱っていることもあって、利用者が竜王でもあるのではないのかなということをおもっていますが、その実態について把握していただいていたら、ご説明をお願いしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

○議長（中島正己） 北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 若井敏子議員さんから再度のご質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目に、地域で支えていくということで、身近なところにヘルパーの方がおられたら非常によいというようなことで、その育成につきまして、ご質問をいただきました。

先ほど議員さんがおっしゃっていただいておりますように、身近なところで介護を手助けいただけると、そういう方が非常にたくさんおられるということは、歳をいきましても非常に頼りになるというようなことでございまして、今後、高齢社会を迎える中で、そういうまちづくりのひとつとして、ヘルパーさん等の手助けをいただける方の養成に今後積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今年も若干、予算の方でそういう経費を見させていただいておりますので、PRをさせていただく中で、ヘルパーの数を増やしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

そして、もう1点、各単独事業にかかる事業状況でございますが、今ちょっと具体的に数字を持ち合わせておりませんので、この場でお答えさせていただくということにはできないということで、後日また数字をお示しさせていただくということでご了解いただきたいと思います。

そして、もう1点ご質問をいただきましたけれども、もう一度内容をお願いしたいと思います。

ダイジェスト版の10ページですか。見ていますけれども、その内容が掲載と言うか、10ページにはサービスの充実ということで、基本目標の2にということで、サービスの充実という内容になっていますけれども。竜王町が出しておりますダイジェスト版につきましては、基本目標の2にということで、最後の方ですね。竜王町のダイジェスト版、29ページということですか。地図の横ですか、地図の前のページですか。私も持っていますけれども。竜王町が出したものです。

か。

先にコムスンをさせていただきます。コムスンの件につきましては、新聞紙上等でも十分ご承知をいただいていると思います。不正行為をしたということで、処分の取り消しの措置をされたわけでございますけれども、事前に廃業届を出すというようなことで、取り消しの処分は受けていないということでございますけれども、不正な行為にあたるということで、今後につきましては、更新等また新規の申請は認めないということで国の方は臨んでおります。

コムスンは全国に事業展開をしているということでございますので、1つの事業所が不正行為をやりますと、連座性が適用されて、全部の事業所に及ぶということになっています。

今申し上げましたように、今回新たな申請の受け付けとか、また更新は受け付けないということでございますので、直ちにサービスが受けられないという状況はないわけでございます。一番早い切り替えというのが、平成20年3月末であるということでございますので、その前の間につきましては、今までどおりのサービスが受けられるということでございまして、そのことは国の方もしっかりと指導をしているということでございます。それ以降の対応につきましては、今後さらにコムスンと、そしてまた国の方で協議が進められていくというふうに聞いております。

ご質問の竜王町の方の影響でございますけれども、現在、竜王町の区域は近江八幡営業所が管轄になるということでございます。まだ一部区域を越えて利用されている部分もあるわけでございますが、介護につきましては、1名の方が利用されています。そして、障害者の方の関係で4名の方が利用されているということでございます。

新聞等で報道されているというようなことでございまして、不安に思っておられると思うわけでございますので、今後の対応につきましては、たちまち今申し上げておりますように、サービスは続けられるということでございますので、そのことをケアマネを通じまして徹底していきたいと考えております。そういう状況でございますので、報告させていただきます。以上でご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 冒頭に、一緒に考えましょうよと話をしているのに、はぐらかされた感じで、議論にも何もならないという不満を感じているところですけど

も、こういういろいろな計画みたいなものは、町からたくさんもらうのです。大変きれいな冊子にしてもらって、もらうのですね。それを本当に実行されているのかどうかというのは、もうこれは議会が確認しなければいけないことですから、それを開けて見ているわけですがけれども、どこに書いているのかわからないと言われますと、やはりこれはそういうものだったのかとなと思わざるを得ないところがあります。

それで、質問していることについては、これは今答弁が終わりましたけれども、答えていただけていないということで、改めて会期中に文書によって答弁をしていただきたいということ。あるいは、最終日にでもきちんとお答えいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それで、質問の確認ですが、10ページでの「住み慣れた地域での介護サービス充実」のイメージについてが1点です。もう1つは、こちらの方のダイジェスト版の26ページの町単独事業、12件あります。この進み具合ですとか、取り組み状況についてのお答えをいただくのが2つ目です。

それから、もう1点、先のヘルパーのことについては、積極的に取り組みたいというようにお答えいただきましたので、ぜひそれをお願いしたいと思うのです。ただ、この計画でいきますと、積極的に取り組みたいとおっしゃるので、やはり予算を組んでもらわないといけないのですけれども、この町単独事業は5人分しかありません。積極的に取り組みたいという数字が5人とは思いませんので、新たに予算を組んでもらわないといけなかなと思いますので、答弁に見合った予算をお願いしたいと思います。

控除ですけれども、これは認めていただきましたので、大変よかったなと思っている。不十分と考えると、ケアマネと広報で周知をしていきたいと。これは申告の時にいつも係の人に私の方から話をするのですね。これは担当から該当の方に事前に送ってもらうのです。

ここに奈良県の取り組みがあります。奈良県は、1月末に介護認定結果の個別通知の時に、高齢者福祉制度障害者控除対象者認定制度等の啓発用のパンフレットと一緒に、その認定書と説明書を同封して送っているのです。それで、その申請が出てきたら認定書を渡すという取り組みをしているのですね。これは、本当に今、税が増えてみんな大変な時期なので、申請をすればこの控除は受けられるという人については、ぜひ町としてきちんと対応してほしいなと思いますので、先ほどの答弁の中では、ちょっとお答えは不十分だったと思いますので、ぜひそ

の辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問していることについての、改めて「あとで回答します」というのはもらわないといけませんので、それを再々質問にしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。会議時間を延長いたしたいと思ひますので、あらかじめご了承願ひます。

北川住民福祉主監。

**○住民福祉主監（北川治郎）** 再度のご質問をいただきました。何回も言ひますけれども、先ほどのダイジェスト版の10ページというのは、もうひとつ聞いているのとイメージが、合う文書がないのです。こちらは表になっているのです。

障害者控除の関係でございますが、奈良市の例を言われているわけでございますが、竜王町の方も申請主義ということになっていまして、そう言ひますと、不親切ではないかというような話になろうかと思ひますけれども、申告時期が年が明けますと始まるわけでございますが、12月の広報に掲載して十分PRもしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 次は、竜王町の教育の問題についての見通しと言ひますか、あり方についての議論にしたいと思ひます。

実際、私は驚いたことがあります。4月24日に実施されました全国一斉学力テストは、名前を書かずに実施されたそうであります。3月議会でこの問題について質問しました時に、教育長は、答弁書の棒読みではありましたが、保護者が無記名による学力テストの受験を申し出たらどうするのですかと聞いたところ、「直接会って説明し、理解していただく」と強い決意をお示しいただきました。無記名ではなくて名前を書いてくれるようにということを、本人に説得するのだ、親御さんにも説得するのだということをお話しいただきました。結局、県下全域、番号で受験されたと同っています、まずこうなった経過についてお伺ひし、結果的に竜王町の教育長としての判断はどうだったのかを、ご自分で分析をいただいて、ご所見をお伺ひしたいと思ひます。

この学力テストは、記名をやめても全員を対象にして実施されている限り、結果の公表がされれば全国の序列化が進むこととなります。今後に残された課題についてのご所見をお伺ひしたいと思ひます。

また、同じ3月議会で回答いただいていない特別支援教育支援員について、改めて伺います。3月にも質問しましたが、この支援制度、交付税措置ということで、不交付の竜王としてはどのような取り組みになるのかをお伺いしたいと思います。

「障がいとは、理解と支援を必要とする個性である」と言われていますが、全国的には、これまでの障害児学級とは別に、すべての学校に「特別支援教室」を設置し、非常勤の教員資格者を学習指導員として配置しているところもあります。資格を問わない支援員制度ではありますけれども、有資格者であればなおいいと思いますし、LDやADHDについての専門的な知識を持った人を配置していただきたいと願う立場で質問するものであります。これからの取り組み方法、そのための人員配置、予算についてお伺いします。よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 若井議員さんの全国一斉学力調査の氏名記入についてのご質問、および特別支援教育に係る支援員の活用等につきましてのお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のように、昨年度3月段階では、3月議会で答えいたしましたように、文部科学省の指導どおり、全国一斉学力テスト実施に伴う本町の考え方は、氏名記入によるものでございました。

しかし、4月3日、文部科学省が氏名を記入させる代わりに個人番号を記入させる例外措置を認めるとの報道があり、滋賀県教育委員会から各市町教育委員会への実施方法を再度報告せよとの連絡がありました。特に、例外措置による個人番号制を実施する場合においては、市町の個人情報保護審議会等から、テスト実施において氏名を記入することに支障がある旨の指摘があることや、各市町で個人番号を使用した学力診断テスト等の取り組み実績があること等が条件であると提示され、加えて、4月10日に東京都で行われる「氏名・個人番号対照方式」説明会に出席しなければならないことの説明がありました。

そこで、それらの総括が4月6日に、滋賀県教育行政重点施策説明会で行われました。その席では、県内各市町の取り組み方法が様々であることが改めて確認され、多くの市町から、県民の混乱を避ける視点から、取り組み方法を県内で統一すべきではないか。また、各市町で個人情報保護審議会を開催するには、あまりにも時間がないのではとの意見が出されました。

それらの意見を受け、県教委は文部科学省と調整を図り、4月11日に開催さ

れました市町教育委員会教育指導担当者会議で調整結果の説明を行い、再度、取り組み方法について各市町へアンケートが取られました。その際、本町といたしましては、今回の学力テストにおける個人情報の取り扱いに関して、保護者や地域の皆さんからの直接的なご意見やご要望はなかったものの、例えば、幼稚園・小学校・中学校が行う個人環境調査票や緊急連絡カードのような、個人情報の収集に係る記入内容等についてのご意見は聞き取っておりましたことや、県内のほとんどの市町が「氏名・個人番号対照方式」で実施される状況を鑑み、混乱を避ける意味から個人番号制で実施する決断をいたしました。

このような中で、臨時に校長会を2度開催し、学校体制を踏まえた意見を聴取し、取り組みの内容や方法を改めて確認し、実施いたしました。結果的に、県内全域で「氏名・個人番号対照方式」により実施されたと聞いております。

また、議員が危惧されておられますテスト結果の公表に伴う地域あるいは学校間の序列化と今後の課題に関しましては、先の議会でもお答えさせていただきましたように、テストの実施の目的に立ち返りまして、教育委員会といたしまして、竜王町の児童・生徒の学力・学習状況を十分に把握・分析いたしまして、各学校の教育課程実践の検証を行い、足りない部分をいかに工夫し補うか、そして、さらに伸ばしていくか等の検討を学校現場と共に進めながら、教職員の資質向上の手立ても含め研究し、支援していく所存でございます。

なお、ご質問の後半部分の特別支援教育支援員に関しましては、学務課長からお答えさせていただきたいと思っております。

**○議長（中島正己）** この際申し上げます。ここで、午後6時まで暫時休憩いたします。

休憩 午後5時05分

再開 午後6時00分

**○議長（中島正己）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村学務課長。

**○学務課長（木村公信）** 次に、若井議員の特別支援教育に係る支援員の活用等についてのご質問にお答えいたします。

まず、この制度の導入に際しましては、今年度6月頃に詳細な事業計画等が提示されるとの認識をしておりました。しかし、今年度の本町の実践を進めるに当たり、その内容を県教委担当課に確認しましたところ、経費に関しましては地方交付税の中から割り当て、地方交付税不交付団体の竜王町におきましては、現況

の町教育予算・教育総務費の中での対応・取り組みとなってくることが明らかになりました。このことは、既に、議員ご承知のとおりでございます。

しかし、竜王町では既に特別支援教育の推進・充実を目標に置き、通級指導教室の継続設置に係る加配教員の配置、小学校オアシス相談員の継続配置、スクーリングケアサポーターの増員配置、2小学校の特別支援学級複数指導に係る非常勤講師2名の配置等について、県教委の承認を得、目的に応じた実践を展開しているところでございます。

また、それらに加え、竜王町独自の施策といたしまして、平成17年度より教育支援室を教育委員会事務局に設置し、県費負担教員を町で割愛する中、特別支援教育の推進をはじめ、教育相談活動や就学指導に関わる支援を行っているところでございます。

その他、町費負担オアシス相談員の任用、ことばの教室指導員の増員等も町独自に行い、相談活動をより充実した形になるよう努めております。この指導員の増員につきましては、議員のお考えでもお示しいただきました、有資格者の配置という観点から、教員資格等を確認し、任用したところでございます。

同様に、今年度から竜王町独自で行います巡回相談事業に伴う各相談員につきましても、臨床心理士等の有資格者3名を任用し、発達障害に関する相談、適正就学に関する相談、一般的な学習面や健康面に関する相談と、多様な相談内容に対応できる環境を整えております。相談する方々の立場に立ち、自分の思いを出しやすい、話しやすい、相談しやすい環境を提供するというこも、大切な配慮事項であると認識しております。

一方、これら専門機関の充実、人的配置の増員や有資格者の任用に加え、各学校現場の教職員および町役場職員のカウンセリングマインドの高揚を踏まえた資質向上に係る研修体制の構築も、積極的に進めてまいりたいと考えております。特に学校現場に対しましては、特別支援を必要とする子どもたちの把握はもちろん、個別の指導計画、個別の支援計画の展開を十分検討し、本人および保護者の方々と共に、一つひとつ実践・検証を繰り返しながら進めていけるよう、教育委員会として指導・助言に努めてまいりたいと存じます。

今年度、これらの実践から、特別支援教育に対応する各相談員や支援員の配置実績を検証し、今後の、より適切な配置や支援内容の充実はもちろん、それらの配置に伴う予算措置につきましても、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） まず、学力テストについてですけれども、教育長の答弁は、文科省がどうしたとか、県がどうしたとかいうような話をされているのですけれども、3月議会での私の質問に答えての教育長の答弁は、記名による受験について、保護者の理解が得られなければ面談して説得するのだと、名前を書いてもらうのだということを最後まで主張されたわけです。

その後、確か全協の滋賀教職員組合の方が竜王町の方にも来まして要請をしたと思っているのですけれども、その要請した内容と同じものを3月議会でも私の方から示して質問をしたわけです。その私の質問には、はっきりと否定されているわけですから、方向転換は、結果的には番号制でしたということについては、自分の主張していたことは間違っていたのだということをお認めいただけるのだと私は思っているのですけれども、その辺についての認識をお伺いしたいと思うのです。

そもそも、この3月議会での私の質問に何の疑問も示されなかった。全教の組合が13市13町キャラバンで訪問しまして、教育長自身の思いとしては、「非常に疑問に感じている」という答えを出されている方がたくさんおられた中で、3月議会での私の質問に対しては何のそういう疑問も示されずに、むしろ保護者がこんなことでは困りますという話という話をしたら、私は説得に行くのだと、そのぐらいの話をされていた教育長ですから、その教育長の認識はどのようなかということをお伺いしているわけで、文科省だとか県の教育委員会だとか、そのことを聞いているのではないということをお話をして、質問しておきたいと思うのです。

教育支援室については、大変詳しく竜王町の取り組みについてもご説明をいただいています。けれども、私が聞いているのは、本来国がこういう制度をしないということを指定していることについては、竜王町の取り組みは十分なのかどうかということについての検証が必要だということをお伺いしているわけです。

この議会の補正予算の中で、妊婦健診を今まで2回しか補助していなかったけれども5回することになったと。その3回は、あれも交付税算入で特別に補助金として出るものではなかったかと思うのですね。それでも、やはり今までの取り組み2回では足りないから、国のそういう通達もあって5回にするということをお伺いしたわけです。

補助金がきちんと紙に包んで、これはこの分ですよと、特別支援室のもので

よという形で持って来られなかったら、だから今までやっているのだからこれでいいではないかということではなくて、国から来ている通達に対して、そういう不交付のところには実際お金は来ないわけですがけれども、妊婦健診と同じような認識でいくなれば、特別の強化するような体制が、この6月からスタートするべきではないのかと、そういう思いで聞いているわけです。

学務課長の説明でいきますと、個別の指導計画、一人ひとりの状況に応じた状況を把握して、個別の指導計画の作成に努めてまいりたいというふうにおっしゃっています。実は、3月議会の時に該当する父兄の皆さんから相談もありましたし、個別にもしゃべっているのですけれども、今年度の具体的な指導計画はまだ出されていないという話がありました。だから、それがその6月でされるということでは待たれているのかなど。そういう指導計画が進められていなかったのかなということをおっしゃっているわけですが、その辺についての状況をお伺いしたいと思います。以上2点お願いします。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 再問にお答えさせていただきたいと思います。

プライバシーの保護、これは今また個人情報に関わる問題というのは、本当に今国民の大きな関心事項になったと。そういうような中で、この事業が実施されました。3月の議会でもお答えをさせていただきました業者との契約、機密保持、個人情報取り扱いなどについては、しっかりと守り、この事業を推進していきたいという国の方針でございました。

私は、そのことにつきまして、先ほどお答えをさせていただきました3月13日、竜王町はどうするのかという県のアンケートまで、その時点でも実施をしていくという思いをしておりました。

私たち子どもの時分から、どのようなテストでも、そういったものについては名前を書いて、きちんと答えていくというふうな中で育ってきておりますし、やはりこのこともしっかり子どもたちに、そういうふうな中でこのテストを受けさせたいなという思いがありました。

あと、いろいろな事業について、このあとの扱いについてはどうするかというのは、これは実施をした大人の責任であるなど。こういったことにつきましても、また9月頃に一つの方法が示されると聞いております。その時にも自分なりの判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（中島正己）** 木村学務課長。

**○学務課長（木村公信）** 若井議員の再問についてお答えいたします。

先ほどの答弁で、竜王町におかれます支援員さん、あるいは指導員さんの配置状況を説明させていただきました。特別支援教育の支援員の本来の姿というのは、ただいまの状況でいきますと、各学校に1名程度配置をして、それぞれの子どもたちの介助あるいは学習の支援をしていくというのが理想的な形ではございますけれども、まだまだそこまではいってなくて、全体的な相談員さん、2校掛け持ちの方もいらっしゃいますけれども、そういう方々の手立てで今年度行っているというふうな状況でございます。

そんな中、特に学校現場におけます個別指導の計画、あるいは個別の支援計画についてのご質問もございました。決して、教育委員会の方で、それぞれの個別指導計画というものを把握していないということではございません。各学校の特別支援学級に在籍する子どもたちの個別の指導計画というのは、担当の方で把握しております。

それから、特別支援教育に関わります指導計画につきましては、これも保護者の方のご意見を伺いながら、相談をしながら計画を進めていくというものであると把握しております。ただ、各学校現場におきましても、学級担任が替わるとか、引き継ぎは受けておるものの、担任としてこの子を見ていくためには、果たしてこれでよいのかという部分で、出し遅れているということはあるかも知れません。この点につきましては、担当の方へ確認いたしまして、もう6月、1学期も半ばを超しましたので、具体的な指導計画が進むような形で支援を行うという方向にもって行っていただくような指導を進めてまいりたいと思います。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 最初の質問だけで答弁がまだだったから、ご心配なく。

私は、教育長の答弁が納得できないのですよ。それは、今のこの答弁は、結局私は間違っていなかったのだということを主張されたのですよ。そうでしょう。小さい時から名前を書いて、そのように教えられてきたのだと。ところが、間違っていたから名前を書かなかったのですよ、今回のテストは。そういう認識になったのですよ。県も国も世論に押されて、そうなったのです。そのことをあなたは否定しているのです。自分は間違いなかったということを言っている。私は間違っていましたと言われるのだと思って、私は質問しているのです。

3月の答弁は、まさにそうならなかったわけですから。プライバシーのことも含めて、教育長の認識には間違いがあったのだと、私はそのことを指摘して、そ

の最初の質問原稿はそれなのです。教育長の判断はどうだったのかを自分で分析してくれと言ったのだけれども、全く分析されなかったので2回目に質問したのです。

竜王町のお母さん方は、特にこの問題で何も言ってこなかったという話ですけども、そうしたら名前を書いてもらったらよかったではないですか。それができない背景があったわけですよ。そのことを認めなさいということを言っているのです。これは、これからの教育の中でも大きい問題になってきますから、教育長の姿勢というのは問われてくる問題なので、これは明らかにしておきたいと思えます。改めてお伺いします。

**○議長（中島正己）** 岩井教育長。

**○教育長（岩井實成）** 最初に答弁をさせていただきましたとおり、私はそういうつもりもしております。しかし、滋賀県のそれぞれの町村のいろいろな意見の公表する会がございました。その席で、最終は滋賀県で統一した方向でこの事業をしてほしいという要望をあげておりました。そういった中で、今回、県の13市13町がそういう方向でいくということでもございました。

ですから、ございましたではなしに、私もそういう思いを持って混乱を避けたいと、そういったもので番号でいきました。今度また9月にも、その結果を国の方から滋賀県の方におろされますけれども、滋賀県の方でも教育総合センターの方で協議をして、そして、それぞれの町村で混乱が起こらないという方法で市町村におろしていくということも情報を得ております。お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** ここで、先ほどの川嶋哲也議員の竜王小学校のプール開きの件についての質問に対する回答について、松浦教育次長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。松浦教育次長。

**○教育次長（松浦つや子）** 5問目、川嶋議員さんの平成18年度町一般会計等の決算見込みについての再質問の中で、竜王小学校のプール開きと言いますか、開始が遅れている、その原因についてという質問をいただきましたので、竜王小学校に問い合わせをいたしました。

原因なのですが、小プールと大プールがつながっている連結管がありまして、そこには水位を調整する、そういう機能がそこがございます。その不具合が見られて、ちょっと調整に時間がかかりまして、当初6月6日にプール開きをする予定だったのですが、それが11日になったということで、大変子どもたちに迷

惑を掛けてしまったということでございます。

それから、現在なのですが、機械の機能も正常に働いておりまして、子どもたちも楽しくプールで泳いでいるということを報告を受けておりますので、それをお答えに代えさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 「自律推進」と「合併」、この対立する取り組みで住民は混乱しているのではないかと。この観点での質問をさせていただきます。

そもそも平成14年3月に「自律のまち」を進めていくと決定して、町は自律推進計画を進めているところであるにもかかわらず、その自律推進計画の進捗については全町民に公表することなく、合併推進審議会、竜王町市町合併推進検討会議の取り組みについては広報でも公表する。そして、その広報の中では、平成19年に決めないと平成21年の法期限に間に合わないという発言が掲載される。このことは何とも意図的な企みではないのかと感じているところです。

かつて町長は、小さくても輝く自治体フォーラムで全参加者に向かって、「自律のまちづくりを進めていく」と壇上で決意されまして、参加した皆さんから拍手喝采を受けられました。今日、実はその時の写真を拡大して持ってくるつもりだったのですが、間に合いませんでしたが、町長自身このことは十分ご承知いただいていることと思います。

全国には、合併しないで自律の道を選択し、知恵を出し合い交流を続けている村や町がたくさんあります。それらの村や町は財政的には決して竜王のような裕福なまちではなく、財政力指数だけを見ても0.3とか0.4とかいうまちさえあります。今度議会が研修に行く矢祭町は、町長も議員当時ご一緒しましたように、ばりばりの自民党員の町長さんでした。人口7,000人の町で議会の「合併しない宣言」を受けて、一貫して住民と共にまちづくりを進めておられます。根本前町長さんは、『内省なきゆうの心でまちをつくる』という本や、『元気な子どもの声が聞こえるまちをつくる』という本を書かれていますし、議会も研修に行きました長野県泰阜村の松島村長さんは、『安心のまちは自律のまち』という本を書かれています。昨年、雪で大変有名になった新潟津南では、『農をもって自立のまちをつくる』という本を町長が書かれています。

今年も6月23日・24日と、香川県三木町で小さくても輝く自治体フォーラムが開かれますけれども、町長が主体的な力で安全安心のまちをこれからもつくるために、「このままがんばろう」と町民に呼び掛けるおつもりはないのか、ま

ずお伺いしたいと思います。

顧みますと、前福島町長が、「合併で竜王町民が、福祉が後退して大変な思いをされる。そのことを思うと眠れない」と話されたことが昨日のこのように思い出します。ご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** ただいま若井議員から、「自律推進」と「合併」と対立する取り組みで住民は混乱しているとのこと質問につきまして、お答えさせていただきます。

自律のまちづくりとは、まちとして自立的に行動するということであり、必要な財源は地方自らが賄って、そして、どのようなまちをつくっていくか、地域のことは地域で決める、まさに自己決定・自己責任という地方分権・地方主権の時代を実現することだとも言われておるところでもございます。

また、今日の自治体行政にとって、非常に厳しい変革の時代に、まちが持つ地域の人材や資源・特色を最大限に生かしながら、「自助・自律の精神」をもって、戦略的にたくましくまちづくりを進めていくことが重要であろうかとも考えております。

市町合併とは、まさにまちとして自律するための手段であり、その方向や時期についても、地域のことは地域で決めるという、自己決定を求められている課題であります。現在、竜王町においては、将来にわたって安心して住み暮らせるまちづくりを進めていくため、「地域再生のまちづくり」を合い言葉に、個性溢れるたくましいまちづくりに向けたさまざまな取り組みを行っているところでございます。このことから、自律推進については、市町合併にはとらわれず取り組んでいくべきものであらうと思っております。

ご質問の中で、「自律推進計画の内容を公表せず」と仰せですが、平成18年区長会で説明するとともに、平成18年10月には町広報によりまして、個性溢れるたくましいまちづくり「地域再生のまちづくり」に向けて等を掲載し、その中で、収支バランスの確保に向けた目標額との比較を含めた平成17年度の行財政改革への取り組み状況と成果について、住民の皆様へ公表させていただいているところでございます。

また、平成19年度に入り、この6月8日には、町民の代表を含む外部委員さんによります竜王町行財政改革推進委員会を開催し、これまでの取り組みや成果と共に、平成19年度の取り組み目標と当初予算への反映状況について説明させ

ていただいたところでもございます。

併せまして、この委員会におきまして、今年度から行財政改革管理小委員会を設置していただきましたことから、適切な時期に平成18年度の各事業実績を評価いただき、その結果を踏まえて、来年度以降の事業計画や予算に反映することによる計画・実行・検証・見直しのいわゆるPDCAサイクルの確立を図っていきたくて考えております。また、これにつきましても町広報等を通じ、住民の皆さんへ公表していきたくて考えております。

また、まちづくりの基本となる第四次国土利用計画が策定後6年経過し、時代の変化とともに町民ニーズも多様化してきたことから、平成17年3月に設置した竜王町の地域再生を考えるまちづくり委員会においていただいたまちづくりの提言も参考にしながら検討を深め、第五次国土利用計画を本年3月議会で承認をいただき策定してきたところでもございます。これに基づきましてまちづくりを進めていきたいと考えています。

市町合併の課題につきましても、議会の一般質問において多くのご意見もいただく中で、住民の方々に構成する推進検討会議も設置させていただき、議論を深めていただいているところでもございます。市町合併は世紀的な課題であります。判断を行う期限というのも大事でありますことから、私といたしましては、しっかりと住民皆さんと議論を重ねる中で、平成19年度内に一定の方向性を決めていきたいと考えているところでもございます。

「小さくても輝く自治体フォーラム」につきましても、合併する、しないに関わらず、まちづくりを進める上で自律推進に取り組むことは大切なことであるとの認識を持っておるところでもございます。また、小さな自治体におきましても、合併しなくてもしっかりと行政運営を行っておられるとのお話であります。その運営にあたりましては、大変な改革を実行されておるといことも伺っております。行財政改革を行うことは自治体として必要なことであり、竜王町をはじめどの自治体におきましても、いろいろな視点から検討・実行・検証を進めておりますが、改革をすることだけで、将来に渡って持続的に自治体の運営が続けられるのかという疑問も持っております。

私は、これからのまちづくりを考える時、今日だけを見るのではなく、10年後、20年後を視野に入れるべきではなかろうかと思っております。自律のまちづくりに向けた取り組みをさらに進めていくことに対しましても、市町合併の課題にいたしましても、住民総意が基本でありますことから、議論をより広げてい

ただくために、住民の皆様に対しましてはわかりやすい情報を随時提供し、町民皆様方とともに十分な議論をさせていただきながら、竜王町らしい丁寧な取り組みの中で住民意向の把握をし、尊重しながら見極めていきたいと考えております。

まちづくりは、議員皆様をはじめ町民の皆様方のご理解とご協力、併せて、各種団体も含めた竜王町全体での協働の力によって達成できるものと考えておりますので、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 答弁をいただいていますけれども、一般の町民さんにとって、今、合併推進検討会議で議論されていることが、合併をどうして進めるかという議論であって、そうしたら広報に載っている行財政改革が、それは自律の取り組みだという認識になっているのかなのです。

町長自体はもちろん、今進めていることはすべて自律推進であって、別の部屋で検討していることが合併推進の検討なのだと、そういうふうにお考えになって答弁いただいているのかと思うのですけれども、町が行財政改革を進めていく、例えば議会も一番最初に、自律推進の取り組みだという大きな表題の冊子をもらった時に、これは平成14年当時でしたけれども、自律推進でいくのだなと。ところが、次に出されてきたペーパーは、地域再生のまちづくりというのがボンとして、自律推進が小さくなって、そのあとは自律推進が消えてしまった。だから、自律推進のための取り組みを今しているのだという認識が、住民さんにどの程度浸透しているか。私はそこが問題だと思っているのです。

むしろ、もちろん一般のマスコミとかちまたの噂とかいう部分でも、合併推進検討会議の話題が出てきまして、合併はどうかという話が出てくるから、どうしても合併をしようとしているまちだという認識の方が、住民さんの頭の中にも入っていて、実際は平成14年から自律のまちづくりを進めているのが竜王町なのだという認識にはなかなかならない、なっていないのではないかという私の思いから、この表題で質問の中身をあげているところなのです。

私自身の思いは、合併せずに自立でいこうという思いがあります。全国で合併せずにがんばっているまちがたくさんあるわけですから、それはできないことではないと考えますし、具体的な事業・施策の積み上げて住民福祉を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは可能だと考えています。

町長は、先の合併特別委員会で、「道路をよくしたい。歩道も直したい。合併し

ないとこれらができない」というような発言をされました。総務省の人も、市町村合併の背景とポイントとしてお話しされた4点は、国としてはお金がないから、地方でできることは地方でしてほしい。人口1万人未満の小さなまちがあっては面倒で、規模・能力を一定にしてもらいたい。行政改革を進め、地方に金をかけなくてもよいように、国の立場からの発想で発言をされたものというふうに私自身は認識しています。

住民・国民の側に立ったら、規模が大きくなっても庁舎と職員が遠くなり、専門スタッフがいるといっても、1万人に1人いた人が、人口10万～20万人のまちで10人いるというのでは、住民サービスが充実するとは思えませんし、合併すれば人口減少社会に歯止めがかかり、少子高齢化が改善するわけではないことは、平成13年当時、言い尽くされています。日常生活圏が拡大したから行政区も拡大しなければならないという理由は何もありません。近江八幡へ買い物に行き、「竜王の人には売りません」などと言われたことは全くないわけです。

しかし、私は合併しないで、20年、30年先に責任を持つことができるのかと聞かれれば、それは持てるとは言えない、そういう弱さも実はあります。逆に、合併を急ぐ人に同様の質問をしても、答えは同じだと思うのです。こういう状況の中で、町民皆さんが合併推進検討会議や町議会、町の呼びかけに応じて、たくさんの方々が議論のテーブルに着いて学習し、研究し尽くす、このことが今大変大事ではないかと考えています。この点では、総務省の方のお話と通じるものがあるわけですが、しかし、それは法の期限内にやってしまうというものではありません。

もともと地方自治体の廃置分合は、地方自治法で認められています。合併新法の期限にとらわれる必要はありませんし、私は、いかにたくさんの方が議論のテーブルに着いてもらうかどうかという、学習や研究をするというのが一番大事だと思っています。その最も効果的な方法は、住民投票です。改めて、住民投票の意向はないかを、お伺いしたいと思います。

続いてお伺いしたいのは、県の示すパターンについての検討・協議がされて、結論が出されたあとのタイムスケジュールです。先ほど、19年度末までにはというお話がありましたけれども、県の示すパターンどおりになった場合と、ならなかった場合のそれぞれについてのタイムスケジュールをお伺いしたいと思います。

次、3つ目になりますけれども、10年、20年先を見つめて合併を考えなけ

ればならないというふうに町長はおっしゃいました。4年任期の町長や議員や30数人の合併推進検討会議のメンバーだけでそれを決めてもよいのかという問題は、結局最後まで残ると思うのです。私は、合併しなくてもまちを維持・発展させることは可能だと考えています。それは、竜王よりも財政力の弱い、例えば日野町が何より見本だからです。この蒲生郡の日野と安土、竜王がお互いに助け合って、自律のまちを進めていこうではないかという協定ができれば、それはそれで大きな力になるのではないかと考えています。

町議会に16年、私は今期4期目の締めくくりにあたって、今の議会は、教育、農業、介護について、地域で支え合う仕組みづくりの提案をしながら質問をしています。次の議会では、社会教育や福祉、地方経済について総まとめの質問をしていく予定をしています。

町民一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり、お互いに協力しながら助け合うシステムづくりで、竜王町の一層の発展を願う、そういう立場で質問しているところではありますけれども、町長の対案をぜひお伺いしたいと思います。

私はここに1通の手紙を持っています。大変達筆の手紙であります。これは、福島県矢祭町の根本町長からいただいています。この中に、今、日本の国の全体を暗雲が覆っているのは、指導者が国民の立場に立っておらないということであり、自分の立場本位の判断に終始しているからにはほかならない。このことは、国民にとって非常につらいことでもあります。役場職員は決して楽なことではないはずけれども、矢祭町では黙々と全体の奉仕者の役割に徹せられて、昼夜分かたず全力を上げて職務に精励されてきました。このことは全国の自治体より賞賛されて、独立・自立、自治体のお手本としてされてきています。

このことは町民も高く評価して、「それならば私たちも応援いたします」という、自分たちのまちですから、理想郷の実現に一緒にがんばっていきましょうというのが今の矢祭町である。このことで自治基本条例をつくり、元気な子どもの声が聞こえるまちづくりを進めようという提案をされて、町長自体は今期3月で辞められましたけれども、その成果が次の町長に引き継がれていると聞いています。

私たち議会は、今度、矢祭町にまた改めて行って勉強してくるわけですが、ぜひ町長も一緒においでいただいて、矢祭の精神を学んでいただきたいと思うのですが、そのことについてのご所見もお伺いしたいと思います。以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 大変多くの再質問をいただきました。

まず、自律推進があって、また地域再生があって、自律推進が消えてきたと。住民はどうなるのかと思っていると。こういうこともございます。そのようなことで、このことにつきましては、かねがね私も議会の議員の皆さん方から一般質問を受けて、合併問題につきましては再三ご意見を承ってまいりました。

その中で、住民の皆さん方を代表して委員会を早速立ち上げさせていただきまして、それが地域再生まちづくり懇談会と委員会になったわけでございます。これにつきましては、この委員会はこのまちをどのようにつくり上げていくのかという懇談会で取り組んでいただきました。

そしてまた、その後、議会の方から質問いただきまして、今度は合併についてどのように考えていったらいいのかということで、いろいろとご議論がございましたけれども、合併推進検討会議ということで、34名の方で現在取り組んでもらっておるところでございます。

先ほども、先だつての委員会の折に、歩道また道路についての話をさせてもらいましたら、合併しないとできないのかという話題がございました。いろいろな面におきまして、道路だけではないかと思えますし、やはり私は、何といたしましても1万3,000人のこの体力で、これからの10年、20年がしっかりとまちがつくられていくのかということを考える時に、国・県等々の現在の諸情勢は、我々もつぶさにひしひしと気にしながら迫ってきておるということは議員も仰せのとおりだと思います。こういった中で、やはりまちを預かる一人といたしまして、これでまちがしっかりと持ちこたえられていくのかということも、今見極める大きな時期ではなかろうかということで、この市町合併もしっかりと取り組んでいかなければならないということで、皆さん方にいろいろお話しさせてもらって研さんをしてもらっているのが現在の状況でもございます。

そして、先般も矢祭の方にも参加させていただきまして、いろいろと研修もさせていただきました。そして、その後、矢祭町の町長さんが発表されておりました、今年度に辞めるまでに話をされておった記事が新聞にも出ておりました。これにつきましては、出産祝金ですけれども、相当な思い切った祝金が出されておると。そしてまた、職員68人を50人に削減。一番に特別職の給料はカットすると。思い切った手段を講じられたということが載っておりました。まさに改革の時代で、そのとおりではなかろうかと思いますが、果たしてそれが続くのであ

ろうか。そういうことも、私素人なりの判断で思っております。

そのようなことでなくして、やはり幅広い分野で体力をつけ、住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいかなければならないというように思っております。

そして、竜王町のまちづくりであります。ご承知のように、早くから「自ら考え自ら行うまちづくり事業」、これは、私は今、住民の皆さんにも十分ご理解をいただき徹底をしてきているものと思っております。こういった中で、自分たち自らがまちづくりを考えていただいているということは、非常に大きな成果ではなかろうかなと思っております。

順不同になりますが、住民投票はどう考えるのかというご質問でございます。これにつきましては、私は現在のところでは考えておりません。

そしてまた、県のパターンについてどうかということでございますが、これは県がお示しをいただいたパターンでありますので、これにつきましても、先般の委員会の折にも、どちらを先に決めるのかというようなことでもございました。やはり県のパターンをお示しいただいたことでもありますので、これはやはりこの委員会としても、先般もまずこの問題を取り上げていただきまして、県の示されたパターンでいくのか、これでは不合理だとか、いろいろな議論が出てこようかと思っておりますが、これは今後の問題として、私としては県のパターンにはこだわってはおけません。そのようなことで、今後においてもいろいろな課題が山積しておりますが、これは行政だけではなく、やはり議会と住民皆さんが一体となった中で、また委員会の方から各地域に出向いていただきまして、また情報を提供しながら、皆さんのご意見を承っていくのが現在の大事な時期ではなかろうかと思っております。

なかなか限られた時間でございますが、今度の新法に別にかかわらず、やはり一定の路線は決めておかなければならないというように判断しておるのが私の心境でございます。このようなことにつきまして、いろいろな各方面には勉強をさせてもらわなければいけません。議会も今度、矢祭町に研修に行かれるということもございますが、このことにつきまして誰か同行させていただきまして、町といたしましても研さんを深めてまいりたいと思っております。

そういったことで、今いろいろな、お手紙の話もございましたが、やはり各地域のいろいろなご苦勞を十分研究させてもらっていきながら、方向性を決めていきたいと思っております。どうか皆さん方のさらなるご指導とご協力をよろしく

お願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 若井敏子議員。

○7番（若井敏子） 先ほどの答弁の中で、今、私が質問したことについてお答えをいただいている部分を含めて質問したいのですが、先ほどの答弁の中では、「19年度末で一定の方向を決めたい」というお話をされました。これは議会の全員協議会でも同じようにおっしゃっているわけですが、議会の合併調査特別委員会の中での町長の話は、「一定の方向」という以前に、県が示しているパターンについての、いいのかどうかという判断をまずしてもらいたいということ、それが19年度末に出てくるのかと言えば、そうではないという話で議会の方は承知しているところかなと思うのですが、私が聞いたのは、県のパターンでいくのかということになった場合のタイムスケジュールと、県のパターンではいかないよとなった時のタイムスケジュールをお伺いしているのです。町長の頭の中ではどんなタイムスケジュールができていくのかということ、改めてお伺いしたいと思うのです。

住民の皆さんの意見を聞くということはおっしゃっている。ところが、住民投票はするつもりはないと。私は、住民の皆さんに意見を聞くのだったら、やはり住民投票しかないと思っているのです。それは、やはり「この問題は大変な問題ですよ。皆さん考えてくださいよ」と仮に言ったところで、自分が参加しなければなかなか考えにくい問題があるのです。丸するのか、ペケするのかという判断を迫られるからこそ、どうしようかな、どちらがいいかなと考えるわけですから、たくさんの住民の皆さんがこの問題について意思表示をするという形は、やはり住民投票だと思うのです。

頭から住民投票を否定される。3月議会では、担当課の答弁は、「それも含めて考えます」という答弁だったのです。ところが、今日の町長は「やらない」というふうに言うておられるわけですから、これはちょっとなぜそうなるのか、お伺いしたいところです。以上2点、改めてお願いします。

○議長（中島正己） 山口町長。

○町長（山口喜代治） 県のパターンでのスケジュールでございますが、これは先ほど申しましたように、私だけではなく、委員会にお話をさせてもらっておりますので、今ここで、何月のいつ頃にとすることは申し上げられないと思います。来れば十分慎重に考えさせてもらいたいと思っておりますのでございます。

そういうことでございますので、今後の動向につきましては、議会の方にも十

分お示しをさせていただきながら進めてまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○7番(若井敏子)** 議長、ちゃんと答えてもらってください。タイムスケジュールの意味もわかってないのか。タイムスケジュールに答えがなくて、住民投票も答えがなくて、私は立てないので。

**○議長(中島正己)** 質問回数3回を超えておりますが、先の質問の回答が得られておりませんので、回答を認めることといたしたいと思っております。山口町長。

**○町長(山口喜代治)** 県のパターンのタイムスケジュールであります。これはなかなかこのとおりにいけるといことは申されません。

そして、住民投票という方法でございますが、これは先ほども申しましたように、考えておりません。

**○7番(若井敏子)** 意味がわかってないです。同じことを言うておられるではないですか。どうして意味がわからないのですか。2つのタイムスケジュールを聞いているわけですから。県のパターンでいった場合のタイムスケジュールと、県のパターンでいかなかった場合のタイムスケジュールを聞いているのですよ。それは「いきません」とかいう問題ではないでしょう。自分が19年末に結論を出すという話をしているわけですから。

**○議長(中島正己)** 山口町長。

**○町長(山口喜代治)** 県のパターンでのタイムスケジュール、また県のパターンでいかない場合のタイムスケジュールでございますが、これはどちらも同じことでございます。

**○議長(中島正己)** 次の質問に移ってください。7番、若井敏子議員。

**○7番(若井敏子)** 議事録に残りましたから。同じだとおっしゃいましたので。どちらの場合も同じようになるかどうか。

4つ目の質問は農業です。「竜王町農業に明るい展望を持とう」ということで、集落と生産を維持する集落営農を進めようという提案をしたいと思っております。

町内の田んぼは、作付がほぼ終わりましたけれども、農家の皆さんは下がる一方の米価と暴落する野菜の価格に悲鳴をあげています。全国でも農業経営の困難さは農業の担い手や後継者不足、耕作放棄田の増加や集落そのものの維持さえ難しくなっています。今、農政に求められているのは、食料自給率の向上と農村地域の経済を支え、環境と生活基盤を守ることではないかと考えます。

農水省は、競争力のある農業をめざそうと、農業経営に対する施策を「効率的か

つ安定的な農業経営」か、それをめざす「意欲と能力のある農業経営者」に「集中的・重点的に実施」するとしています。しかし、これらは政府自身が決めた食料自給率向上目標を事実上放棄し、農産物の全面的な自由化を前提に、国内農業を縮小・再編することであり、そこにこそ農業構造改革のねらいがあります。

今、竜王町はこの国のねらいに押し流されることなく、10年後、20年後の竜王町農業の展望を持って農政にあたる時ではないかと考えますが、町長の所見をお伺いします。

私は、ほとんどの集落で取り組まれている集落営農組織が、農家の助け合いの組織、家族経営を支える大事な組織として一層発展することを望んでいます。町として単に補助金をもらう受け皿としての組織ではなくて、農家の生産と集落を維持する助け合いの組織として支援すべきと考えますが、現状を伺うと共に所見を伺います。

この時期、全国の経験に学ぶことは大事なことです。「自給率向上・地産地消宣言」を議会で採択したまちや、農業振興条例を策定したまち、「アグリサポーター制度」をつくったまちなどに学んで、販路も確保しながら竜王町農業の展望を見いだしていただきたいものですが、この点についてのご所見をお伺いします。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 若井議員さんの「竜王町農業に明るい展望を持とう。集落と生産を維持する集落営農について」のご質問にお答えいたします。

ご高承いただいておりますように、国におきまして平成17年3月に策定されました食料・農業・農村基本計画に基づき、戦後農政の根本見直しとして、担い手経営所得安定対策が平成19年度から新たな施策が実施されているところであります。

このような状況の中で、一昨年来から町・JA・農業委員会・各集落農事改良組合長等から、今後の竜王町の農業・農地・農村をこれからどのようにしていくのかについて話し合いをしていただき、各集落におきましても幾度もなく協議をいただき、平成19年からの国の新たな政策の実施に向けて、農業者の自助努力と集落の合意形成を図っていただいたところであります。

そうした取り組みの成果として、担い手の育成では、議員仰せのとおり、集落で農業を守る集落営農組織として、特定農業団体が27集落中20集落の設立をいただき、また、農地・水・環境保全向上対策では22集落に取り組みをいただ

いており、自らの農業・農地・農村は自らの集落で守ることを選択していただき、現在それらの施策に沿って取り組みがなされておるところであります。

特に集落営農にあっては、今日までの転作の協業化から水稻を取り入れた協業化へ移行しており、町内の1集落においては集落の農地約9割近くまでを取り組まれ、1集落1農場を目指されているところでもあります。

また、その他特定農業団体の集落にあっては、集団転作・集落営農を基本に協同作業で取り組んでいただき、集落営農ビジョンを策定し、集落営農を主体にした補助事業での農業機械化・農機具倉庫等の整備により、各農家の農業設備投資の軽減ならび作業の省力化を図ってきていただいたところでもあります。

さらに、竜王町においては、産地間競争が激しい中、消費者に安心安全、さらに売れる農産物としての環境こだわり農業の取り組みをしてきており、特に今年度から始まりました農地・水・環境保全向上対策での取り組みにより、今年度の作付けの環境こだわり米の面積が約2,800反となり、昨年度に比較して、約1.5倍、また作付面積および作付農家の比率が、町内全体でともに約3割を超える取り組みをいただいております。

さらに、果樹に関しましても、既にぶどうにおきましては環境こだわり栽培をいただいておりますが、ナシにつきましても昨年度から実験栽培がなされ、来年度から本格栽培出荷に向けて取り組みがなされております。

さらに、竜王町の農業振興で米に次ぐ出荷額があります畜産、とりわけ近江牛の肥育頭数を年々増加の取り組みがなされ、今や県内では大中に次ぐ産地として名声をあげていただいております。

そうしたことから、町といたしましては、今日までの町の農業施策の展開と農業者のご理解とご努力により、県内でも有数の農業振興が図られている町となっておりますが、今後も引き続き自らの農業・農地・農村は自らの集落で守っていただくことを基本に、今後懸念されます農業情勢に対応できる施策の推進を図ってまいります。

また、自給率向上・地産地消につきましては、本町では他市町に先駆けアグリパークならびに道の駅に農産物の直売所を設けて、地産地消の取り組みを行っておるところであり、今後においても麦・大豆とともに、また生産調整作物の黒大豆の特産化、畜産農家との連携による飼料作物、野菜・そばの栽培促進と竜王町農業の振興に大きく貢献していただいておりますので、米政策改革推進対策における産地づくり交付金で、活用方法について竜王町地域水田農業推進協議会で十

分協議をいただきたく考えております。

以上、若井議員さんへのご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 若井議員さんの「竜王町農業に明るい展望を持とう。集落と生産を維持する集落営農について」のご質問の中で、私に竜王町の10年後、20年後の農業の展望につきましての所見を求められておりますことにお答えいたします。

ただいま担当課長からお答えさせていただきましたように、竜王町は農業を基幹産業として位置づけ、これまで他市町に先駆けて、特に農業者への負担をできるだけ少なくするため、日野川農業水利事業にかかる農家の皆様の地元負担金を町で負担することをはじめ、21世紀農ビジネス事業などの町単独事業、国・県の補助事業などを積極的に導入して、集落営農の推進、地産地消事業として山之上農林公園、道の駅での直売所整備など、多くの農業振興への支援施策を進めてきた結果、県内でも有数の農業町として振興を図ってきたところであります。

今後の町の農業展望といたしましては、これまで各集落で培ってきていただいた担い手としての集落営農ならびに認定農業者への支援と、効率かつ収益性の高い農産物の生産向上を図っていただくための支援施策を引き続き行うことにより、若者に意欲が持てる魅力のある農業にしていくため、議員皆様をはじめ農業者・農業関係機関団体皆様のご意見など承り、農業の町竜王町としての農業振興を図って参りたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 全国の農業の実態は、もちろん竜王の農業の実態とも決して違うものではないというふうに思うのです。でも、集落営農は確かに早くから取り組みましたし、今課長が答弁しましたように、27集落で20の集落が特定農業団体、あるいは農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいるのは22集落だというお話もありました。

ところが、国が示している補助を含めた施策については、5年後という目標があるわけですね。私は、先の質問の中でも述べていますように、集落で本当に支え合う農業を、集落営農を、補助金をもらえるための組織につくり上げるかどうかということではなくて、地域を守る、農地を守る、しかも特定の人たちだけが農業をやるのではなくて、今までのように、できる人、やりたい人が続けられるような農業を守るという体制は、これは国の施策を竜王町の場合は進めているわ

けですから、それはやめておきましょうということではなくて、そういうこともやはり進めていかなければならないのではないのかなという思いがあるのです。

例えば、5年後、今つくろうとしている組織が、国の言うような5年後の目標もクリアできるというものが、竜王町全体の、例えば今のこの27集落の中でどれだけ残るのかと。いつまでもどこまでも国の言うとおりにしていれば、日本の農業は本当によくなっていくのかなという心配がある中で、少なくとも5年後の体制が竜王町ではどういうふうになっているというふうに担当は見ているのかについて、まず再質問をしたいと思うのです。

私は、例えば、5年後の竜王町の農地について言えば、クリアできるような団体が竜王町農地のどれだけを占めているのかと。先ほど、90%という話がありました。本当に90%も占めていたら、それはもちろん問題はないわけですがけれども、半分いけるのかなと。そうしたら、あと半分はどうなるのかという話になるわけで、やはり自分の農地を守っていくという、今までのどおりの集落営農と言うか、集落の助け合いの組織というのは、違う意味でやはり育てていかなければならないのではないかなと思っています。地域で生産をし、農地を守ることがやはり優先的に考えられるような、地域の条件や農家の意向がきちんと踏まえたような集落営農の組織というのは、やはり違うところできちんと抑えていかなければいけないのではないかなと思うのです。

そういう時に何が大事かと言えば、例えば、機械の共同利用ですとか、先ほど倉庫に補助を出しているという話もありましたけれども、機械を助け合いながら共同利用するという取り組みも大事だと思うのですが、先ほどの話の中では設備投資の軽減という話があったのです。設備投資の軽減を図って取り組んでいくという話が、機具倉庫をつくって設備投資の軽減という説明がありましたけれども、機械もやはり共同利用するような体制も必要ではないのかなと思いますし、あるいは、買い替え・更新には町も補助をしていくというようなものも必要なのかなと思います。

それと、もう1つは、やはり販路の確保ということですが、先ほどからアグリや道の駅での販売という話もありましたけれども、例えば、竜王町で採れるお米は、まず竜王町のみんなが食べてもらうような、消費の販路を拡大するという意味では、まずその辺も考えていったらどうだろうか。学校給食は、「竜王の米を」というふうになりましたので、今度は、例えば、いろいろな付き合いのある淀川生協ですか、どこかと取引がありますけれども、そういうところの学校の

給食も、竜王の米を使ってくださいという話ができないのかどうかとか、そういう販路も新たに拡大していく必要があるのではないのかなと思います。

当初の質問で話をしていますのは、全国の経験に学ぼうということで、全国的には、例えば農業振興条例というのをつくっているところがあるのです。町の取り組みとして農業を振興していく、そういう条例を持っているところがかなりたくさんあります。あるいは、地産地消自治体宣言をしているというまちもあります。例えば、例にあげましたら、千葉県の匝瑳市ですとか新潟県の妙高市・糸魚川市、四国中央市が地産地消自治体宣言をしているところです。愛媛県今治市も地産地消・食育教育を進めているところです。農業振興条例は、小諸市ですとか、名寄市と言うのですか、会津若松市でもしていますし、本当にたくさんの方々がそういうものをもって進めている。竜王町もやはりそういうものを持つ時期ではないのかなという、そういう意味では全国の経験に学ぶ、その取り組みに学ぶということが大事ではないのかなと思っています。

先ほど、共同利用で言いますと、長野県の栄村の例もあります。そういうものも参考にぜひ取り組んでいただきたいと思いますところですが、その辺についてのご所見をお伺いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 若井議員さんの再問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、集落営農のお話をいただきました。特に、先ほども申しあげましたように、特定農業団体を含めて、この平成19年度から国の制度が変わりまして、それに向けて、先ほど申しあげましたけれども、20集落で特定農業団体を立ち上げていただいたわけですが、これはご承知いただいていますとおり、国として今年を目途にですけれども、法人化に向けてしていくという形の条件がつくことになっています。そうしたことで、私ども町の方もやはり5年後に向けて、これは町だけではございませんけれども、JAも含めて、やはりそういう方向でもって行っていただきたいと思いますということで指導もしていきたいと思っております。

特に、そうしたことで、今、地元の方で、確かに現実には転作を含めた麦等を中心になっているわけですが、先ほど答弁申しあげましたように、やはり水稻の協業化も、1集落ではなくていくつかの集落で協業化を始めていただいているところがございます。そうしたことで、やはり集落、集落で、自分た

ちで土地を守っていくということを前提で取り組んでいただくということで、この間もそういう集落で議論をしていただいて、今日を迎えていただいているわけでございますので、私ども町も、先ほど町長が申し上げましたように、そういう形の振興施策をとっていきたいと思っています。

特に私ども担当といたしましては、今、既に、先ほど申し上げましたある集落で、9割近くでそういう水稻の協業化をこの4月から、田植えから始められておるわけですが、それをさらに効率化を図っていくという意味で、やはり農地の集積を図っていただいて、大規模的な農地にしていただくという形で、例えば、畦畔を取るとか、そういうなので大規模な形ができる、そういうものには、ひとつは、これは国の補助もありますけれども、そういう振興施策を図りながら、できるだけ若い人たちが魅力を持ってできる、そういうような条件整備も併せてしていく必要があるのではないかと考えております。

そうした意味で、そういう施策を今後皆さんとともに、JAを含めて、農業委員会の皆さんとも、今、農地の集積について農業委員会は課題を抱えていただいて、検討に入っていくということにさせていただいておるわけでございますけれども、そういう農地の集積、これは現に、まだ特定農業団体に立ち上げていただいた集落で農地の集積を図っていただいて、毎年毎年、各集落で1農家か2農家ぐらいは離農されている現状がございますので、そういうものを受け皿を含めてしていく体制を引き続き町としても進めていきたいと思っております。

それから、特にその中で機械設備とかそういうものに関しての補助は、できるだけ国の方で、政策づくりの中の補助制度が新たな展開も、以前はなかったわけですが、最近またその制度が、特に先ほど申し上げました担い手認定、集落営農、さらには認定農業者に対してはそういう制度ができておりますので、そういうものを活用していく形で進めさせていただきたいと思っています。

それから、販路のお話がありました。先ほども、私どもの方から回答を申し上げましたように、特に地産地消の関係で、特に私どもアグリパーク・道の駅ということで、ほかの市町村に比べて、本当にうらやんでもらうような形の施策をつくらせていただいております。

特にその中で、今現在、私ども地産地消で、国もこの施策を進めておるわけでございますけれども、今、国の方で、たまたま平成16年度に農産の地産地消の実態調査がされております。その中で、だいたい国全体の年間平均で直売所の販売額が7,620万円という16年度の数字が出ております。実態調査をされて

いるのですけれども、全国で回答された直売所の合計が約1,772億円という、本当に大きな一つのマーケットになっているということで、そのことは結果、安心安全の地元でつくったものを地元で消費をするという形をされています。

そういう中で、道の駅とアグリパークの比較をさせていただきますと、道の駅の方では、現在、道の駅出荷組合さんの方でだいたい年間7,100万円余りの販売をいただいていますし、アグリパークにおきましては、山之上の生産組合では約8,000万円、直売では4,600万円という形で、全国平均並みの一施設当たりをあげていただいていると、そういう意味では本当に私どもは自負するところで、今後、先ほど若井議員さんが申されましたように、それぞれ販路を図っていきたい。

それから、もう1つお米の話もあつたのですけれども、特にお米に関しまして、自給自足の話も先ほどございましたけれども、特に、町内で消費をいただいているお米がどれだけあって、今、町内で作っている米との関係はどうかということも調べさせていただいて、今、町内でだいたい年間、これは国が基準にしているのは、一人当たり1年で食べるお米59kgとされています。それが竜王町の場合、約1万3,000人ほどですので、ざっと計算しますと、1年間で767tを1年間で消費するということになります。

今現在、JAの方で米の出荷をいただいているのは約11万袋、だいたい30kgが11万袋ということですので、3,300tということで、逆に自給率で見ますと430%ということで、文字どおり、今の状況では竜王町がお米に関しては自給自足しているわけがございますけれども、そうしたものを今、生協を通じて給食に入れようというお話がございますけれども、これについては、またJAを通じましてお米の販路にあたっていただこうと思っています。

それと、全国に学ぶということで、先ほども申されております、私どもの方もご質問の中で調べさせていただきます中では、特に群馬県の富士見村の方では、平成18年に地産地消宣言がされておりますし、それから農業振興条例も長野県の千曲川小諸市さんの方も、私どもの方で情報入手させられながら、今後私どもの町の農業振興に生かしていきたいなと思っております。

そうしたことで、若井議員さんの再質問についてのお答えとさせていただきます。以上でございます。

○議長（中島正己） 次に、8番、竹山兵司議員。

○8番（竹山兵司） 平成19年第2回定例会一般質問。8番、竹山兵司。質問事項、

私は、鏡山山頂にある展望台について伺います。

西の竜王山鏡山は、東の竜王山雪野山とともに、わが町竜王町のシンボルであります。今年も「目に青葉、山ほととぎす、初カツオ」の好季節がわが町にも訪れてまいりました。このように恵まれた環境の中で、特に道の駅「かがみの里」オープン以来、観光客や登山者など、鏡山ハイキングコースには多くのハイカーたちが訪れていると聞いています。今日まで、竜王町内はもとより、遠方の山々が見渡せ、初日の出が拝める大変見晴らしのよかった展望台でありましたが、現在、この展望台がその役目を果たせなくなり、ハイカーから苦情があったと聞いております。観光竜王のイメージアップの一助としての対応が望まれます。対策などについて伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 竹山議員さんの「鏡山山頂にある展望台について」のご質問にお答えいたします。

ご高承いただいておりますように、鏡山展望台につきましては、「竜王町ふるさと歴史の森整備事業」として、平成6年度に、鏡大谷池から鏡山山頂ルートとして、遊歩道整備延長1,084.41m、幅員0.95mにわたり、現況山道を活かし、途中急傾斜のあるところは丸太階段を設け、途中に広場3ヵ所、頂上付近に展望台を整備、併せてベンチ・既存石段の整備、既存石仏再配置、案内板・道標・説明板・樹木解説・園名柱・注意板などの整備をおこなってきたものであります。

また、この施設整備については、遊歩道、広場、展望台の用地はすべて竜王山国有林でありますことから、国有財産有償貸付契約に基づきまして、平成6年10月から10年契約にて借地をいたしており、16年度に貸付契約の更新を行ったところでございます。

お尋ねをいただいております、展望台につきましては、この整備事業によりまして、平成6年度に、森林法に基づく保安林作業内許可ならびに砂防指定地内行為許可申請に基づき339.6㎡の伐採を行い、丸太工により町内が眺望できるように整備を行ってきたところでありますけれども、事業施行からの年月が経過するなかで、展望台周辺の植林が成長をいたし、議員お仰せのとおり眺望が悪くなってきたところでございます。

そうしたことから、一昨年度から昨年度にかけて、国有林を管理する林野庁滋賀森林管理署と、展望台の眺望確保に向けた協議を、現地現状立会いをして

いただく中で進めてまいったところでございます。その協議結果といたしまして、現在の展望台から町内の眺望を図るためには、数千㎡からヘクタール単位の伐採が必要となり、なおかつ、この場所が保安林であることから、伐採の目的ならば伐採面積規模からして、保安林における立木伐採等の許可が認められないことから、現在の展望台からの眺望確保のための伐採ができないこととなりまして、伐採をしない方法で眺望を好くする方法などについて検討をいたしておりますが、技術的、安全性の観点から難点が多く、また一方、森林保全の観点から現在といたしましては解決策が見出せておりません。引き続き関係機関との協議・検討をいたしてまいりたいと考えております。

以上、竹山議員さんへのご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** いろいろな諸条件をクリアしなければならないということでございますけれども、ふるさと創生事業としてやっていただいたことでもございますので、ぜひハイカーはもとより竜王町の観光振興のためにも、展望台をひとつ設置されるように希望するわけでございます。

なお、ふるさと創生事業におきまして、これは1億円事業であったと思われるのですが、これは鏡山ハイキングコース以外にどこかを整備されたのか、伺います。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** 竹山議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

今も回答の中で申し上げましたように、この事業につきましてはふるさと創生事業ということで、昭和63年・平成元年にかけまして竹下内閣の時に1億円創生事業ということで、各全市町村に1億円が配布されまして、それを町の方で一時基金として積み立てをさせていただいて、平成4年からこの事業、特に鏡山一帯としたふるさと歴史の森整備ということで、基本計画さらには実施計画をしまして、平成6年・7年・8年にかけまして、特に今、積水樹脂さんがございますあそこから、今申し上げた大谷池から山頂ルート、さらにはまた鳴谷、あるいはリッチランドにかけるいくつかのコース整備等、その事業に充てさせていただいたということでございます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次の質問に移ってください。竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 続きまして、町内施設の指定管理の運営状況について伺います。

過半、指定管理者制度の導入により、経営面が見直されました。関係者のご努

力や関係機関のご支援などで、道の駅竜王かがみの里・アグリパーク竜王・妹背の里・ドラゴンハット・ドラゴンスポーツセンターなど、年々利用者が増加していると聞いています。独立採算の経理状況と併せて、利用者や観光客の動向などについて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） 竹山議員さんからの、施設の指定管理の運営状況についてご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

昨年9月から、公の施設の管理について指定管理者制度が導入されまして、施設の管理に要する経費として今日まで支出されてまいりました委託料が指定管理料となり、施設の使用料は利用料と名称を改めまして、指定管理料は施設の管理・運営に必要な経費からこの利用料を差引し、管理の内容等につきまして協定を締結いたしました中で、行政から指定管理者に指定管理料を支払うということになったところでございますことはご高承のとおりでございます。

また、指定管理者の選定あるいは利用料収入の確保等を通じまして、今日までにない経営改革が進行しているところでございます。その一例をあげますと、総務課の所管施設であります妹背の里におきましては、従前の施設の管理・運営はもとより、昨年秋に非常に好天に恵まれ利用料収入も増加したことから、その収益増をもちまして、老朽してまいりましたバンガローの畳の表替え、雨天時対策のためのテント付バーベキューサイトの整備を図り、次年度の収益確保に投資をしていただいております。さらに、防犯対策のためにカメラ整備や夏祭りを見こしての池の浚渫などは、職員の直営工事により実施され、利用者サービスが図られております。

今日まで体質でございました、委託料で予算措置がないと仕事をしないというスタンスから、利用料をもって投資し、サービス向上につなげていくという、こうした新しいサイクルができつつあるのではないかと、このように考えるところでございます。

同じく、アグリパークや道の駅においても、近江牛ブランドをもつてのバーベキューサイトの整備等に自主事業で着手いただきまして、今後の収益確保への備えが進みつつあるところでございます。

また、総合運動公園にあつては、ヨガをはじめとする新規のスポーツ関係事業が展開されるとともに、ドラゴンスポーツクラブ・体育振興協会事業等の町民と直結する事業の受託も進んできております。これらのことは、指定管理者制度の

効用であると受け止めることができる内容でございますし、なおかつ、今後の利用者の増加が大いに期待されるものでございます。

次に、経理の状況でございますが、第三セクターの株式会社はそれぞれ限りなく独立採算をめざし、収益の確保に視点をおいて営業活動が展開されるところでございますし、公益法人にありましてはサービス事業の充実に主眼がおかれるところでございます。指定管理者制度の効用もあり、全体的には町から支弁支出いたします経費が大きく縮減しているところでございます。

18年度予算と19年度予算を対比しますと、その縮減額は、竜王町地域振興事業団にあつては647万7,000円、アグリパーク竜王にあつては177万6,000円、道の駅かがみの里にあつては211万6,000円でございます。

また、平成18年度の経理の状況につきましては、それぞれの経営努力により、竜王町地域振興事業団については税引き後の次期繰越差額が811万5,948円、アグリパーク竜王につきましては、新規投資経費との関係により営業利益が27万4,000円、道の駅かがみの里につきましては、16日の株主総会にて報告されることですが、約900万円の営業利益を計上される予定であります。

次に、利用者や観光客の動向につきましても、観光協会できとりまとめがされております町内観光施設入りこみ者数の調査によりますと、その年度の大きな話題やイベント等により若干の増減はありますものの、堅調に推移いたしております。その具体的な数値といたしまして、道の駅「鏡の里」におきましては、平成16年度が54万6,400人、17年度58万5,000人、18年度59万1,600人、アグリパーク竜王におきましては、16年度31万9,500人、17年度30万5,000人、18年度30万1,300人、妹背の里におきましては、16年度3万9,400人、17年度5万2,200人、18年度4万900人、ドラゴンハットならびにスポーツセンター等を含めました総合運動公園におきましては、16年度25万7,500人、17年度22万3,100人、18年度19万8,900人となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** ただいまいろいろとお答えをいただきました。安堵している面が多々ございます。指定管理者制度が今後も関係者・関係機関のご努力によりまして、町民はもとより町外の多くの皆さんに愛される施設としてご尽力賜われることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（中島正己） この際申し上げます。午後7時45分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後7時35分

再開 午後7時45分

○議長（中島正己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、岡山富男議員。

○10番（岡山富男） 町内の不法投棄について質問させていただきます。

最近、町内に不法投棄がされているのをよく見受けられます。その中でも、地域・企業の方も年に何回かクリーンアップをしていただいたりしておりますが、不法投棄は後を絶たない状態です。特に車の乗り捨てによる不法投棄が後を絶たない状態になっています。

行政としても、県・警察とタイアップをしてもらって、対応をしてもらっていますが、1台を撤去するのに非常に日数がかかっています。すぐに撤去する対応策はないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 岡山議員さんの「町内不法投棄について」のご質問にお答えさせていただきます。

ご高承のとおり、ごみ問題は、近年の消費生活の高度化・多様化に伴い、排出される多種多様の廃棄物が増加傾向にあり、その対応や、散在性ごみのポイ捨て、不法投棄の対応にも大変苦慮しております。しかしながら、今日まで地域住民皆様方のご協力のもと、ごみを資源にかえる分別収集の実施、ごみゼロ大作戦、町内一斉清掃、粗大ごみ収集など地域を取り込んだ活動を展開し、散在性ごみや不法投棄ごみの防止に努めてまいりました。

また、町内事業所におかれましても、県のエコフオスター事業にお取り組みいただき、幹線道路沿道の清掃に努めていただいております。しかしながら、散在性、ポイ捨てごみや不法投棄がなくなるまでには至っておりません。

岡山議員お尋ねの、不法投棄車両の対応処理については、特に大変苦慮いたしております。現在、竜王インター付近を中心に車両が数台不法投棄されており、各物件については発見（確認）しだい、滋賀県や警察と連携しながら事件性の有無、所有者の割出し、その処理手法のご協力を願っておるところでございます。しかしながら、所有者が確認できましても、連絡が取れない場合や所在がつかめないのがほとんどであります。また、車両には所有権があり、リサイクル法での取り扱いも決められていることから、第三者が勝手に処分することはできません。

このような状況のため、その処理には、誠に不本意ではありますが、放置された土地の所有者（管理者）私有者、公有者、各道路管理者、各河川管理者が行わなくてはなりません。現在不法投棄されております車両についても、各管理者に個別法に基づき処理（撤去）をお願いいたしているところでございます。なお、現在、公共用地放置車両は5台と把握しています。

また、本年3月には、祖父川右岸の不法投棄車両2台を、河川管理者であります県に撤去していただいたところでもございます。今後も、警察や関係機関と連携を密にし、まず不法投棄者を確認し、当事者が撤去するよう指導するとともに、当事者が不明の場合は、各土地管理者にご協力をお願いしながら対応してまいりたいと考えております。

また、不法投棄されないまちにするためにも、議員皆様方をはじめ、住民皆様方より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、岡山議員さんのご質問の「町内の不法投棄について」のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** 特に今、課長から回答いただきました祖父川の方で、県の方で2台撤去していただいたと。この2台撤去するのにしても、何年とか何十年かけてやっと撤去していただけると。もうその時に刻印自体も何もわからない状態だと。その近くに持っておられる畑の地主さんが、その車自体にごみとかそのほかのものまでが放置されて、それを処理するのに大変苦慮されているということをおっしゃっております。

そのために何回も課長の方にも言わせていただいていると思いますし、なかなか撤去をするということができないということなのですが、これがだいたい何年ぐらいになったらそういうものも撤去できるのか。地主さんでなかったら撤去できないということもあると思いますが、そういうのがどれぐらい経ったらもう免除になって、撤去してもらえるのかということもお伺いさせていただきます。

また、先ほど言っていますインター周辺の岩谷不動産のところ、薬師のところには1台車があります。これは、もうタイヤがない状態でありまして、これを警察で聞きますと、タイヤの4本ない車は車と見なさない、ものと見なすということも聞いております。その時には、すぐに撤去しなさい、してもかまわないというようになっておりますので、それが撤去できるのかどうか、お伺いもさせていただきます。

また、リサイクル法が制定されてから、特に町内の方だけではなくに町外の方

も、大手スーパーでものを購入されているということもあります。購入されて、今まで使っていたものを、常識のある方はそのままリサイクルに出されているというのが現実ですが、それを不法投棄をされているというのが町内にもたくさん出ている。それが今までどれぐらいあったのか。それに伴いまして、それにかかる町として費用はどれぐらいかけたのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 岡山議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、不法投棄の車両は、なぜそんなに長期にわたってしか処理ができないのかと、何年かかればできるのかということでございます。具体的には、2年あるいは3年すれば撤去ができるということの取り決めと言いますか、そういう規定はございません。

具体的には、一番早く処理できるのは、例えば道路あるいは河川に放置されておりますと、これは道路法あるいは河川法がございます。それぞれの管理者の方が個別法に基づいて撤去していただくというのが、これが一番早くできます。それから、町有地等公有地での不法投棄の車輛につきましては、これは町の方が撤去するわけでございますけれども、これは個別法がございませぬので、昨年も弁護士さんの方に寄せていただきまして、その手続きなり手法についてお教えもいただいたわけでございますけれども、訴訟を起こして、裁判を開いて、それから判決、それから罰金、その次に、町のものにしなければなりませんので、これは町が競売にかけて、町自身が落札して、町の所有物にして、初めて町の方が処分できるということで、大変手間隙がかかりまして、経費もかかりまして、町としては本当に得るところの少ない不法投棄車輛でございます。

しかしながら、このような方法に至らずとも、例えば、先ほど少し岡山議員さんが申されましたように、車として、車輛としての形態をしていない状況、鉄くずという状況に認識されれば、鉄くずというような形での、不法投棄の鉄くずということで対応をさせていただくということもできます。

しかしながら、先ほど2点目でお尋ねの薬師地先の岩谷不動産の前の車輛につきましては、まだ不法投棄されて3ヵ月ほどしか経っていないと思えます。その間にタイヤが撤去と言いますか、盗まれています。今のところでは、管理者が県でございますので、県が車両に警告の紙を貼られておりまして、期限が来れば次の処理の対応にいきますというような形で警告がされております。あそこは道路

用地ということで、道路管理者の県がおられますので、道路法に基づいて今後処理されるというように聞いております。

それから、不法投棄車輛は、どちらかと申しますと見えやすいところに放棄されております。先ほど、議員仰せのリサイクル法に基づきます家電のごみにつきましては、町内の河川あるいは道路・堤防等、見えにくいところにたくさん放棄されております。これにつきましては、先月5月に実施させていただきましたごみゼロ大作戦、また7月と12月に実施させていただきます町内一斉清掃、それから、私どもが日々パトロールしております防犯環境パトロールでの発見ということで、その時点で町有地の須恵地先の方にそれぞれ搬入していただいております。

平成18年度におきます、実績という表現がいいのかどうかわかりませんが、処理した件数につきましては、エアコンが3件、冷蔵庫が4件、洗濯機が4件、テレビが35件でございました。それぞれリサイクル料等が約15万円かかっております。それから、これを搬送する搬送料も要りますので、合計で25万円ほどの事業費を18年度で支出させていただいております。

このような形で、不法投棄のごみがあとを断たないわけでございますけれども、一日でも竜王町が早く不法投棄のないまちにさせていただくようにがんばってまいりたいと思いますので、どうかよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げます。岡山議員さんの再質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 岡山富男議員。

**○10番（岡山富男）** ありがとうございます。特に少し町長にも考えていただきたいなと思っておりますのが、竜王町はさまざまな面においても通過のまちというように言われておりますが、その中でも不法投棄のされやすいまちだと思っております。

この不法投棄を対処するのにしては、1つの案としましても、不法投棄の条例等を考えてはどうかと思っておりますが、そういう手立てはできないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 岡山議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

ご承知のとおり、竜王町では環境美化条例というものを制定させていただきまして、今日まで地域住民の皆さま方はじめ、いろいろな関係者のご努力によりまして、町域の美化に努めてまいってきたわけでございます。しかしながら、先ほ

ど来からお答えさせていただきましたように、不法投棄のごみ、あるいは散在性のごみがあとを断たないというのが現状でございます。

今後、不法投棄車輛の速やかな撤去に対する1つの方策として、不法投棄防止条例を制定されておられます自治体も、県内にもございます。大津市の方にも勉強をさせていただきました。聞くところによりますと、近々、近江八幡市も今現在検討されているということもお聞きしておりますので、勉強させていただく中で、今後、条例制定に向けて関係機関と調整させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上をもちまして、再々質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に、5番、近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** 平成19年第2回定例会一般質問。5番、近藤重男。地域産業活性化について質問させていただきます。

企業立地促進法が平成19年6月に施行されたようでありますが、地域産業活性化事業において、竜王町都市計画マスタープランや、町の重要課題でありますインターチェンジ周辺の開発、企業誘致まちづくりの計画に活用することができるのか。滋賀県経済振興特区事業においては、町としてご努力をいただいたのでございますが、採択には至らなかった、残念なことであるわけでございますけれども、滋賀県経済振興特区構想で示したRISE（ライズ）、若者交流型活力創造特区のあんしん事業・にぎわい事業・ものづくり事業から、地域産業活性化事業への取り組みはどのように考えておられるのか、このことについてお伺いいたします。よろしく願いします。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 近藤議員さんの地域産業活性化についてのご質問にお答えさせていただきます。

国においては、この6月11日に企業立地促進法を施行されたところでございます。この法律は、地域の強みを生かし、企業立地の促進に主体的かつ計画的に取り組む地域を、1つには「企業のヒト・ワザの強化とコスト低減」、2つ目には「迅速できめ細かい企業立地」、3つ目として「頑張る地方自治体への支援」と言う3つの切り口から、国が総合的に支援していこうとするものです。

具体的には、立地企業にとりましては、建物および機械の特別償却などの課税の特例や人材育成のための研修費用等の助成などがございます。町といたしましては、企業誘致の促進や竜王インターチェンジ周辺の活性化が図れるよう、現在、

この法律を積極的に活用すべく、県と共同で法に基づく基本計画づくりを進めております。

また、滋賀県経済特別区域計画についてであります。議員ご高承のとおり、本町は個性あふれるたくましいまちづくりを進めるため、その手段の1つとして、いわゆる県版特区制度の認定をめざし、昨年2月と11月に申請をしたところですが、残念ながら認定には至りませんでした。しかしながら、これまでライズ構想として計画しておりました「あんしん、にぎわい、ものづくり」のそれぞれの事業については、インター周辺の未利用地の活用を念頭に置き、民間事業者の活力も生かしながら、企業立地促進法を積極的に活用し、自動車産業の集積化が図れるよう推進してまいりたいと考えております。

今後とも、個性あふれるたくましいまちづくりを実現するため、県の商工観光労働部や関係機関等の指導もいただきながら、目的達成のために努力していく所存でございます。以上、近藤議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** ただいまご報告いただいたわけでございますけれども、3月の議会の中で、3月22日に地域創生まちづくり特別委員会の報告では、地域産業活性化法ができるということ、また、公営的な考え方で協議をやっていかなければならない。これは企業や行政、また滋賀県としても進めていかれると、このようなことで、滋賀県の県の共有地も含めて進められるということに対して期待をしているのだと、このようなお話も聞いたところでございます。

また、今、11日から施行されたということ、これは京都新聞の10日に「明日、施行自治体が誘致事業の選択」ということで、施行ということ載っていたわけでございますけれども、これにつきまして読んでみますと、県によっては富山県なり鳥取県におきましては、もう早くからこの事業に取り組みをされているようなことが書かれているわけでございます。滋賀県としてはこの事業に取り組んでいかれるということでございますけれども、先取りしてやられている県と、これからやられる県と、いろいろ方策はあったのだと思いますけれども、それは滋賀県のことはわからないかもわかりませんが、そのあたりはどうであるのか。

また、業種的に66業種というようなことも書かれております。また、考え方によっては、ある自治体では農業地域の自治体と農業と連動した食品メーカーとのそういうようなこともできると、誘致できるというようなこと等も書かれてい

たわけでございますので、その点につきまして再度質問させていただきます。

○議長（中島正己） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 近藤議員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思えます。

議員もご高承のとおり、先の3月議会の委員会におきまして、いろいろお話もさせていただきました。その中で、具体的に新制度、今お話ししました企業立地促進法ということで、実は4月に制度化ということで通常国会で成立したということもお聞きしたわけでございますけれども、なかなか、県の方にお聞きしますと、それが期限が延びておったというところから、この6月11日の施行になったということも認識しております。

基本的に、県と町が地元の消防団体とか、それから企業、地域の産業活性化協議会を設け、そして誘致の目的とが受け入れ体制の整理についてまとめた基本計画を策定するというふうな法律でございますので、滋賀県におきましてもいち早く取り入れたいということで県と協議をしておりましたので、法律が施行し次第、県として今現在協議をさせていただいておるといような状況でございます。

他の県におきましてはもっと早かったではないかというお話でございましたけれども、若干、私どものその辺の認識は、滋賀県で初めてということでございましたので、その辺をお聞きしておったわけでございますけれども、過日の新聞等を見ますと、やはり先取りもされているところもあるやに聞いております。

しかしながら、今も申しましたように、先ほどからご回答を申し上げましたように、やはり企業誘致の推進・促進を図るために、いち早く県と協議をしながら進めてまいりたいという考えをしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、先ほど申されました製造業の66業種でございますけれども、特にこの部分につきましてお聞きしますと、基本的に支援策のうち設備投資等いろいろ部分の対象等につきましては、やはり鉄鋼とか自動車等の66業種に限られるとお聞きしておりますので、この辺も参考にしながら県と協議をさせていただいて進めてまいりたいという考え方をしております。以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 近藤重男議員。

○5番（近藤重男） それでは、次にもう1つ伺いたいわけでございますけれども、この地域再生、活力を与えるたくましい産業づくりという中におきまして、

予算が5,000万円出ているわけでございます。

また、これにつきまして、これから事業をやっていくという中での予算であるわけでございますけれども、18年度に竜王町の地域資金活用構想なり、いろいろな地域の計画なり、方針の検討業務ということで費用が使われたわけでございますけれども、その費用については要った費用ということで何も問題はないわけでございますけれども、今日までの調査された費用は、今回のこの事業に乗せるために再度生かせるものがあるのかないか、ひとつお願いしたいです。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 近藤議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

前回、県版経済特区にいろいろ調査をさせていただきました。それにつきましては、この地域産業の活性化につきます企業促進法の申請をつくるために、それにつきましては、今まで調査をしました部分について同じ場所でございますので、それを元にしまして引用させていただきたいと。その資料を参考にしながらさせていただきたいと。

それから、5,000万円の企業立地の関係でということでございますけれども、これにつきましては、予算的には私どもの方にその企業を使うという予算でございませぬ。その辺ご理解をいただきたいと思っております。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 近藤重男議員。

**○5番（近藤重男）** これで質問を終わらせていただくわけでございますけれども、今日まで使われた費用については、それを基礎にまた活用できるとお聞きしたわけございまして、また新しい今年の5,000万円につきましてはそれとは別だということも聞いたわけでございます。

この前につきましては採択に至らなかったわけでございますけれども、今回は何としましてこれに乗り遅れないようにひとつご努力いただきたいと思うわけでございますので、お願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** 次、12番、山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 12番、山田義明。鳥獣害の防止対策についてお伺いいたします。

近年、竜王町においてカラスやイノシシ等の鳥獣による被害が年々増加して、

この対策に費やす手間や費用は増大の一途を辿るばかりです。また、農作物や畜産への被害も多大で、このことによる耕作放棄田も出てまいりました。

また、これらの影響により若者の集落離れによる過疎化や、各グループなどの後継者不足へと追い込まれている集落も、近隣のまちには顕在化しているとお聞きしております。

竜王町は、鳥獣害に対し今日までどのように防止対策を実施されていて、これからどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

**○議長（中島正己）** 7番、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 獣害問題と里山保全について質問します。

小口のちょうど運動公園の北西にあたります、名神高速道路の奥になりますけれども、この辺りにはイノシシが毎年、稲を荒らしております。岡屋の方でも既に耕作放棄をされている田もあります。そうでなくても国の制度で荒らされている農家の皆さんが、イノシシにまで荒らされたら、たまったものではありません。やる気のある農家のそのやる気を削ぐような事態だけは、何としても避けたいものです。

獣害は竜王の問題だけではなくて、今、全国に広がっているようです。ところが、抜本的な対応策はなく、イタチごっこという実態もあります。そこで伺います。

1. 竜王町の獣害による被害の状況。何による被害があつて、その地域はどこで、被害対象・被害額と、関係者の皆さんの声をお伺いします。2つ目に、法律的には有害鳥獣に対してどのような対応を定めているかについて伺います。3点目は、滋賀県は特定獣害に対して保護管理計画を立てていると伺っていますが、その内容について伺います。4点目は、竜王町は今日までどのような取り組みをされてきて、事業実施時期ですとか事業内容ですとか、実施地区・事業額についてお伺いし、同時に、どのような成果があつたかをお伺いします。

既にお知らせをしていますが、町内にはこの問題に非常に関心をお持ちの方も多くおられて、関係者の皆さんとご一緒に考える場を、私ども竜王の共産党が企画・サポートする形で、「獣害と里山」というテーマでの獣害問題の学習会を計画していきまして、ただいま呼び掛け人をお願いしながら参加要請をしているところです。お話をしていただくのは県立大学の野間直彦先生で、近江八幡市白王町で獣害対策と畜産振興、その上、観光や都市と農村の交流にも役立てようという取り組みをされている方です。是非、町職員や議員の皆さんにもご参加いただいて、

一緒に学びたいと思っているところですが、このことについての担当課のご所見をお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

**○議長（中島正己）** 川部産業振興課長。

**○産業振興課長（川部治夫）** ただいま、山田議員・若井議員からご質問いただきました獣害対策にかかるご質問につきまして、関連がございますので、一括いたしまして関連質問ごとにとまとめてお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご高承いただいておりますように、鳥獣被害につきましては全国的にも深刻な問題であり、ご質問をいただいております両議員さんからのご指摘のとおり、本町でも年々被害が拡大しつつあります。

少し古いデータではありますが、農林水産省が平成17年4月に発表された「野生鳥獣による被害および対策」によりますと、農作物被害で平成15年度の被害では、面積で約13万ha、金額で約200億円、農業総算出額8.9兆円の約0.2%で、特に中山間地域に深刻な問題になっております。また、鳥獣別・種類別被害の内訳として、鳥類が全体の4割、獣類が6割であります。鳥類では、カラスが47%、スズメ12%、ヒヨドリ11%となっており、獣類では、イノシシが42%、シカが33%、サルが13%であり、特にサルによる被害が増加傾向にあると報告されております。

竜王町では、約10年前に町内山中地区でイノシシ被害が多く発生したことから、町内猟友会に駆除委託ならびに被害地区での防止対策に取り組みをいただいております。今日現在では町内西地区全域、東地区にあつては山之上・岩井・川守での被害の報告を受けており、先月には林地区の日野川堤防まで出没をいたしており、町内周辺地域一円にわたって出没情報があり、また、カラスの被害ならびにシカについても出没をいたしておる状況であります。

最初に、山田議員さんご質問の第1点目の「竜王町として鳥獣害に対し今日までどの様に防止対策を実施してきたか」であります。町内では、特にイノシシ・カラスによる各集落・事業所等などからの被害報告に基づく駆除を、竜王町猟友会へ有害鳥獣駆除事業として委託をしてくれております。この駆除委託事業の実績は、平成16年度ではイノシシの駆除として、実施地区は5地区であり、出動期間は大半が水稻農作物の生育期の7月下旬から収穫期の9月下旬であり、1年間の捕獲数は27頭であります。また、カラスの駆除では1地区で、6月初旬から7月初めの期間で、50羽の捕獲がありました。

平成17年度では、イノシシの駆除として4地区で実施、実施期間は水稻の生育期から収穫時期であり、捕獲数は1頭でありました。また、カラスにあつては、1地区で8月下旬から11月中旬までで、捕獲数は40羽であります。

平成18年度では、イノシシの駆除として5地区で実施、実施期間は7月から3月までで、捕獲数は12頭でありました。また、カラスにあつては1地区で8月中旬から11月中旬までで、捕獲数は11羽であります。

なお、これら町猟友会への委託料につきましては、平成16年度50万円、平成17年度ならびに18年度はそれぞれ40万円であります。

さらに町といたしましては、滋賀県の補助事業を受けまして、各地区で次の事業を実施してきました。平成16年度では、町内3地区におきまして、イノシシ用の電気柵を延長600m・事業費13万5,000円、またフェンスを延長2,320m・事業費157万円であります。

平成17年度では1地区、イノシシ用電気柵を延長700m、事業費16万7,000円であります。また、年々出没件数が増えていることから、イノシシ捕獲おりを2基、事業費18万7,000円で購入を行い、設置・管理については竜王町猟友会に委託をいたしております。

平成18年度では、1地区、イノシシ用電気柵、延長1,600m、事業費16万4,000円あります。また、イノシシ捕獲おりを1基、事業費9万3,000円で購入を行ってきたところでございます。

成果としては、各地区での粘り強いお取り組みをいただいておりますが、年々限られた中での対策であり十分な対応ができないのが現状であります。

第2点目のご質問であります「これからどのような取り組みをするのか」についてであります。今年度も引き続き県の補助事業を受け、イノシシの電気柵・フェンスの設置、ならびに捕獲おりの購入設置を行い、竜王町猟友会へ駆除を委託いたしてまいります。

さらに今年度、山之上地区が昨年度からイノシシ獣害対策、里山保全の取り組みをされおたり、その中心メンバーであります山田議員さんもお尽力をいただき、特に県東近江地域振興局農産普及課の指導・助言を受けまして、平成19年度農林水産省の鳥獣害防止対策事業に応募をさせていただきましたところ、過日全国で54地区の1つとして竜王町が事業採択をされたところであります。

今回採択を受けました事業は、捕獲体制整備事業として、特に本町ではイノシシの捕獲にかかる担い手の育成・確保および捕獲に必要な機材の整備を行う事業

でありまして、応募しました事業費は100万円で全額国補助となっております。事業計画として、担い手育成としての狩猟免許（わな免許）を取得していただく予備講習会・実地研修会の開催ならびに、捕獲器具整備として捕獲おり・捕獲罟等を整備するものでございます。

特にこの事業は、町内で獣害被害を受けておられる地区関係者の方々に狩猟免許を取得いただき、捕獲対策を地域で取り組んでいただくことを目的にいたしており、今後この事業につきましては、県農産普及課の指導・助言を受け、さらには町猟友会はじめ関係機関・関係自治体の協力をいただき進めてまいりたいと考えております。

続きまして、若井議員さんご質問の第1点目、竜王町の獣害による被害であります。この状況は東近江農業共済が各農家から出された過去3ヵ年の被害状況としてまとめられたものであります。平成16年度ではイノシシにより水稲作物で町内5集落・被害面積0.54ha・被害量2.67t・被害金額として59万8,000円であり、またスズメにより麦作物で1集落・0.26ha・0.76t、10万7,000円の被害がありました。

平成17年度では、イノシシによる水稲作物で5集落・0.53ha・2.62t、58万6,000円、ならびにスズメによる水稲作物で3集落・0.04ha・0.22t・4万9,000円の被害であります。

平成18年度では、カラスによる果樹作物で1集落・0.27ha・5.66t、339万6,000円、ならびにイノシシによる水稲作物で5集落・0.82ha・4.04t、88万7,000円の被害であります。

第2点目の「法律的には有害鳥獣に対してどのような対応が定められているか」であります。法律名は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」として、平成14年に全面改正されております。この法律は、国内における鳥獣の保護と個体数の適正化を図ることを目的として、鳥獣保護事業の実施ならびに狩猟の適正化の2つの内容が定められています。

そのうち、鳥獣保護事業の実施では、鳥獣の捕獲等また鳥類の卵の採取等の規制、鳥獣の飼養・販売等の規制、鳥獣保護区・休猟区について定められています。また、狩猟の適正化では、危険の予防・狩猟免許・狩猟者登録・猟区等が定められています。

第3点目の「滋賀県特定鳥獣保護管理計画の内容」であります。先に申し上げました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に、自然環境の中にあつて自

然の変化に富んだ地形・気象条件等、ともに豊かな野生生物によって形成されてきていることから、野生生物の価値は生物多様性国家戦略・環境基本法にも認められて、その保全を地方自治体と国民の協力のもと、国家的課題として特定鳥獣保護に取り組む必要がうたわれておるところでございます。

そうしたことから、滋賀県ではこの法律に基づき、県内に生息するニホンザルを保護管理すべき鳥獣として位置づけ、人間とニホンザルの共存のための総合対策の指針として、特定鳥獣保護管理計画が策定されております。施策の内容は、被害対策・捕獲・生息環境の保全整備・森林の保全整備などの方針が定められております。

第4点目の「竜王町は今日までどのような取り組みをしてきたか」については、先ほどの山田議員さんへの回答に代えさせていただきます。

第5点目の「獣害問題と里山」を考えるつどいを計画されておりますことにつきましては、今日、各集落でイノシシの被害で困っておられる地区の皆さんへの、農地と里山の境界管理が重要であることを学ぶ、意義あるものと考えます。私自身も参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、鳥獣害対策につきましては、先に申し上げました法律に基づき、保護と狩猟の両面からの対策がなされており、町内各集落におきましてもいろいろと知恵を出して被害対策を講じていただいておりますが、町内全域での範囲を一举に対策をすることは、相当な費用も要することから、引き続き国・県等の関係機関への要請ならびに指導を受け、取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、山田議員さん、若井議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山田義明議員。

**○12番（山田義明）** いろいろとお答えいただきまして、ありがとうございます。

実は、私の質問の中にも、カラスの被害ということで、イノシシの件も含んでおるのですが、まずカラスの被害におきましては、先ほどもかなりの金額が出ているということで、実は畜産分野においては非常に肥育牛の背中にとまって、その肉を食べるとか、あるいは飼料を食べるとか、こういった被害も出ておりますし、ひどいものになりますと、肥育牛の尾っぽが落ちるとか、そういったところまでいっているというような話も聞いています。

また、農作物では、水稻や野菜の苗物へのいたずらと言うか、引き抜きとかいうことで遊ぶということもございますし、果物や野菜類につきましては、ちょう

ど果実が実るころ果肉を食べるといふようないたずらをしております。

また、考えられるところとしては自動車関係でございますが、ワイパーのゴムなどもカラスがつまんでいたずらをするということです。当町におきましては、自動車産業さんがございます。こういった方への被害も非常に心配されているところでございます。

また、個人的には、精神的に山の田んぼの方でトラクターで耕していますと、周りに100羽ほどのカラスが虫を拾いに来るとか、そういうことで結構気持ちの悪いものでございます。

そこで、私は、ほかの自治体で実施されている捕獲トラックというものを産業振興課の方にご提案いたしました。捕獲およびこの処分に関して、法的な規制があるわけでございますが、その自治体の代表格であります東京都を紹介させていただいたわけでございますが、そこについては、どのように法の規制をクリアしながら、捕獲トラックでカラスを捕獲しているのか。そういったことの維持管理をされているかということをお尋ねしたいと思います。

もう1点は、今後これから被害が非常にとらまえにくい面もあるわけでございますが、被害の心配だけではなく、これからの心配を払拭するためにも、今までですと、一応鉄砲で撃って駆除されていたわけでございますが、これからのについては、ある程度、山之上の方にいたしましては、カラスが100羽～200羽の数がいるように十分見受けられます。そういった点で、竜王町においては、捕獲目標を何とかとってもらえないかなというようなことをお尋ねしたいと思います。

それから、イノシシによる被害でございますが、竜王町では、これからイノシシやシカ、サル等の獣害の増加が予想されるわけでございますが、イノシシの捕獲に関して、捕獲奨励金として補助されている自治体もございます。こういった捕獲奨励金に関して、法的な制限があるようではございますが、竜王町独自でも、ぜひこういったことをやっていただきたいなと思うわけでございます。ひとつこういったことが検討されるのか。ぜひとも獣害のないまちづくりをやってもらうという意味で、ひとつ検討を願いたいと思いますが、その辺のことにつきまして、お伺いさせていただきたいと思っております。以上よろしく申し上げます。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 山田議員さんの再質問にお答え申し上げたいと思っております。

まず、カラスの被害のことで質問をいただきました。カラスに関しましては、今も山田議員さんの仰せのとおり、町内でも特に山之上を中心にカラスが、全町多いのですけれども、特に山之上は畜産をたくさんされているということで、そういう畜産関係に被害を与えるということで、私も過去2年ほど町の猟友会の皆さんとともに銃器による駆除に一緒に行かせていただいた経過がございますけれども、本当に群れで来ているということで、それらの対策については、ただ一方的に撃つてもまた、あちらに行ったり、こちらに行くということ、カラスというのは大変賢いものでございますし、そうしたことで、特にカラスに関して、今ございましたように、私どもの方も勉強をさせていただく中で、特にカラスに関しましては、繁殖期の巣づくり、特に3月・4月が巣づくりで、産卵、卵を温めるのがだいたい4月・5月、それからヒナを育てるのがだいたい5月・6月ということで、それから6月・7月に幼鳥が巣立ちするということで、それ以降、だいたい6月以降に集団行動で被害が発生するということが、いろいろな調査の中でわかっております。

それから、カラスは世界的に約9,000種類の鳥類の中でも最も脳が発達しているということで、カラスを追い払うための手段を講じても、すぐ見破るということから、防鳥対策の決定打ではないということが言われています。特にカラスについては、記憶力と学習力が優れているということで、一旦したことは必ず覚えているとかいう形で、特に餌を隠すとか、皆さんも経験があるかと思えます。

そうしたことで、今、山田議員がおっしゃられましたカラスを捕獲するものとして、現在、東京都の方でカラス対策のプロジェクトということで、13年度からこの対策に取り組まれております。これは、いわゆる飼育小屋の大きなワラの中に、天井の入り口の開口部にカラスを入れて、針金をぶら下げておいて、そこからカラスが出ないように形で、入ったものを炭酸ガスで安楽死をさせるという捕獲の方向であるということをお聞かせいただいております。

これについては、今、東京都の方では、一応平成13年度、これを捕獲トラックというのですけれども、都内で110基、都外いわゆる都の外で10基、120基ほど設置をされている。大きさ的には、だいたい3mか4m四方の鳥小屋の大きなものですが、それで東京都の実績では、平成13年度で4ヵ月間で4,200羽、平成14年度が7ヵ月間で1万2,000羽、15年度はだいたい1万3,000羽ぐらいという実績を生かしておるところでございます。これらについて、今参考に行いましたもの、町としても一度検討させていただこうかな

と思っております。これは捕獲についての回答とさせていただきます。

それから、捕獲目標でございますけれども、なかなか今の現状の中で、目標設定というのは難しゅうございます。正直な話、目標設定はできませんけれども、できるだけ捕獲に努めてまいりたいと思っております。

それから、イノシシ等の捕獲に伴う奨励金でございますけれども、これにつきましては、県の方での補助事業もあるわけでございますけれども、一定の所要条件がございまして、銃器による捕獲によるということと、それから頭数が7頭以上でないと、逆にそこから7頭以上ある分から7頭を差し引いた分に1頭当たり2万円、ただしそれについては1万円の町の補助が要するという、町の補助を持ち出ししなければならないということがございます。そういうことについても、今後検討をしてまいりたいということで、答弁とさせていただきます。

以上、山田議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 山田義明議員。

**○12番（山田義明）** 一応答弁していただいたようなことでございますが、捕獲奨励金につきましては条件もあるということで、竜王町独自でそれなりの奨励金を出していただかないと、なかなか捕獲する人が、次、小さな子どもの命などは、せっかく捕獲しても逃がしていくとか、そういった事例も全国では聞いています。そういったことで、何とか全体的なイノシシの数を減らすという方向で、ひとつ前向きに検討していただきたいなと思います。以上で私の質問を終わります。

**○議長（中島正己）** 次に、若井敏子議員。

**○7番（若井敏子）** 私の方も、ほぼ質問していることについては、お答えをいただいております。

そこで、改めてお伺いしたいのは、竜王町としてどんな対策をとってきたのかということの中ですけれども、集落に対して補助金を出す、集落の方でそれなりの取り組みをしてくださいという形で補助金を出しているというような話も聞いているのですけれども、それをもらった集落に対してどんな指導がされているかということなのですけれども、今まで3地区でフェンスですとか電気柵ですとかいうものをしてきたというのを、16年・17年・18年についてお話をいただいております。これが恐らく、ひょっとしたら地域に対する補助金の結果なのかなと思うのですが、ある集落では、使い勝手が悪いと言うと語弊があるかも知れないのですけれども、もらってはいるけれども鳥獣害と指定されると、鳥で使うか、獣で使うかというところで、非常に内部で難しい問題が起こっていると。カ

ラスだけに使えない、イノシシだけに使えない、それぞれ使うとなると非常に金額的には、私が聞いたのはまだ10万円未満だったかな、ひよっとしたら6～7万円だったかなと思っているのですが、それだけのお金をどうして分けるのかというので非常に困っていて、実のところを言うと、何年か貯まったままになっているのだという話もありまして、町として補助金を出される場合には、ぜひ実際どういう実績があるのかという確認も含めて、使い方指導と言うか、そこまで踏み込んで集落に対する補助金を使っていく形をぜひとっていただきたいというのが、まず1点目であります。

それから、特にイノシシについて言いますと、猟友会にお願いしてというのがありましたけれども、竜王町では猟友会が何人ぐらいおいでになって、捕獲される頭数はそんなに多くないのかなと思うのですけれども、イノシシの場合は、「特にその年に生まれたイノシシをやはり狙い撃ちをしない」みたいな話がありまして、若いのが捕まえられないのかなというのもあるのですけれども、そういうイノシシに対して先に出ていますような奨励金を出すというのは、やはり効果があるのかなと思っているところですが、そういうことを特に考えておられないのかどうかということもお伺いしておきたいと思うのです。

檻による捕獲ですが、これは実際成果がどの程度あがっているのかということもお伺いしておきたいと思うのです。いろいろなところで話を聞いていますと、檻というのは、仕掛けて放っておくことになるわけですが、実際にかかっているかどうかを確認していかないと、特に夏場などですと、何日間か置いておくと処理できないような状態になっているということもあって、檻による捕獲も難しいものがあるのだという話も聞いているところですが、そういう猟友会の皆さんですとか、そういう取り組みをしていらっしゃる皆さんの中からの問題点の指摘などがもしありましたら、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 若井議員さんの再質問に対しまして、お答えを申し上げます。

今、各集落の方で、この補助事業という形で取り組みをいただいていることに關しましてでございますけれども、一応私ども県の振興補助金でこの事業に取り組んでいただくという形にさせていただいております。そうしたことで、あくまでこれは確実に実績、ほとんどイノシシですけれども、イノシシの対策にかかる

形の補助を受けていただいているところでございます。

ただ、議員仰せのとおり、集落の使い勝手が悪いというようなお話があって、今まで貯まっていると、これは恐らく以前、それぞれの関係集落の方に一定の協議会みたいな形で支払いをさせていただいておったわけですが、これは今もおっしゃるように、ただ補助を流すだけで、実績を含めて有効に使われていなかったということで、せっかくこれは県の振興補助がありますので、わざわざ町の方が出さなくても、その事業に乗っていただけることをということで、実はこの事業を今年度はもう止めております。そうしたことから、今おっしゃるような形で、それぞれ使い勝手が悪いということはございませんので、捕獲の状況によって県の助成補助事業に乗っていただけるということでございますので、ひとつそういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

それから、猟友会のお話がありました。今、私ども竜王町に関しましては、本当に猟友会の皆さんに大変お世話になっております。今現在、竜王町猟友会は4名の方でされております。そうしたことで、特に猟友会の皆さん方から、捕獲は基本的にはイノシシは檻による捕獲ということで、今、だいたい町が設置しておると猟友会さんを含めて、概ね20近くの檻を設置していただいて、それらを順次点検に回っていただいているということで、確かに議員仰せのとおり、やはりこれから夏場になりますと、引っかかっているのを放っておくとウジがわいたりとかありますので、できるだけ早い段階で回っていただいて、本当にご苦労いただいているということでございます。

そうしたことで、今、猟友会の皆さんの方では、先ほど申し上げました、やはりこの100万円事業の中で、できるだけ地域地域で猟友の資格をとっていただいて、地域地域でこういう捕獲の対処をしていただければ本当にありがたいなということで、一定猟友会さんでは限界がありますので、人数の体制で、そういうことはおっしゃっていただいていることも申し上げさせていただいて、若井議員さんの再問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に、1番、寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** 平成19年第1回定例会一般質問。1番、寺島健一。障がい児学童支援について質問させていただきます。

現在、竜王町には、障がい児学童として、昨年4月にどんぐりクラブが鶴川ふれあいプラザを拠点として立ち上げられました。この間、まちの支援をいただいておりますが、障がい児学童となりますと、知的・身体・発達障がいなど種々

あり、複雑化しております。

今後、発達障害については、町内を見ても、先ほど言われましたようにLD、またADHDの増加の傾向にあります。これらについての協力者および指導者の支援についてどのようにお考えか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

**○議長（中島正己）** 北川住民福祉主監。

**○住民福祉主監（北川治郎）** 寺島議員さんから「障がい児学童支援について」お尋ねをいただいておりますので、お答えいたします。

ご質問をいただいておりますように、障がい児学童「どんぐりクラブ」は、平成18年1月から試行的に活動を開始され、同年4月から鶴川ふれあいプラザにおきまして、毎週水曜日と土曜日の2回実施をされております。

活動の内容といたしまして、障がいを持つ子どもたちの自立と発達を促し、健全な育成を目的とし、指導員の方を中心とした活動を通し、障がいを持つ子どもたちが豊かな生活をおくれるよう、自由遊び・おやつ作り・買い物・工作・リズム遊びや野外活動など、様々な内容で活動に取り組まれております。

平成18年度は10名の障がい児が在籍し、年間の延べ参加児童数は368名で、支援にあたっていただいております指導員やボランティアの方は、延べ359名でありました。

このように、多くの方々のご支援をいただく中で障がい児学童「どんぐりクラブ」が運営されておりますが、障害の内容も多様化する中で、地域の学童とはまた違った課題があり、特に指導についていただく専門職あるいは定着した指導員の方の確保ということが大きな課題であると伺っております。

議員のご質問で、協力員や指導員などの方の確保について、町の支援をどのように考えているのかというお尋ねをいただいております。専門的な資格を持つ方を指導員として確保することは、障がいの内容が多様化する中大変困難な現状から、町が設置しております教育支援室ややまびこ福祉会に委託しております竜王町障害者地域生活支援センターなどの助言を受けつつ対応いただければと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** 先ほど、学務課の方より、両校の対応についての答弁をされてきたところでございますが、19年、今年3月に竜王町障がい者計画が策定され

ました。その中に療育、また保育、また教育環境の整備が提唱され、養護学校の寄宿舎がなくなることは保護者にとって大きな不安となっていると、そういうことについては指摘されているところでございます。

そのようなことから、学校また家庭以外の第3の場所、いわゆる障がい児学童の充実が必要かと思われるところでございます。今日現在の支援の状況はどうかと、再度お尋ねいたします。

**○議長（中島正己）** 北川住民福祉主監。

**○住民福祉主監（北川治郎）** 寺島議員さんから再度のご質問をいただきました。

先ほどもお答えもさせていただいているわけですが、運営にあたりましては、多くの指導者の方、またボランティアの方のご協力を得られまして運営をされているというようなことでございます。

そういう中で、ボランティアとか、また指導員としてお願いしている方々につきましては、常にという形はなかなかいかないというふうに聞いております。先ほどもお答えさせていただいていますように、やはりある程度定着した形でのご支援をいただければと伺っております。

そういう中で、指導にあたっていただく方々の確保につきましては、町の方も近くに大学等があるわけですが、そういったところとの連携、そしてまた町の有線放送、また広報等を通じまして、指導員の確保につきまして呼びかけをさせていただきたいと思っておりますし、また、町のホームページ等にもこういったことを載せさせていただきまして、広く町内外から専門的な知識を持った方々、また協力をいただけるボランティアの方々の募集に協力をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、ご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 寺島健一議員。

**○1番（寺島健一）** 今、回答されましたように、今現在では保護者がボランティア的に活動され、また、保護者が福祉関係を専攻されておる大学生等々をお願いし、運営されているという状況と聞かされております。

今後、町として考えられる支援策があればということでございますが、例えば、町が指導者また協力者の公募などして協力者の指導を求めると、先ほども言われましたので、この点につきましてはよろしく、また町として公募なりいろいろな対策で、今申し上げましたような支援者、また協力者、また指導者の確保についてよろしくお願い申し上げたい。両校にあります学童、「まつぼっくり」また「西

っこ」というような学童があるわけですが、これと同様、障がい学童に対しても格別のご支援、またご協力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 9時になりまして、眠くなってまいりましたが、がんばります。

平成19年第2回定例会一般質問。3問目の質問をさせていただきます。保健センターまでのアーケードを。

役場の駐車場に車を止めても、今日のように雨が降っていると、傘を差しながら靴をもって庁舎まで歩くのが大変です。小降りであれば傘を差さずに走っていくこともあります。

保健センターでは、「乳幼児健診」や「赤ちゃんサロン」、今年度からは「こどもひろば」で、小さな子ども連れのお母さんや、赤ちゃんを抱きかかえたお母さんがよく来られます。雨が降っていれば、駐車場から保健センターまでが大変なのは容易に想像がつかます。赤ちゃんを抱き抱えていれば、傘を差すこともできません。駐車場の一角から保健センターまで、アーケードの設置をご検討いただけないでしょうか。

誰でも雨にぬれたくはありません。庁舎や保健センターに来られた人にやさしく、子育て支援の目に見えた施策の一環として、ぜひとも設置をと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（中島正己） 竹山健康推進課長。

○健康推進課長（竹山喜美枝） ただいま勝見議員さんから、「保健センターまでのアーケードを」とのご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

竜王町保健センターは、議員もご高承のとおり、住民の健康づくりを推進するため、地域住民に密着した保健サービスを総合的に行う拠点とし、併せて福祉の増進を図るために、昭和60年に竜王町総合庁舎の次に建設をされ現在に至っているところでございます。

さて、議員仰せのとおり、保健センターには、妊婦さんをはじめ乳幼児から高齢者等、さらにはその保護者や支援・援助をされる方々など、また本年4月からは週3回、月・水・木曜日に保健センター2階におきまして、こどもひろばを開設させていただいている関係上、今日まで以上により多くの住民の方が訪れられています。

中でも乳幼児健診や予防接種等で来られる方は、お子さんを抱きかかえられ、衣類や飲物等身の回りのものを持って、さらに雨が降っている場合には小走りか、

傘をさして歩いてこられる光景を見かけております。

保健センターといたしましても、利用者の方にご不便をおかけしないよう、保健センター前駐車場の一部が今まで社会福祉協議会の公用車の駐車場として利用されていましたが、その駐車場の変更にご協力をいただく中で、より多くの方に保健センターの近くに駐車していただきやすいよう、利用者の利便を図り、駐車場の確保に努めているところです。

議員ご提案の「保健センターまでのアーケード設置」につきましては、集団検診車等への支障や安全性の確保、さらには保健センターの施設だけではなく、福祉ステーションをはじめとします総合庁舎周辺施設一帯を視野に入れた中で、子育て支援や住民サービスの向上につながりますよう、今後、総合的に検討していきたいと考えておりますので、以上ご質問のご回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 勝見幸弘議員。

○3番（勝見幸弘） 「総合的に検討する」というご回答をいただきました。確かに大きなトラックや献血、あるいは検診のバスのような大きな車が進入してくることに対しての工夫が必要であろうと思われます。

先般、初めて取り組みました議会報告会におきまして、地域へ出向きますと、住民の方から「あなた方の質問は、いつするのだとはっきり聞いておかないといだめではないか」と、こういうふうなことを言われましたので、「総合的な検討」をいつまでに結論を出すのか。できるのであれば補正予算を組むのか、来年度の予算に計上するのか、そのあたりまでご回答をいただければと再質問させていただきます。

また、検討した上で金額がどれぐらいになるのかということも、当然問題になることだろうと思いますが、いくらぐらいだったらできるのか、補正で対応できるのか、新年度の予算を新たにとらないとだめなのかといったところまで踏み込んで質問をせよということですので、よろしくご回答のほどお願いいたします。

○議長（中島正己） 竹山健康推進課長。

○健康推進課長（竹山喜美枝） ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

総合的に検討させていただくという前に、当保健センターといたしましても、施設的に検討を重ねてまいりました。植木があります部分を一部改修できないとか、また、隣の老人憩の家の一部のスペースを利用して片屋根ができないだろ

うかとか、いろいろ工夫もさせていただきました。

ところが、私どもの保健センターのみならず、庁舎とのつなげたということのご質問の内容でございましたので、私どもだけでは判断ができませんので、総合的にということでお答えをさせていただいた次第です。

その方法によりましては、金額もかなり変わってもきます。保健センターのみならず全庁的にということになりますと、そこまでの試算はさせていただいておりませんが、住民のご要望が強いということであれば、今後、金額の提示なり時期については明確には申し上げることはできませんが、鋭意努力をさせていただいて、住民福祉の向上につながるよう努力をさせていただきたいと思っておりますので、以上、再問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 勝見幸弘議員。

**○3番（勝見幸弘）** それでは、矛先を変えまして、若者が住みたくなるまちづくりでございますので、子育て支援には十分力を発揮していただけるものと思っておりますので、ここは町長自らどのようにお考えかをご回答いただけたらと思っております。

特に3つの施策であります「中心核の整備」ということに関しても、総合庁舎周辺も、全体的な、総合的なことでの検討という、今、担当課からのお話がありましたので、そのことも踏まえてのご回答をいただければありがたいです。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 山口町長。

**○町長（山口喜代治）** 勝見議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

ただいまアーケードの問題でございますが、庁舎を含めた中で計画をしていくということは、議員もご承知のように、観光バスも入っております。そして、このような高さが必要とされます。こういった時に、そう軽量なものではなかなか、台風とかいうことを考えますと軽微なものでは到底もたないと、このように判断をしております。

当然、子育て支援を、これからする若者定住を考えるとすれば、そうしたサービスをきちんとしていかなければならないということは想定できますけれども、なかなかそういうことを、技術的に、我々は技術屋でございませぬけれども、素人なりに考えますと、なかなか庁舎から連結するという事は非常に困難な問題ではなかろうかなというように考えもいたすところでございますし、保健センターの玄関で車を止めて、一応そこで館をつくって、傘もささずに降りて、一旦お

子さんを預けて、また車を違う駐車場に置いて、また保護者の皆さんが傘をささないといけませんけれども、そして保健センターに入るといような方法でないと、なかなか大規模な構造になろうと思しますので、これは十分、技術的な問題もございますので、考えていかなければならないというように考えます。

全体的な考えでは、非常に発想として私も賛成ですけれども、なかなかこの問題は慎重に考えていきたいと考えますので、時期というものもございますので、早く結論を示していかなければならないと思しますので、ご理解を賜りたいと思います。

**○議長（中島正己）** 次に、2番、川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 4点目の質問をさせていただきます。松が丘およびさくら団地に、既存の路線バスの乗り入れはできないか、お伺いいたしたいと思します。

この質問については、今までに何回となく質問されています。先の3月議会におきましても山田議員から質問されましたが、十分な回答が得られなかったように思っております。

特に松が丘地区につきましては、町が多くの住民の方を受け入れ、自治会が発足されたのは昭和54年、約30年近くなり、住民の方々は大変不便をきたしておられます。

町の若者定住等を考える時、運営・運行費用等が多少かかっても、一日も早くバス乗り入れを決断すべきと思しますが、執行部のお考えをお伺いいたします。

なお、松が丘およびさくら団地へのバス乗り入れのための条件整備および運営・運行費用についても伺いたいと思します。

また、4月以降、公共交通対策協議会は開催されたのか、開催されていないのであれば、いつ頃予定されているのか、お伺いいたしたいと思します。以上、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中島正己）** 小西政策総務主監。

**○政策推進課長（小西久次）** 川嶋議員さんの「松が丘及びさくら団地に、既存の路線バスの乗り入れはできないか」についての御質問にお答えいたします。

議員ご高承のとおり、松が丘、さくら団地につきましては路線バスが乗り入れされておられません。特に松が丘自治会においては、毎年人口が増加し、近年バス利用の対象となる高校生等の若い年代層が増加し、平成21年度までは100人を超える状況であります。

3月議会でも質問をいただき回答しましたが、近江バスと運行経路の変更・松

が丘団地内のバス迂回等について、早期に容易に運用できる希望が丘青年の城行の路線について、現地立会・協議を行い研究・検討をしているところでございます。

この実現には利用度合いが大変重要であり、乗り入れに対して、概算ではありますが、数百万円程度の運行経費が必要となると聞いております。路線バスの運行拡大や導入については、以前の公共交通対策協議会等において検討いただき、町においても研究いたしました。運行主体、運営面、法律上の制限等の課題、運行経費面の課題等、事業者のみの対応としては難しく、行政からの支援が必要となり、その負担については、効果や長期的な経費支出を考慮すると課題が大変大きく、乗り入れ等の実現に至っておりません。

このことから、路線バスの運行拡大や導入について役員さんと協議したところ、松が丘自治会へバス利用の動向について調査項目を現在、役員会で検討していただいております。今後区民の皆様へアンケートを実施される予定と聞いております。

さくら団地につきましては、先の3月議会で山田議員さんの回答でも述べましたように既存のバス路線（近江八幡駅～岡屋南）の運行経路を追加延長して考えるのが妥当と思いますが、これについては、前段にも述べましたように、運行主体、運営面、運行経費増大等により赤字補填の負担増になり、現実的には困難な状況であります。また、団地内への進入経路については、町道がありますが、道路幅員が狭小で大型車等の乗り入れ困難等の問題があり、交通アクセスについて将来構想と合わせて検討をしてみたいと考えております。

いずれの自治会においても利用ニーズを調査し、若年層はもとより高齢社会を含めた生活基盤として大切な課題と認識し、関係地域のお取り組みの状況もお聞かせいただきながら、的確な情報収集ができました上で、具体的な日程は、今、申し上げる状況にありませんが、早期に公共交通対策協議会を設置し、検討を深めてまいりたいと考えております。今後とも、目的達成のため努力していく所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、川嶋議員さんへの回答とさせていただきます。

○議長（中島正己） 川嶋哲也議員。

○2番（川嶋哲也） 今、概要を説明、答弁をいただいたわけでございます。特にやかましく言われております若者定住等を考えるということになれば、21年には100人程度の子どもたちが、高校とか、そういうところへ通学されるというようにも今聞かせていただいたわけでございます。

現在、役場まで近江バスが入っておるわけでございますが、利用者はどれくらいあるか、私も把握しておらないわけでございますが、今日も役場から見ておりますと、運転手さんだけというようなバスがほとんどでございます。そういうことを考えますと、この路線を廃止してでも、松が丘の方へ路線変更をしていただいてもいいのではないかなと思うわけでございます。

現在使われておりますのが、岡屋線、さらに八幡竜王線を含めて、19年度の予算では年間860万円助成されるように予算措置がなされております。そういうことを考えますと、やはり松が丘、なかなか条件が厳しいと思うのですけれども、バスの迂回とか、そういうのも含めてなかなか厳しいかと思うのですけれども、これは何年間も検討されてきた経過があると思うのです。もうこの辺でやはり決断をすべきではないかなと思うのですけれども、毎年自治会長さんが替わっておられますので、なかなかそういうようにはいかないかと思えます。しかしながら、公共交通対策協議会は設置されていないのですか。これはもうずっと、1年1年設置されるということか。その点も含めてお答えいただきたいのですけれども、やはり、この際に決断をしていただきたいなと思うのです。その点について、再度お聞きいたしたいと思えます。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 川嶋議員さんの再度のご質問にお答えしたいと思います。

今現在、コミュニティバスの運行と、それから、道路運送法の第4条の運送で、八幡竜王線と岡屋線が運行されております。先ほどご回答を申し上げました希望が丘の方の乗り入れということで3路線あるわけでございます。今現在、ご質問をいただきました役場の乗り入れにつきましては岡屋線の乗り入れということで、これを廃止して向こうへもっていったらどうかというご提案だと思っておりますけれども、朝晩の運行につきましては、岡屋線につきましては、高校生とか、いろいろな方が乗車していただいております。ですから、その部分を松が丘に乗り入れるという方法も検討もしました。

ところが、町の補助金等いろいろ運行の経過がございますので、その辺を検討しながらやっていったわけでございますけれども、一番、近江バスとの協議の中で、希望が丘の路線を朝のラッシュ時に、また先ほど申し上げました「検討した」と言いますのは、朝のラッシュ時なり帰りの時刻、特に高校生等が多く乗る時間帯を延長してはどうかという検討をさせていただいておるわけでございます。

ですから、この岡屋線を廃止し、役場への乗り入れを止めて向こうへもっていくというのはなかなか、先ほど申しましたように難しいという状況になっております。ですから、先ほど申しました、ご回答申し上げました希望が丘の運行を、何とか希望が丘から松が丘の方へ乗り入れしたいという協議を今しております。

それから、公共交通対策協議会でございますけれども、基本的に公共交通対策協議会で、先ほど申し上げました、その利用についての協議をしていただくわけでございますけれども、今現在、その協議会自体は設置いたしておりません。特に、その運行については、具体的な試案ができ次第、やはり検討させていただきたいということでございますので、今後早期に設置したいということを考えております。

基本的には、公共交通対策協議会につきましては、特に議会の皆さん、区長さんの代表の方、それから各種団体の代表の方、それから路線バスの利用者の方ということで従来やっておりますので、その方法で今後につきましても設置をさせていただきたいというような考え方をしております。

いずれにしても、具体的に近江バスと検討を詰める中で、やはり早く公共交通対策協議会を設置する中でやっていきたいなという考え方をしておりますので、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 川嶋哲也議員。

**○2番（川嶋哲也）** 先ほどから申し上げますように、毎年こういうような話でズルズルきておるようではないかなと思うのですけれども、地元との協議はどのようにされておられるのか、今もアンケート等をとるという考え方でおられるのか。これからされるのだと思います。

そういうことで、区長さんも自治会長さんも1年任期でございますので、なかなか結論は出にくい部分もあるかと思うのですけれども、例えば、松が丘へ入るのにはバス停が必要だと。やはり地元の協力を得なければならないという点も含めて、協議をしていただいていると思いますけれども、その辺を含めて、先ほどから申し上げますように、30年近く、初めからいきますと30年にならないわけですが、あれだけのお家が建って、20年から25年経っていると思うのですが、その時からやはりこういう問題は出てきておったと私は思います。

そういうようなことから言いますと、やはりもうこの辺で何とか、だめなものならだめ、できるものならやろうというような結論を出すべきではないかなと思うのです。やはり、やかましく若者定住とかいうことを言っているけれども、肝

心なことができていなかったら、これは定住にはならないと。極端な話ですが、そういうことだと思いますので、その点を十分考えていただきたいなと思います。

それから、1点だけ、先ほど岡屋線、それから八幡竜王線、希望が丘線（青年の城線）、3つの時刻表があるのですけれども、例えば、岡屋線につきましては、岡屋が始発6時4分があるのです。それから、八幡竜王線は1時間遅れと、7時ということでございます。そういうようなことで、ダイハツさんが7時ということでございますので、これをもう少し早く竜王線の方もしていただくというわけにはいかないのかどうか。

さらに、八幡からの帰りでございますが、帰りも同じく、岡屋線と八幡竜王線は1時間違うわけでございます。ダイハツの方へ行くのが8時でございます。しかしながら、岡屋線につきましては9時ということでございます。これも1時間の差があるわけでございます。そういうことも含めて検討していただきたいなと思いますので、その点についてご答弁がいただければありがたいと思います。

**○議長（中島正己）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 川嶋議員さんの再度のご質問でございます。

出発と最終の1時間のずれがあるではないかということでございますけれども、このことにつきましては一定、事業者また町の負担等の費用等もございます。そういうところから、特に今までに近江バスとの協議の上でやってきたわけでございますけれども、やはりそれにつきましては、当然、町の負担というものが出てくるわけでございます。

そういうようなことで、特にいろいろな分がございますので、協議はさせていただくという考え方はしておりますけれども、その辺ご理解いただいて、若干費用の面でも、かなりその部分についてご理解をいただかないといけないということがございますので、ご理解いただきたいなと思います。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 次に、4番、村井幸夫議員。

**○4番（村井幸夫）** 地球温暖化対策について、お伺いしたいと思います。

今、世界各国で取り組まれている地球温暖化対策は、大変重要かつ必要的な取り組みであると思うところがございます。わが町も、家庭などから出る廃食油の利用を考えたBDFの取り組みがされています。この取り組みも対策の一環になると思われま。今の取り組み状況と製品の利用状況は、また、今後の取り組みと町民の協力体制についてお伺いしたいと思います。

もう1つ、東近江市でも大々的に農家の協力のもとに取り組んでおられるよう  
でございます。わが町も減反対策の一環として取り組めないものか、お伺いた  
いと思います。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 村井議員さんの「地球温暖化対策について」のご質問  
にお答えさせていただきます。

ご高承のとおり、地球温暖化は、今日の経済活動に伴う化石燃料の消費による二酸化  
炭素（CO<sub>2</sub>）排出量増大が起因する温室効果ガスにより起こっております。この  
現象により、地球の平均気温は20世紀の100年の間に約0.6℃も気温が上昇し  
ていると言われております。また、このままでは2100年には最大で5.8℃上昇  
し、世界的には氷河が溶け、海水面の上昇、極地の生態系の崩れ、台風や集中豪雨の  
増大など異常気象、食糧危機等、自然や社会へ様々な影響を及ぼすとも言われており  
ます。

国での地球温暖化対策の取り組みといたしましては、平成17年2月に発効しまし  
た「京都議定書」による温室効果ガス削減目標マイナス6%（1990年比）を達成  
するため、同年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定されております。

滋賀県では、平成22年度までの地球温暖化対策推進計画が平成18年12月に改  
定され、温室効果ガス総排出量の削減目標を、基準年である平成2年（1990年）  
比9%削減とし、県民の取り組みについては、省エネルギー・省資源型のライフスタ  
イルへの転換、行政が実施する施策への協力が明記されております。

さて、お尋ねのBDFの取り組みでございますが、ご賢察のとおり、本町が資源循  
環型社会のまちづくりとして家庭や企業から出る資源を活用した再生可能エネルギ  
ーとして、平成7年度から取り組んでおります、各家庭からの廃食油を燃料化として  
軽油に代わるディーゼルエンジン燃料へのリサイクルとして、BDF（バイオ ディ  
ーゼル 燃料）の活用に取り組み地球温暖化対策の1つと位置づけております。

BDF燃料の特徴は、排ガスの黒煙が軽油と比べて1/3に軽減、二酸化炭素（C  
O<sub>2</sub>）の発生量が軽油に比べて70%以上軽減し、化石燃料のように二酸化炭素を新  
規排出しないため、温室効果ガスに該当しない、また、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）が出な  
い等のメリットがあります。

しかしながら、BDFの特性によりB5（軽油との混合比5%）以上の割合で利用  
する場合は、エンジンの燃料関係の部品（燃料パイプ等）を劣化させますので、BD  
F利用にあたっては部品の交換が必要となります。BDF対応のエンジンにまだまだ

改良されていないのが現状であります。

そのため本町では、トラクター供給については燃料パイプを劣化させることから、交換時に必要経費として限度額2万5,000円の助成制度を設置し農家負担の軽減措置を講じております。

本町でのBDFの現在の取り組み状況でございますが、全町63ヵ所を対象に廃食油の回収を実施し、月平均500～600リットル、年間約7,800リットルの廃食油を回収いたしております。これを原料といたしまして毎月約400～500リットル、年間約6,000リットルのBDFを製造しております。

BDFの利用状況といたしましては、約50%にあたる3,000リットルを町内山之上地区から近江八幡駅の区間を運行しておりますコミュニティバスの燃料（B5 軽油との混合比5%）として、また約40%にあたる2,400リットルを、竜王町稲作経営研究会のご理解をいただき利用協定書を結び、農家のトラクターの燃料（B20 軽油との混合比20%）として、残り約10%にあたる600リットルを町公用車のワゴン車（B20 軽油との混合比20%）やトラック（B100 BDF100%）の燃料として利用させていただいております。

今後の取り組みといたしましては、さらにBDFの利用を推進すべく、スクールバス、農業関係（営農組織）や公用車の中型バス・マイクロバス・給食配膳車への利用拡大を検討いたしております。

町民の皆様には、今後とも今日まで、確立していただきました各ごみステーションでの廃食油回収システムにご協力いただきますとともに、需給バランスを勘案しながら、町内事業等への廃食油回収システムの構築に向けて検討してまいりたいと考えております。併せて、CO<sub>2</sub>負荷の少ないバイオディーゼル燃料（BDF）の利用促進に努め、地球温暖化防止の新エネルギー部門として展開できるよう努力傾注していくところでございます。

地球温暖化対策は、議員皆様をはじめ、住民の皆様との協働の力によって防止できるものと考えておりますので、さらなるご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。村井議員さんのご質問の「地球温暖化対策について」のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 川部産業振興課長。

○産業振興課長（川部治夫） 村井議員さんの「地球温暖化対策について」の後段の「減反対策」のご質問にお答えいたします。わが町も、減反対策の一環として取り組めないものかについてお答えいたします。

東近江市の取り組みであります。旧愛東町のみで約15haが栽培をされており、BDFの取り組みに関して、県内でいち早く取り組まれ、この取り組みに関して国費を受け、「なたね館」をはじめ収穫コンバイン、搾油機などの機械整備を行い現在も取り組みをされておるところであります。

しかし、機械整備等設備投資費用と現状のBDFの需要と供給の関係から、市内全域への取り組みに広がらない状況をお聞きする中で、本町での米の生産調整のための転作作物としての取り組みについての理解と協力をいただくには、今しばらくの期間が要するものと考えられます。

そうしたことから、転作作物としての取り組みにつきましては、当面は先に生活安全課長の回答にもありましたように、現状の廃食油による廃食油回収システムの構築にご理解とご協力をお願いするものであります。

以上、村井議員さんへのご質問のお答えとさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 村井幸夫議員。

**○4番（村井幸夫）** いろいろな回答をいただきまして、誠にありがとうございます。

このまま温暖化が進んでいきますと、先ほどの話ではございませんけれども、2100年には、食生活でも今食べているものが食卓から消えていくというような事態も考えられるようなことでございます。

このことはさて置いて、異常気象による熱中症とか、集中豪雨などが発生した時の対策とか、そういうものは必要と考えますが、その対策はどのようなことを考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（中島正己）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 村井議員さんから再質問をいただきましたので、お答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、地球温暖化の進行に伴いまして、現在予想されております気候の変化、特に暑い日の増加、農産物の収穫減少や病虫害被害の増大、台風や集中豪雨の増加、干ばつや洪水の巨大化等が懸念されております。

ご承知のとおり、町内の河川は天井川が多く、日野川の改修は早期に実現されることが、集中豪雨等の対策に一番的確な対策かと思っております。しかしながら、日野川改修につきましても、まだまだ時間がかかるように聞かせていただいております。

また、町内には多くの湧川等もございますので、集中豪雨等につきましては、できるだけ速やかに各水門を開閉していただくようなことを、常日頃から各地区

でご認識いただくということも必要かと思っております。

さらに、町といたしましては、水防体制の強化、町消防団・水防団ならびに各地区における自主防災組織での水防訓練の実施をしていただくようお願いしております。

本年9月2日には、第3回の竜王町総合防災訓練も計画させていただいております。住民の皆様方が常日頃から災害に対する意識を持続して持っていただくということが非常に肝要かと思っております。

このようなことから、町といたしましても、特に本日、梅雨に入ったということでございますけれども、水防体制について充実してまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、村井議員さんの再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（中島正己） 村井幸夫議員。

○4番（村井幸夫） 熱中症の方については、夜もだいぶ遅いので、また機会があったら聞きたいと思っております。

最後に、今は車社会でございます。通勤形態もいろいろ見直さなければならぬと思う時期もございます。よそでは地球温暖化防止条例というようなことも言われておるところでございますけれども、我が町でも企業と連携をした対策を考える必要があるのではと思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中島正己） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 村井議員さんから再々質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

議員さんが申されました地球温暖化防止条例につきましては、近くでは、大阪府・京都府が制定されておられます。本滋賀県におかれましては、滋賀県大気環境への負荷低減に関する条例が、平成12年3月に制定されております。この条例に基づきまして、地球温暖化対策推進計画の改定が、平成18年2月にされたところでございます。

竜王町といたしましては、現在、地球温暖化防止対策に関する条例の制定につきましては検討いたしておりませんが、平成18年3月に策定させていただきました竜王町エコタウンプラン行動計画によりまして、環境共生型まちづくりを進めてまいりたいと思っております。資源の有効利用、環境負荷の少ない資源循環型社会を基本に進めてまいりたいと思っております。

本町での具体的な取り組みといたしましては、エコを意識した住まいづくり、環境負荷を小さくする環境共生型住宅等の構想、一例を申し上げますと、雨水の利用、太陽光発電、生ごみ再利用・堆肥化、住宅周辺の緑化等でございます。

また、エコ農業といたしまして、有機肥料・減農薬栽培での農業の推進、各事業所におかれましては、エコオフィス・ノーマイカーデー・アイドリングストップ等の実施、さらには、新エネルギーといたしまして、先ほどご説明させていただきましたBDF事業の継続・拡大、そして太陽光エネルギーの活用でございます。

また、企業につきましては、滋賀県地球温暖化推進計画の中で、それぞれ県民の取り組み、事業者の取り組み、行政の取り組みが明記されております。特に事業者の取り組みについては、それぞれ具体的な数値もあげられております。町内の各事業所におかれましても、この滋賀県地球温暖化対策推進計画に基づきまして、現在、鋭意お取り組みをいただいているものと認識いたしております。

以上、誠に簡単でございますけれども、村井議員さんの再々質問にお答えさせていただきました。

**○議長（中島正己）** 次に、8番、竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** 平成19年第2回定例会一般質問。8番、竹山兵司。質問事項、ダイハツ工業前山中橋附近の交差点及び町道八重谷甲西線の道路拡張等について、お尋ねします。

国道477号のダイハツ工業附近の交差点や山中橋附近の交差点は、朝の通勤ラッシュで毎日大渋滞となり、日常生活にも支障をきたし、この解決策が求められています。また、町道八重谷甲西線も通行車両が多く、道路の整備が求められています。対応と対策について伺います。よろしく申し上げます。

**○議長（中島正己）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** ただいま竹山議員さんから、ダイハツ工業前、山中橋附近の交差点及び町道八重谷甲西線の道路拡張等についてご質問をいただいておりますので、お答えします。

1点目、ダイハツ工業前、山中橋付近の交差点付近の通勤時の交通渋滞の解決策についてでございます。この交通渋滞は、特に朝の通勤ラッシュ時におきまして、一般通勤者、ダイハツ工業への通勤者、また工場から工場への車輛等で、午前7時から午前8時30分位の間特に交通渋滞をきたしている状況です。これらの渋滞状況につきましては現場把握しておりますが、現時点では、道路拡幅の

計画はない状況であります。

しかしながら、ダイハツ工業前につきましては、県道水口竜王線が本年度から一部舗装着手され、全線完成すれば、甲賀市方面への通過車輛は減少すると思われれます。

山中橋付近につきましては、今後の周辺地域の開発の動向によって、道路整備が必要になってくる状況かと思われれます。

いずれの路線にいたしましても、日常生活また産業活動の重要な路線でありますので、道路管理者である県当局に対しまして、道路拡幅の要望活動を続けてまいります。

2点目、町道八重谷甲西線の道路拡張についてでございます。町道八重谷甲西線は、湖南市甲西町側から竜王インター側への抜け道的な存在として、多くの通過車輛があります。当該町道は、山中林道として整備されたことから、道路幅員も狭く、現在の車輛がすれ違うには待避所でのすれ違いが行われています。このようなことから、拡幅出来ないかとのご質問であります。

この道路沿線の土地につきましては、現況の土地と、公図が大きく異なる、公図混乱地域となっています。まず、この公図混乱を解決しなければ拡幅のステップを踏む事はできません。しかしながら、広い面積で公図と現況が合わないことから、どれだけの日数と費用を掛け、また、誰が事業実施主体になるのか見当も付かないのが現状であります。この町道拡幅については、極めて困難性が高い状況ですが、地域の方々のご協力も得ながら、公図と現地が整合する場所を見つけ出し、道路整備の糸口が見えるよう図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** ダイハツ地先の緩和策として、県道水口竜王線もまだ舗装がされておられませんけれど、早期に舗装されまして、開通されることを希望しております。

なお、大変難しい山中林道のようにございます。特に、この道路の両側には、松くい虫による枯れ松が道路沿いにあります。かつて、この道路のくぼみに車両がバウンドし、その修理代を町が弁償されたようなことがあったように思っておりますが、今後、松の木が倒れる事故が発生予想されますが、これを未然に防ぐため、公図あるいは現況を確かめていただいて、所有者への枯れ松などの伐採依頼をしていただくようにご努力をいただきたいと思います。この点についても伺

います。

また、現在道路沿いの笹が覆い茂り、雨の日には、特に狭い道路に覆い被さっています。八重谷地先のゴルフ場側から山中方面へはジャングルのような町道であり、湖南市へ出ますと、夜が明けたように道路の視界が広がります。整備される期間はほど遠いようではありますが、近隣市などからの協力を得る方策などがな  
いか、この点についても伺います。よろしくをお願いします。

○議長（中島正己） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま2点の再質問を伺いました。

まず1点目、八重谷甲西線の松くい虫の状況でございます。特に、これらにつきま  
しては、今日までも特に台風シーズン、風のきつい時ということで、松が倒  
れそうになると、また倒れるという状況があつて、電話があつて駆けつけている  
という状況でございます。

特にこれにつきましては、本来ならば土地所有者が対応すべきではありますが、  
交通の関係から町が対応しているということで、直営でできる部分は直営でしな  
ら、またできない部分はシルバーの方をお願いしながら近場のところはやってお  
ります。奥の方までは、どうしても所有者の関係がある関係で、できておりませ  
ん。本来ならば、所有者を見つけ出してということがありますが、どうしても現  
場と公図が合わない関係で所有者が割り出せないというところがありますので、  
これらにつきましては、今後時間をかけながらもやっていく必要があるかと思  
っております。

2点目、道路沿いの笹がかなり覆い茂っているということでございます。また、  
ジャングルのようになっているということもあります。特に、この道路につつま  
しては、抜け道が存在しているということで、朝夕かなり飛ばしていく車があり  
ます。朝たまに見に行きますと、かなりスピードを出しておられます。

そこで、まず一番大事なのは交通安全ということで、スピードを抑えるという  
ような対策が必要であります。なかなか道路幅が広げられないということがあ  
ります。

また、草を刈りながら見通しをよくしようということでもありまして、今日ま  
でどのようにしようかということで試行錯誤の中で、道路の草を刈りますと、そ  
の時はやはりスピードが出ます。そして、逆にジャングルの的とは言いませんが、  
覆い茂ると車はスピードを落とします。車に傷がつかないということで、真ん中  
を走って、ゆっくりと走るということで、本来ならば後退した対応とは思ってお

ります。今、状況的には少し草を刈るのを遅らせながら、交通安全の体制ということで、あまりよくはないと思っておりますが、道路整備が完成するまでは、いろいろな試行錯誤を重ねながらやっていかなければ、変に草を刈ってしまうと、路肩へ車が寄ります。そうすると、路肩に寄って寄って、その路肩の方は土ですので、また民地に入って、そこへタイヤが入ってパンクするというように、悪循環という感じで、だんだん知らないうちに道路が広がると、そして民地を食っていくという感じで、苦勞しながらこの道路対策については対応しておりますので、ご理解いただきまして、ご回答とさせていただきます。

**○議長（中島正己）** 竹山兵司議員。

**○8番（竹山兵司）** いずれにいたしましても、ジャングル状態の方が交通安全に寄与するのではないかというような、見方もいろいろあるものだなと思っておりますが、たちまち公図、あるいは現地調査を積極的にお進めいただいて、安心して安全なまちづくりにこの道路が寄与するようにご努力をいただきますことを希望申し上げます、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（中島正己）** これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後10時00分